

入間市 公共施設マネジメント 事業計画

(原案)

平成31年1月

入間市

目 次

第 1 章	公共施設マネジメントになぜ取り組むのか	
1	公共施設マネジメントの目的	5
2	公共施設マネジメント事業計画の策定理由	5
3	公共施設を取り巻く背景	6
4	公共施設に関わる市政の諸課題	9
5	今後のまちづくりの方向性と公共施設マネジメントとの関係性	11
6	公共施設マネジメントの必要性和効果	13
第 2 章	公共施設マネジメント事業計画の概要	
1	事業計画の位置づけ	17
2	事業計画の基本的考え方	19
3	事業計画の推進方向	23
4	機能別事業計画の役割	25
5	地域別事業計画の役割	25
6	進行管理	25
7	ファシリティ・マネジメントの取組	27
8	公共施設マネジメントの成果予測	27
第 3 章	機能別事業計画	
	〔地域対応施設〕	
1	地区センター	31
2	小学校・中学校	34
3	学童保育室	37
4	図書館(分館)	39
5	保育所	40
6	地区体育館	42
7	老人憩いの家	43
	〔広域対応施設〕	
1	市民会館・中央公民館	44
2	産業文化センター	46
3	文化創造アトリエ	47
4	市民活動センター・男女共同参画推進センター	48
5	青少年活動センター	49
6	農村環境改善センター	50
7	農業研修センター	51
8	勤労福祉センター	52
9	博物館・埋蔵文化財整理事務所	53
10	児童センター	54
11	図書館(本館)	55
12	市役所(本庁舎)	56
13	市民体育館	58
14	武道館・弓道場	59
15	老人福祉センター	60
16	障害者活動センター	61
17	扇台福祉作業所	62
18	健康福祉センター	63

19	学校給食センター	64
20	総合クリーンセンター・リサイクルプラザ	65
21	防災センター	66
22	入間市駅南口自転車駐車場	67
第4章	地域別事業計画	
1	豊岡第一地区	70
2	豊岡第二地区	73
3	豊岡第三地区	76
4	東金子地区	79
5	金子地区	83
6	宮寺・二本木地区	86
7	藤沢第一地区	91
8	藤沢第二地区	93
9	西武地区	95
第5章	公共施設マネジメントに関する財政見通し	
1	30年間の計画に基づく事業費試算額	99
2	財政見通し	100
3	財政見通しの検証結果	103
第6章	今後の進め方	
1	個別施設計画	105
2	施設データの管理	105
3	保全計画	105

第1章

公共施設マネジメントになぜ取り組むのか

第1章

はじめに ～公共施設マネジメントとは～

市の公共施設の現状を把握し、今後の公共施設のあり方を明らかにするとともに、長期的な視点でマネジメント（経営・管理）を行っていくこと。

1. 公共施設マネジメントの目的

本市が考える公共施設マネジメントとは、時代の変化に対応した行政サービスを継続的に提供し、人口減少が進む中、今後の財政状況も踏まえた持続可能なまちづくりを実現するとともに、将来世代に負担を先送りしないことを目的としたものです。

〔公共施設マネジメントの目的〕

- ① 市民ニーズの変化に合わせて、公共施設の機能・役割の見直しを行うこと。
- ② 社会情勢や時代の変化に合わせて公共施設の保有量を適正化すること。
- ③ 公共施設の再整備を効率的に実施すること。
- ④ 公共施設の実態を的確に把握すること。
- ⑤ 老朽化が進む公共施設の維持管理を総体的、計画的に推進すること。
- ⑥ 公共財産（資産）としての公共施設の有効活用を図ること。
- ⑦ 公共施設の最新情報を提供することで、市民、事業者及び行政が公共施設等の情報を共有化し、現状に対する理解を深め、互いに一定の課題認識を持てるようにすること。

2. 公共施設マネジメント事業計画の策定理由

公共施設マネジメントの推進に向けて、本市では平成26年度に「公共施設マネジメント白書」（以下「白書」という。）と「公共施設最適化基本方針」（以下「最適化基本方針」という。）を策定し、平成27年度には施設の再整備や維持管理の方向性を示した「公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を策定しました。

事業計画は、これらを踏まえて公共施設マネジメントを推進するための手段と具体的な取組方向を示すとともに、各施設のサービス内容と機能の見直し、再整備や維持管理の取組方向、整備スケジュール及び財政計画等についても示すものとして策定するものです。

3. 公共施設を取り巻く背景

ここでは、なぜ公共施設マネジメントに取り組む必要があるのか、その背景となる社会情勢や市民ニーズの変化、将来見通しについて確認しておきます。

(1) 人口減少及び少子化・高齢化

現在の日本は、次ページのグラフ 1 の通り人口減少が進んでいます。また、併せて人口構造も大きく変化しています。具体的に「日本の人口推移及び推計（平成 29 年版高齢社会白書（内閣府）を基に総務省で加工）」によれば、65 歳以上の高齢者人口の増加が続く一方、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口、14 歳までの年少人口は一貫して減少しており、この傾向は今後も継続するものと推計されています。

こうした傾向は本市も同様で、次ページのグラフ 2 の通り、平成 27 年度策定の「入間市人口ビジョン」によると、2011（平成 23）年 1 月に約 15.1 万人とピークだった総人口が、2018（平成 30）年現在では約 14.9 万人となり、推計では 22 年後の 2040 年が約 11.9 万人、42 年後の 2060 年には約 8.9 万人と 4 割も減少する見込みとなっています。また、人口構造も国の動向と同じで、高齢者人口が増加し生産年齢人口と年少人口は減少する傾向となっています。

この問題が、社会にもたらす影響として、次のようなことが挙げられます。

1 点目は社会保障費の増大です。高齢者を支えるための負担がますます増え、また、年少人口の減少に歯止めをかけるためには児童福祉や教育の充実も求められます。

2 点目は、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少です。少ない人数で高齢者を支えていかなければならないにもかかわらず税収は減少するため、社会保障以外の経費を抑えていかなければなりません。

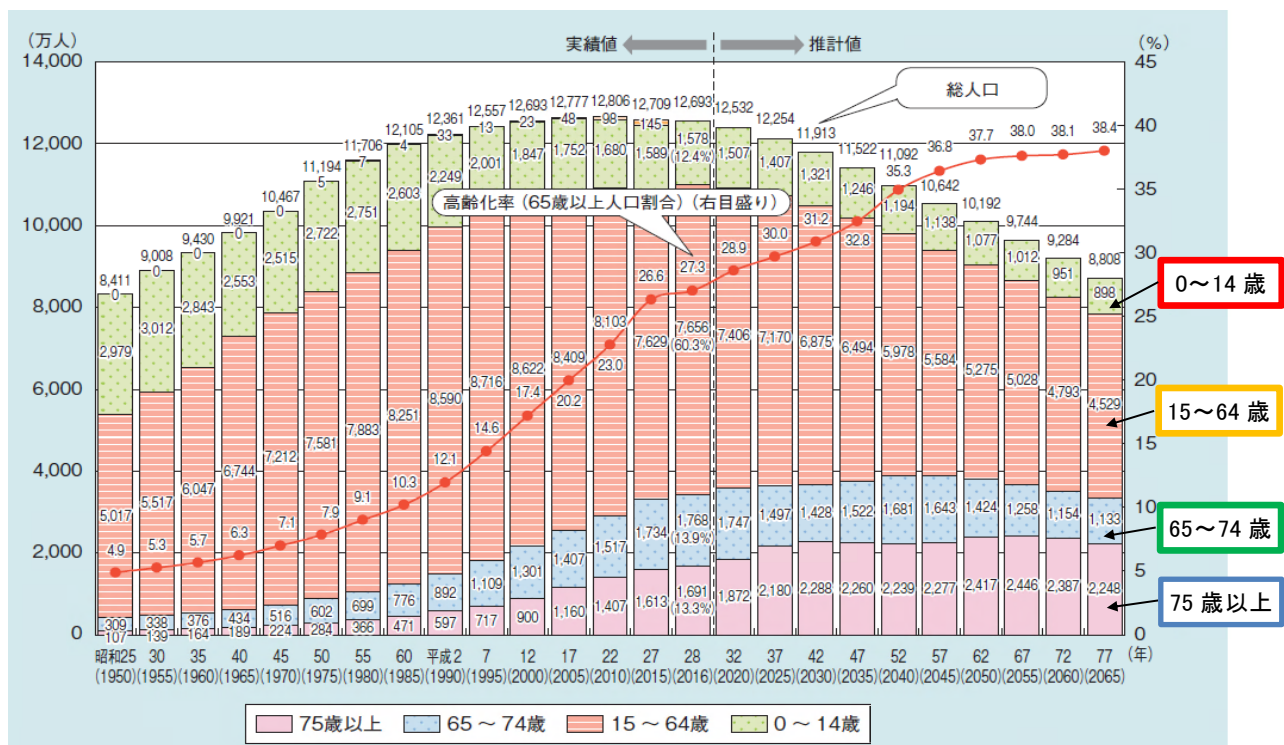
こうした諸問題に対して、各自治体にはあらゆる面で行政サービスの見直しが求められています。本市でも、「第 6 次入間市総合計画（計画期間：2017～2026 年度）」（2016 年度策定 以下「総合計画」という。）や「入間市行政改革大綱」（2016 年度策定 以下「行革大綱」という。）、「入間市まち・ひと・しごと創生総合戦略（計画期間：2015～2019 年度）」（2015 年度策定 以下「総合戦略」という。）などの重要計画において、この人口減少問題を最重要課題と捉え、人口減少を抑制するための対策と、人口減少を想定した対策の両面から政策・施策を展開することとしています。

本計画のテーマである「公共施設マネジメント」も、このまちづくりの大きな政策の柱の一つとして位置付けられるものです。

したがって、公共施設マネジメントの方向性を検討する際には、人口減少を抑制するためのまちの魅力となるような公共施設の「質」の見直し、人口減少を想定した公共施設の「量」の見直しの両面から考えなくてはなりません。

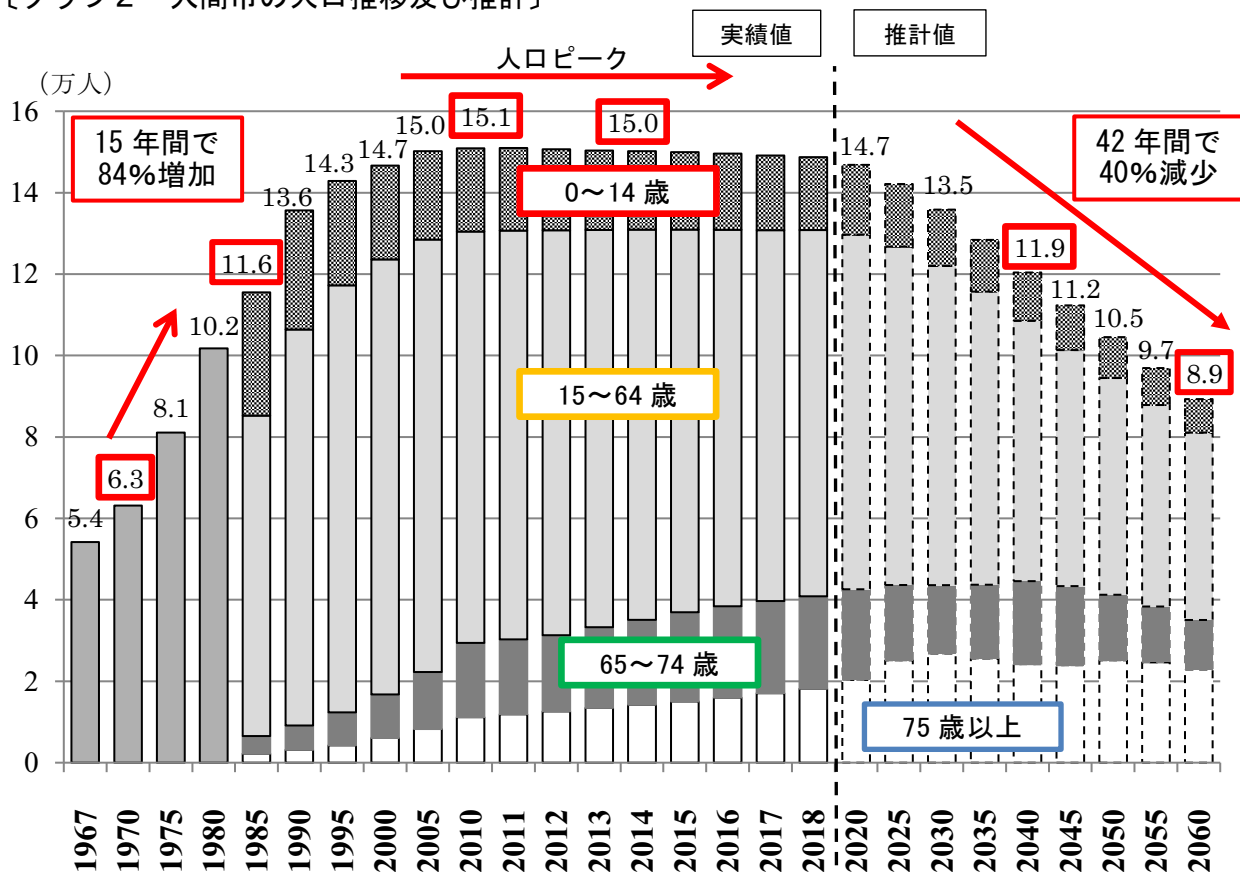
第1章

〔グラフ1 日本の人口推移及び推計〕



（出典）平成29年版高齢社会白書（内閣府）をもとに総務省で加工

〔グラフ2 入間市の人口推移及び推計〕



（出典）「入間市人口ビジョン」（平成27年度策定）をもとに作成

(2) 厳しい財政状況

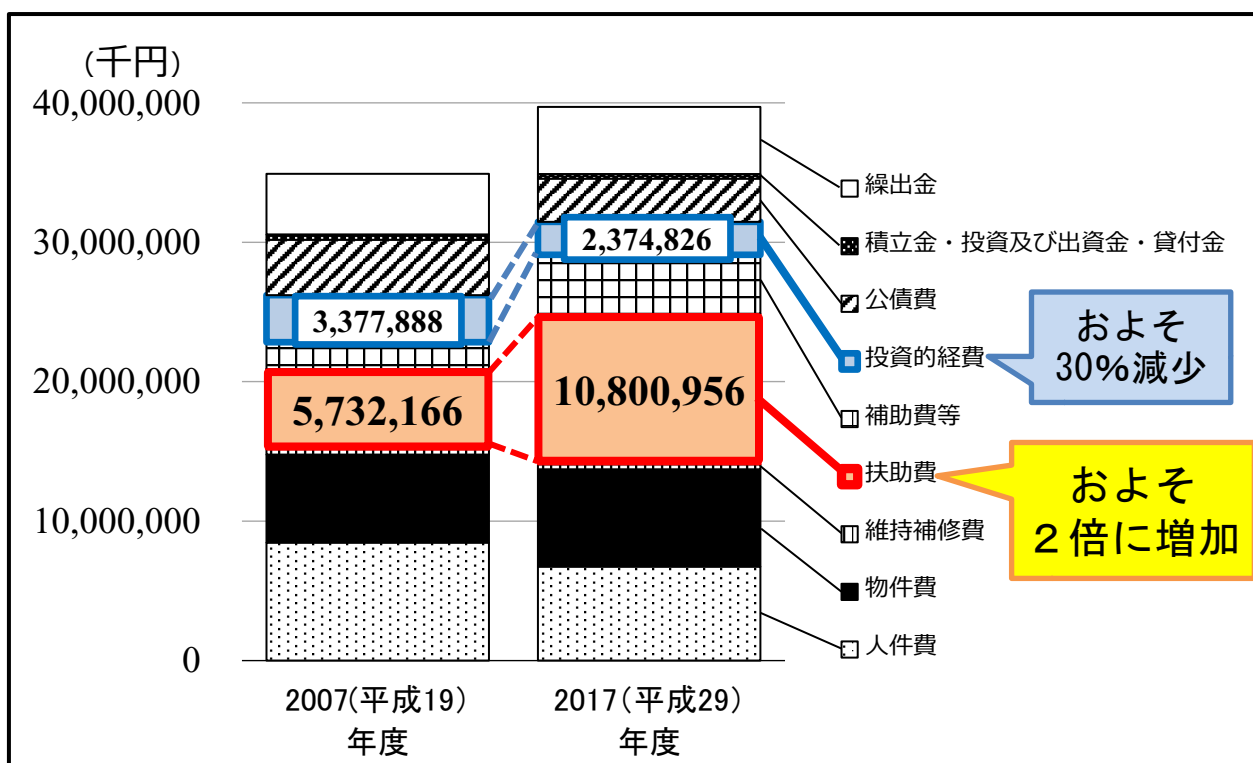
次に、本市の財政状況を見ますと、ここ数年の一般会計予算は約 400 億円で推移しています。その内訳を見ると、歳入面で自主財源の根幹となる税収は、過去 10 年間約 210 億円でほぼ横ばいとなっています。

一方、歳出面を見ると、主に社会保障費となる「扶助費」は、下記のグラフ 3 の通り、過去 10 年間を比較するとおよそ 2 倍となっており、その額は約 50 億円増加しています。社会保障に充てる財源は、国の補助金も増えていますが、自主財源から負担する割合も多くなっており、その反動として投資的経費など、経常的経費ではない予算を縮減せざるを得ない状況となっています。

こうした傾向は、今後の人口構造の変化を見ても、さらに拡大する傾向にあり、かつ、横ばいとなっている税収も、生産年齢人口の減少により徐々に減少していくことが予測されており、財政状況はますます厳しくなるものと考えられます。

したがって、公共施設の整備にかけられる投資的経費は、今後ますます少なくなることが考えられます。

〔グラフ 3 過去 10 年の歳出の比較〕



(3) 公共施設の老朽化

次に、本市の公共施設は現在約 180 施設ありますが、その多くが人口急増期の昭和 40 年代後半から 60 年代までに建設されたもので、現段階で築 40 年以上が 38%、築 30 年以上を合わせると 75% になり、一斉に老朽化が進んでいます。

こうした公共施設の多くは鉄筋コンクリート造ですが、その耐用年数を総務省が示している築 60 年とした場合、今後 20～30 年間で一斉に大規模改修や建替えが必要な状況となっています。

しかし、今後の人口減少や人口構造の変化を考慮すると、現在の公共施設が同じ規模や量、機能で必要かどうかを考えなくてはなりません。また、財政状況を考えれば、全ての施設を今後も整備して所有し続けることは不可能な状況です。

こうしたことから、あらためて一つひとつの公共施設の今後のあり方や必要性を考えることが必要となっています。

第1章

(4) 社会情勢や市民ニーズの変化

現在の日本では、人口減少や人口構造の変化、A I や情報通信技術（以下「I C T」という）などの普及、働き方改革による女性や高齢者の就労、家族形態の変化など、様々な面で社会情勢が変化しています。また、それに伴い市民ニーズも大きく変化してきています。

こうした動きを捉えて、各自治体では行政改革によるサービスの見直しを行っていますが、その一環として公共施設のサービスと機能の見直しが必要となってきました。児童・生徒数の減少に伴う小・中学校の小規模化、女性の就労による保育需要の拡大、地域コミュニティの再構築に伴う地域で求められるサービス内容の変化など、公共施設を通じた政策・施策を進める上でも、様々な面からの見直しが求められています。

こうした社会情勢や市民ニーズの変化も、本市が公共施設マネジメントを進める大きな理由の一つとなっています。

4. 公共施設に関わる市政の諸課題

次に、公共施設マネジメントを進める上で関連性のある市政の課題や政策・施策について、その将来見通しや公共施設マネジメントとの関係について確認しておきます。

(1) 人口減少

前述した通り、本市においても人口減少、少子化・高齢化は、これからの市政を考える上で最重要課題の一つとして位置付けられています。

本市では、人口減少対策の方針をまとめた総合戦略の中で、入間市人口ビジョンに掲げた人口の長期的展望として、「合計特殊出生率の上昇」、「若年層(15～24 歳)人口の転出抑制」、「子育て世代の転出抑制と転入促進」の3つを掲げています。このうち、合計特殊出生率の上昇は国全体で取り組まなければならない課題ですが、これは子どもを産める世代の女性が減少していることなども含めて様々な要因があり、短期的な改善は非常に困難です。一方で、転出抑制や転入促進は、地方自治体として積極的に取り組める対策です。

このように、公共施設マネジメントを考える上でも、「若年層(15～24 歳)人口の転出抑制」、「子育て世代の転出抑制と転入促進」の2つの視点は考慮しなければなりません。具体的には、若い世代や子育て世代が、魅力を感じ安心して生活できると思えるような公共施設を整備すること、また、そのような「まち」を作るための政策に集中投資できるように公共施設の効率化を進めること、その両面から公共施設マネジメントに取り組んでいく必要があると考えます。

(2) 都市計画、土地利用、公共交通

国では、急激な人口減少が進む中でも、持続的に成長し、生活の質を高めていくことのできる社会を実現するため、全国的にコンパクトシティ(集約型の都市構造)への移行を進めています。これは、公共施設や病院、商店といった社会インフラを集約化し、その周りに居住地をまとめて、都市を集約化するという考え方です。

現在の都市計画及び土地利用構想では、市内6地区に「まちの拠点を形成」し、そこをネットワークで結ぶという、「多極ネットワーク型」と呼ばれるコンパクトなまちづくりを目指しています。公共交通の再編についても、このような考え方に基づいて行われています。

そのため、公共施設マネジメントでも、この都市計画に沿って地域の拠点を設置していくことを優先課題として考える必要があります。

公共施設マネジメントは、総合計画や各種計画と整合を図りながら進めていくことになります。

(3) 防災

わが国では、近年多くの災害が発生しており、大地震、風水害、大規模な事故等の発生が当市でも懸念されます。

市では、地域防災計画により、想定される災害への対応を図っていますが、防災拠点となる公共施設の再編においては、防災の視点からの検討・対応も重要です。防災上の要請に対応するために、廃止施設を他の施設に転用した上で防災拠点と位置づけ、避難所・避難場所等の機能を確保することも考えられます。

このほか、公共施設マネジメントの具体的な進捗に合わせ、適宜地域防災計画の修正を行い、整合を図る必要があります。

(4) 教育環境

「第2期入間市教育振興基本計画」（以下「教育振興基本計画」という）では、教育の基本理念として「豊かな人間性の育成」を掲げ、その実現に向けた要素として、「ふるさと入間を愛する心」、「主体的に学び・活用する意欲」、「思いやりと共生の心」、「健康増進に励む活力」、「グローバルな視点と感覚」を掲げています。また、教育の基本方針として、子どもから大人まで市民が生涯にわたって学習できるように、学びの場としての学校教育や社会教育の充実を図るとともに、学んだ成果を地域や社会に活かすことで、市民一人ひとりがいきいきと暮らせるまちを目指すとしています。

この教育振興基本計画に明記された入間市の教育の基本理念や基本方針に沿って教育環境を整えることが、これから小・中学校等を再整備する上でも重要な課題となってきます。それは、単にハードとしての施設を整えれば実現するものではなく、ソフトとしての教育環境の充実が最も大事なものとなります。すなわち、子どもから大人までの教育環境を、ハード・ソフトの両面から整えていくことが求められています。その中で、公共施設全体の6～7割を占める教育施設のハード面の整備方向を具体化するのが公共施設マネジメントの役割となりますが、単にハードだけを考えるのではなく、ソフトとしての教育環境の整備に必要なハードの整備といった視点を持って取り組まなければならないと考えています。

また、教育環境の充実には施設の数も必要な要素ではありますが、むしろ教育の質に重点を置くことが、人口減少社会においては必要になります。そのため、これからの方向性としては、人口急増時代に整備した施設を再整備・再配置し、施設数を適正規模に縮減した上で、各施設における教育環境の充実を図ることが重要となります。

(5) 福祉政策、子ども政策

福祉の課題がますます複雑化する環境の中で、今後最も重要となるのは地域包括ケアの仕組みづくりとなります。

地域福祉の推進を目指して、自助・互助・共助・公助のうち、互助の部分を実践させていくために、各地に「ささえあい組織」を設置する動きが出てきています。そうした動きを支援するために、地域ごとの拠点となる施設や相談窓口を整備することも、公共施設マネジメントの取組としては重要になってきます。

また、すべての人にやさしいまちづくりを進めるためには、公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの配慮なども重要な取組となってきます。

一方、今後の人口減少を抑制するためには、子育てがしやすいまちづくりを進めることが重要な政策課題となります。本市では、平成29年度から「こども支援部」を創設し、子ども・子育て支援に重点を置いた政策を展開しています。また、総合戦略において「元気な子どもが育つまち」をテーマとして掲げて対策を進めていることから、子ども支援を重点化していることはご理解いただけるものと思います。

公共施設マネジメントには、こうした福祉政策、子ども政策を考慮した取組が求められています。いずれの政策も地域における取組が必要となるものであり、地域の拠点となる地区センター（詳細は第3章参照）や学校には、こうした政策実現につながる役割が求められるため、施設の再整備・再配置をする際に考慮する必要があります。

第1章

(6) 地域コミュニティ

本市のまちづくり、地域づくりの基盤となってきた自治会は、加入率が減少し、会員の高齢化や、役員の担い手不足などの諸問題が発生しています。一方、地域にはNPO等の市民活動団体、消防団、体育協会や文化協会などの各種団体などがありますが、自治会とのつながりが希薄な団体もある状況です。

こうした地域の諸課題や団体間のネットワークなどの問題を解決するためには、これからの地域コミュニティのあり方を考え、仕組みを再構築することが必要となります。

地域コミュニティの再構築に向けた動きを支援するために、地域ごとの拠点となる施設や相談窓口を整備することも、公共施設マネジメントの取組としては重要になってきます。

(7) その他（ICTの活用、グローバル社会への対応など）

まず、ICTの活用といった課題があります。これは、公共施設マネジメントの面からは様々な課題を挙げることができます。具体的には、施設整備を行う際に、業務の棚卸し・見直しをした上でその業務にあったICTを活用すること、ICTを使ったサービスに切り換えることで公共施設の役割や組織体制が変わる可能性があること、より積極的な情報公開が求められる可能性があり、そのためのICTの整備を心がけねばならないこと、などです。

そのため、今後公共施設を整備する場合には、全てにおいて、ハード・ソフト両面からICTの活用を考慮した整備方法を検討する必要があると考えています。

次に、グローバル社会への対応については、これからも外国人市民が多くなることが予想されることから、そのことを意識した施設整備を行わなければならないと考えています。

このほかにも、公共施設マネジメントを進める上で、地域の防災、防犯、衛生などの生活環境に悪影響を及ぼす空き家などの考慮すべき市政の課題は存在しますし、今後新たな課題も増えてくるものと思われます。そうした課題については、事業計画の見直しなどで対応していく必要があると考えています。

5. 今後のまちづくりの方向性と公共施設マネジメントとの関係性

本市の行政運営の長期的な方向性は、総合計画や総合戦略、行革大綱などにまとめられていますが、ここでは公共施設マネジメントの取組が、そうした重要計画の中にどのように位置づけられているのかを確認します。

(1) みんなでつくる 住みやすさが実感できるまち いるま（総合計画）

本市は首都圏近郊に位置し、自然環境の豊かさや災害の少ない安全性の高い地域であり、通勤・通学や買い物など日常生活の利便性も確保されている、生活環境が充実した都市として評価されています。

そのため、まちづくりの基本方針を定めた総合計画では、10年間のまちづくりの目標を「みんなでつくる 住みやすさが実感できるまち いるま」としました。これは、「次期総合計画基本構想検討市民会議」において選定されたもので、市民が主体となって、みんなが住みやすいと感じられるようなまちづくりを10年間にわたって進めていくという意味が込められています。

公共施設マネジメントにおいても、「住みやすさが実感できるまちづくり」の実現に向けて、これからの社会情勢や市民ニーズに合わせて公共施設におけるサービス内容や機能を見直し、それに伴う施設の再整備・再配置を進めることが求められています。

(2) 元気な子どもが育つまち（総合戦略）

本市の人口減少の要因を分析すると、合計特殊出生率が全国や埼玉県の平均に比べて低い水準にあること、高校・大学の卒業後から 30 歳までの世代の転出が多くみられることが挙げられます。それらが人口減少に大きな影響を及ぼし、今後、年少人口・生産年齢人口の減少が加速していくおそれがあります。

このような状況の中、まちの活力を保ちながら、市民が永く幸せに暮らしていくには、年齢構成のバランスを適正に保ちながら、極力人口規模を維持していくことが必要であり、そのためには減少傾向にある若者や子育て世代に定住地として選択してもらうことが最重要課題になります。

若い世代に「住みたい、住んでみたい」まちとして選択してもらうためには、生活環境の充実した都市としての本市の特徴を活かしながら、未来の主役である子どもたちが元気に育つまちであることを、多くの市民に実感してもらうことが求められます。

子どもたちが元気にいきいきと暮らし、育っていくためには、子どもたちそれぞれの想いや考えがまちづくりに反映され、一人ひとりがまちの主役であることを実感できることが大切です。

公共施設マネジメントの推進においても、元気な子どもが育つための環境を整備するとともに、子どもの視点を取り入れた公共施設の再整備・再配置に取り組むことが重要となります。中でも、小・中学校や保育所、学童保育室など、子どもが長い時間を過ごす公共施設の「質」を充実させることが最も重要な課題であると考えています。

(3) 行政サービスの最適化（行革大綱）

市民と行政との協働の推進と、社会情勢の変化に応じた行政サービスの再編の方向性を明らかにしながら、政策力・情報力・分析力の強化を図り、市民の利便性の確保に配慮した、より効率的、効果的なサービス提供体制の整備に取り組むことを「行政サービスの最適化」という基本理念で示しています。

さらに、行政改革の推進に向けては「社会情勢の変化や市民ニーズを捉えた行政サービスの見直し」「多様な事業主体によるサービス提供体制の構築」「簡素で効率的な組織体制の構築」という 3 つのテーマを掲げて行政改革の推進を図り、安定した行政運営と充実した行政サービスの提供を目指すこととしています。

公共施設マネジメントの推進においても、この 3 つのテーマを踏まえた取組が求められており、公共施設の再整備・再配置を進める場合でも、まずは「社会情勢の変化や市民ニーズを捉えた行政サービスの見直し」から検討することとし、これからの公共施設の整備や運営においては民間活力の導入や広域連携を積極的に検討することとして「多様な事業主体によるサービス提供体制の構築」を目指すこととしています。

第1章

6. 公共施設マネジメントの必要性と効果

ここでは、なぜ公共施設マネジメントに取り組む必要があるのか、その効果はどのようなものになるのかを、5つの視点から説明します。

(1) 社会情勢や市民ニーズの変化に対応したサービスの見直しができること

それぞれの公共施設が建設された当時と比較すると、現在の社会情勢や市民ニーズは大きく変化しており、将来的にはさらに変化していくものと考えられます。変化の要素としては、人口減少や少子化・高齢化の進展、公共施設に関わる法令や制度の改正、女性活躍推進や働き方改革などの取組といった諸政策の実施が挙げられます。

このような変化に対応するためには、公共施設におけるサービス内容や提供体制を見直していく必要があります。こうした見直しを進めるために、公共施設マネジメントの仕組みが必要となります。

これからの公共施設には、地域の拠点としての役割、安全な暮らしを守る役割、地域住民の居場所としての役割、地域の魅力づくりにつながる施設としての役割、などが求められています。公共施設マネジメントを進めることで、生活環境の充実した地域づくりを進めていきたいと考えています。

(2) サービスの見直しに合わせて再整備・再配置を行うことが施設の有効活用につながる

公共施設におけるサービス内容や提供体制を見直した場合、施設の機能や規模、施設量などに不整合が発生する場合があります。適正な見直しを行うためには、公共施設の再整備・再配置の取組を通じて、機能や規模、施設量を適正化する必要があります。

公共施設マネジメントの取組の中では、この社会情勢や市民ニーズの変化に対応して、公共施設のサービスや機能を見直すことが最も重要な課題となります。

そうすることが、市民にとって使いやすい施設となり、利用率が向上し、ひいては地域の活性化にもつながるものと考えています。

(3) 計画的な維持管理(予防保全)に取り組むことで無駄の少ない施設整備が行えること

これまで本市では、厳しい財政状況を理由に、公共施設の修繕は故障・破損が発生してから対処する「事後修繕」で対応してきました。また、大規模な改修も必要な時期に実施できず、施設の老朽化を早める原因となっています。

こうした課題を解決するために、施設に関する情報を一元化し、その情報に基づいて計画的な維持管理（予防保全）を行うことで、長期的に見て無駄のない施設整備を行うことができるようになります。また、計画的な改修を行うことで施設の長寿命化にもつなげることができ、総体的な事業費の縮減を図ることができるようになります。

(4) 計画的な再整備・再配置に取り組むことで財政の平準化が図れること

これまでのように、所管課ごとに施設の改修や建替えを計画する方法では、公共施設再整備に係る事業費の平準化はできませんでした。しかし、施設の情報を一元管理し、計画的な維持管理や施設更新を行うことで、事業費の平準化を図ることができます。

つまり、市政全体の財政計画に基づいて、公共施設マネジメントにかけられる事業費の枠を設定し、その枠内で事業計画を立てることで、適正な規模の公共施設マネジメントを進めることができるようになります。

現在、多くの公共施設は老朽化が進んでおり、近い将来再整備が必要となるため、福祉や教育、都市整備など他の政策のサービス低下を招かないためには、こうした財政の平準化が求められます。

(5)「選択と集中」を進めることでサービスや施設環境の充実が図れること

公共施設マネジメントは、一面では統廃合や複合化により施設量を縮減することとなり、市民の利便性が低下する可能性があります。しかし、施設量を縮減することにより、残すこととした施設に対しては重点的な投資ができるようになり、求められるサービスや施設環境の充実が図れるようになります。

このように、部分的には市民サービスの低下が考えられますが、一方ではサービスの向上を図ることができます。公共施設マネジメントを「選択と集中」という考え方のもとで進めることで、総体的には市民のニーズに合った充実したサービスや施設環境が提供できるようになります。

第2章

公共施設マネジメント事業計画の概要

第2章

1. 事業計画の位置づけ

(1) 事業計画の位置づけ

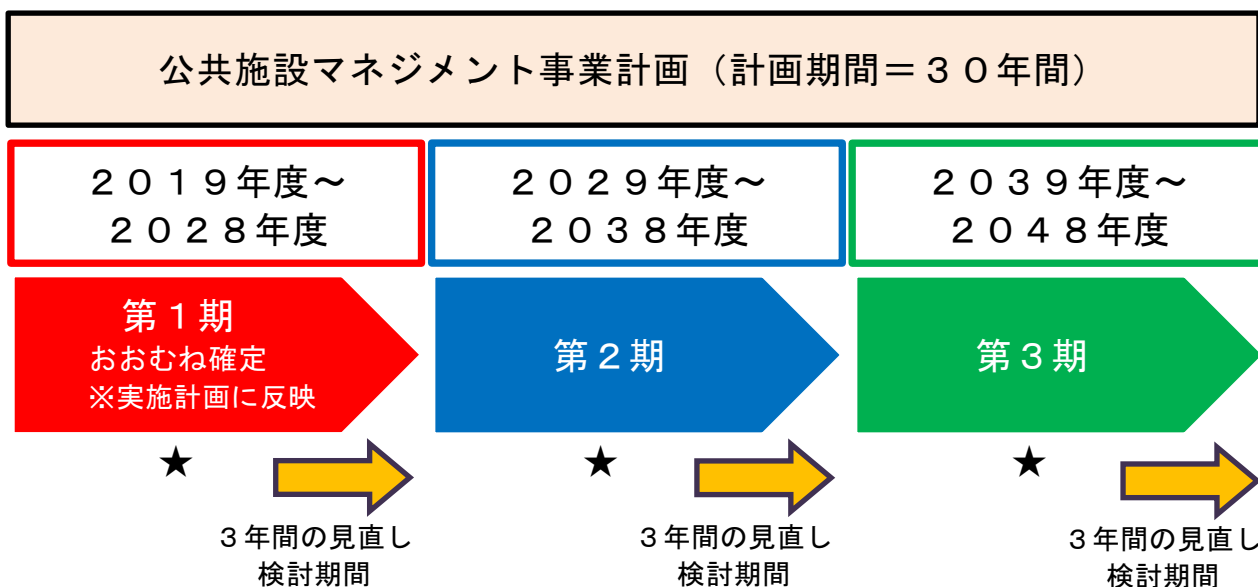
本市では、平成29年度からの市政運営の指針となる「第6次入間市総合計画・前期基本計画」を策定し、この計画に基づいてまちづくりを進めています。一方、「行政改革大綱・第1期実行計画」は、「行政サービスの最適化」を基本理念として、今後の安定した行政運営と充実した行政サービスの提供を目指すものとなっています。

公共施設マネジメントは、いずれの計画でも最重要課題となっており、行財政運営の適正化、行政サービスの最適化を実現するための取組として位置づけられています。また、「公共施設マネジメント事業計画」（以下、「事業計画」という）については、再整備と維持管理を進める上で、市民と行政が共通認識を持つための具体的な計画との位置づけであり、今後は、この計画に基づいて個々の施設の再整備や維持管理を進めていくこととなります。

(2) 計画期間

この事業計画は、総合管理計画の計画期間に合わせて、30年間の再整備イメージを描きつつ、30年間の3期に分けて、最初の10年間（2019年度～2028年度）に実施する事業を抽出し第1期事業計画として示します。

以降、10年ごとに社会情勢や市民ニーズの変化などを捉えて再整備イメージを見直し（検討期間は3年間）、地域住民との協議も重ね、第2期及び第3期の事業計画を策定することとします。



★：各期の中間年に時点修正を行う。

※事業計画期間終了後の2049年度以降の取組については、仮に「第4期」を設定して記述しています。

(3) 対象施設

原則として、本市が所有する全ての公共施設を対象とします。ただし、インフラに関連する施設は対象とせず、道路、橋りょう、上下水道などは個別の長寿命化計画に基づいて整備を進めることとします。また、プラント系の施設については、統廃合等は考えにくい施設なので、総合クリーンセンターについては対象としますが、その他は対象外とします。

なお、市営住宅は、すでに「長寿命化計画」を策定し、計画的な施設整備に取り組んでいるため、この計画の対象とはしないこととします。

〔対象とする施設〕

- 施設系（ハコモノ）…小・中学校、公民館、保育所、市役所、市民会館、図書館、博物館 等
- プラント系…総合クリーンセンター

〔対象としない施設〕

- 施設系（ハコモノ）…市営住宅
- インフラ系…道路、橋りょう、上下水道、公園
- プラント系…浄水場、最終処分場

(4) 地域区分

事業計画における地域区分の捉え方は、福祉圏域などを踏まえて設定した9地区か、旧行政区である6地区の区分とします。それぞれの区分については、次のとおりです。

9地区＝豊岡第一地区、豊岡第二地区、豊岡第三地区、東金子地区、金子地区、宮寺・二本木地区、藤沢第一地区、藤沢第二地区、西武地区

6地区＝豊岡地区、東金子地区、金子地区、宮寺・二本木地区、藤沢地区、西武地区



【地域区分図】

この9地区または6地区の地域区分は、歴史的経緯や人口バランス、生活圏域等を考慮しつつ、公共施設の再編成を行うエリアとして設定したもので、このエリアを単位として公共施設を再整備・再配置し、各地区の生活拠点を形成していこうとするものです。

なお、この地域区分は自治会をはじめとした地域の各種団体の範囲の見直しを意図しているものではありません。また、小・中学校の学区については、この地域区分を踏まえつつ、再整備・再配置後の場所を考慮して、見直しを図ることとなります。

第2章

2. 事業計画の基本的考え方

(1) 再整備・再配置の方向性

事業計画では、各施設及び各地区の実情に合わせた具体的な再整備や再配置等の内容を示しますが、その根拠となる考え方については、以下の通りとします。

① 総合管理計画における再整備・再配置の取組方向

再整備・再配置に向けては、次の4つの取組方向に基づいて検討を進めました。

i) サービス内容と施設機能の見直し

各施設で提供しているサービスについて、必要性や提供水準を検討するとともに、サービスを提供するために最適な組み合わせ（サービス同士の組合せ）を検討した上で、各施設の整備・運営の適正化に反映しました。

ii) 施設の整備・運営の適正化

地域対応施設（学校や公民館など市内各地にあり地域で利用されている施設）については、サービス内容と施設機能の見直しの方向性を踏まえて、統廃合により再配置を進めるとともに、原則として地区センターを地域の拠点として複合化・多機能化を図ることとしました。

広域対応施設（市内に1つしかなく広域的に利用されている施設）については、サービス内容と施設機能の見直し、今後の必要性などを踏まえて、廃止も含めた再整備・再配置を検討することとしました。

iii) 施設の広域化

近隣自治体と共通の行政課題を持っている施設については、相互利用や共同利用、共同運営、共同設置などの手法を検討することとしました。特に、広域対応施設のうち、市域を越えた広域でのサービス提供が可能な施設については、今後近隣自治体と積極的に連携を検討することとしています。

iv) 余剰施設の有効活用

統廃合や複合化により廃止となり、余剰となった施設は、他の公共施設に転用するか、施設または土地を計画的に貸与・売却をするなどして、有効活用を図ります。その場合、単純な貸与・売却ではなく、民間からの提案を受けて活用の方角性を探る方法なども検討していきます。

② 再整備・再配置の視点

再整備・再配置を進める際の視点として、次の4つの事項を踏まえました。

i) 生活者の視点に立った施設の配置

各地域の生活実態を踏まえ、日常生活の中で利用しやすい施設の整備を目指します。

ii) 地域コミュニティの維持発展につながる開かれた拠点の設置

気軽に訪れることができ、人と人とのつながりに配慮した施設を整備することで、地域コミュニティの維持発展につながる開かれた地域の拠点となる施設を目指します。

iii) 地域のよりどころとなりうる施設機能の保持

各地域の住民活動の中心になり、災害時には地域の防災拠点となる施設を整備することで、地域住民の心のよりどころとなりうる施設を目指します。

iv) 経済効果を重視した施設の整備

将来の市民に負担を残さないよう、経済負担が少なく効率性の高い施設整備を目指します。

③地域対応施設再整備の基本方針

地域対応施設については、次の4つの基本方針に基づいて検討します。

i) 地区センター及び小・中学校の配置

地区センターは、人口バランスや生活圏域等を考慮し、9地区に1施設ずつ設置し、地域の拠点としての役割を持たせることとします。また、原則として現在の公民館の施設を活用して設置することとしますが、各施設の規模に違いがあるため、具体的には個別に整備内容を検討することとします。

小・中学校については、児童・生徒数の動向や通学距離等を考慮し、9地区に1施設ずつ再編成するとともに、教育環境の充実を図ることとします。

ii) 公立保育所の配置

公立保育所は、民間保育園とのバランスを考慮しつつ、6地区に1施設ずつ設置することとします。

iii) 地区センター及び小学校の複合化

地区センターについては、地域のワンストップ窓口、地域の各種相談窓口、地域コミュニティの支援などの機能を併せ持った複合施設として整備します。

小学校については、学習環境の向上を第一義として、児童の生活環境にも考慮し、学童保育室の複合化を進めます。

こうした複合化を通じて、施設の統廃合によるサービス低下を防ぐ工夫をします。

iv) 既存施設の活用と施設更新の考え方

地区センター及び小学校を複合化する場合、第1段階としては既存の施設を活用して可能な範囲で複合化することとし、第2段階では施設更新により想定している複合化を進めることとします。

なお、小学校の複合化については、既存施設を活用する場合も施設更新をして複合化する場合も、セキュリティ確保を最優先課題として施設整備を進めることとします。

④広域対応施設再整備の基本方針

広域対応施設については、次の3つの基本方針に基づいて検討します。

i) 施設の必要性の再検証

建設当初と将来では社会情勢や市民ニーズが変わるため、今後の施設に求められる役割や必要性を十分に検証した上で、整備方向をまとめることとします。

ii) サービス内容と施設機能の見直し

将来的に求められる行政サービスを想定し、施設の機能や役割の見直しを行い、存続・廃止を含めて整備方向をまとめることとします。

iii) 広域連携や民間活力の導入

広域連携や民間へのサービス移行の可能性を検証し、その有効性が確認できた場合は、それに合わせた整備方向をまとめることとします。

第2章

⑤再整備・再配置に伴い留意すべき事項

再整備・再配置に向けては、次の事項に留意するものとします。

i) 既存施設の活用と借地の解消

できる限り既存施設を長寿命化するなどして活用するとともに、再配置を考える際には、借地の解消が図れる整備方法を検討します。特に、借地については有償による借地の解消を優先的に検討します。

ii) 利用促進につながるサービスや機能の見直し

再整備後の利用促進につながるような、施設サービスや機能の見直しに配慮します。また、利用形態・運営形態についても、市民の希望に見合った利用しやすい形態に見直すことで、利便性を高め、さらなる利用促進につながるように工夫します。

iii) 地区特性への配慮

各施設の再整備・再配置は原則として基本方針に沿って進めることとしますが、個別の施設については、歴史的背景、人口動態、地理的状況、施設の由来等への配慮など各地区の特性も考慮した整備計画をまとめることとします。

iv) 廃止施設の有効活用

廃止とする施設については、他の公共施設への転用や民間への貸与・売却等の方法で有効活用を図ります。また、施設として活用できない場合は、解体して更地とし、土地としての有効活用を図ることとします。

(2) 市民と行政の共通認識の醸成

公共施設マネジメントを進めるためには、市民の理解と協力が欠かせません。計画策定の段階から、再整備・再配置の実行段階、運用段階にわたるまで、市民と行政が課題認識を共有化するとともに、できる限り協働による取組を進めていきます。

なお、課題認識の共有化の方法、協働できる取組としては、以下の取組を進めていきます。

①地区懇談会による意見交換

事業計画に対して市民の意見を反映するために、市内9地区で活動している各種団体の代表から構成した地区懇談会を設置し、地域における公共施設マネジメント事業計画について意見をもらいました。意見については検証・分析を行った上で、事業計画に反映しています。

②意見交換会における意見聴取

広く一般市民への事業計画の周知と、その計画に対する意見聴取をすることを目的とした意見交換会を実施しました。聴取した意見は検証・分析を行った上で、事業計画に反映しています。

また、事業計画策定後、さらに個別施設計画や各施設の整備計画策定の段階でも、地域住民対象の意見交換会を実施する必要があると考えています。

③市民説明会の実施

計画の原案ができた段階で、計画の内容を広く周知するために地区ごとの市民説明会を実施します。こうした市民説明会は、市民要望に合わせて実施することも想定しています。

④審議会・協議会等での諮問・答申

施設によっては、関連する審議会・協議会等が設置されている場合、各施設の整備計画について協議を行い、整備方向について、必要に応じて諮問・答申を受けることとします。

⑤個別施設の整備計画・運用計画への提言

個々の施設の整備計画及び運用計画については、必要に応じて策定することとします。特に、複合施設を整備し運用する場合は関係者が多くなるため、市民と共通認識を持つには、個別施設の整備計画や整備後の運用計画が必要となります。

この段階でも、必要に応じて地区懇談会、意見交換会、市民説明会などの手法を活用して、地域住民との共通認識の醸成に努めるものとします。

⑥地区ごとのまちづくり協議会の設置

個々の施設の整備については、工事を開始する数年前から地域との協議を行い、その意向も踏まえて整備計画を策定することとします。基本的な整備の方向性は事業計画に沿ったものとなりますが、具体的な整備内容は地域の実情なども踏まえたものとする必要があるため、地域の方と協働で検討を進めることが必要であると考えています。

また、個々の施設の整備方向を考える上で、地域のまちづくりの視点も欠かせないため、こうしたまちづくり協議会といった組織の設置が必要になると考えます。

(3)民間活力の有効活用の考え方

公共施設の再整備には高額な事業費がかかることが想定されていますが、その軽減を図るとともに、民間のノウハウを公共サービスに活かすために、PPP／PFI等民間活力の有効活用を検討します。検討していく中で、民間の経営能力や技術的能力を活用することで、より質の高い、効率的かつ効果的な行政サービスが提供できる可能性もあるため、そうしたメリットが見出せる場合には、積極的な導入を検討することとします。

検討対象とする施設の範囲は定めず、全ての施設で可能性は探ることとしますが、特に統廃合や複合化・多機能化を検討する施設については民間活力の有効活用の可能性が高いことから、積極的な検討が必要となります。

また、統廃合や複合化により、余剰となる施設の跡地活用についても、民間からの提案を受けるなど、民間活力の有効活用が図れるものと考えます。

こうした民間活力の有効活用は、総合計画や行革大綱にも公共施設マネジメントにおける検討が明記されており、積極的な取組が必要となります。

(4)目標設定（成果指標）の考え方

各施設の整備に向けてはスケジュールやコスト、整備後の運営実績等の目標設定が必要となります。目標を設定して成果を検証し、その結果を次の事業計画に活かすといった、マネジメントサイクルを構築する必要があります。

また、市民と行政が目的意識を共有化した上で、次の施設整備に向けた意見交換を行い、その意見に基づいて次の事業計画の時点修正を行うこととします。

また、全体では施設面積縮減の達成度、財政計画との整合、適正な行政サービスの実施状況、利用率の増加といった要素についても評価対象とする必要があります。

第2章

3. 事業計画の推進方向

(1) 計画推進の具体的手法

計画推進に向けては、その実現を図るために、様々な資金調達方法や整備の具体的手法を検討しておく必要があります。現在考えられる手法としては以下のとおりです。

① 資金調達方法

i) 基金の積立と活用

施設の再整備の財源に充てるため、平成28年度から「公共施設整備基金」を設置しました。この基金への積立は、公共施設再整備に伴う不動産等の売却益なども含めて、一般会計予算から定期的に行うこととします。

ii) 起債の活用

施設整備費用の平準化、負担の公平性を確保するために、地方債の発行による資金調達を行います。ただし、無軌道な起債活用は将来の財政運営に悪影響をもたらすことが想定されるため、起債を活用する場合には、中長期の財政計画に基づいて計画的に実施するよう配慮することとします。

また、国の制度の中で公共施設マネジメントを進めるために有利な起債等も設定されているため、情報収集を積極的に行い、優位性の高い起債の活用を図ります。

iii) 国・県交付金等の活用

施設整備及び運営等に対する国や県の補助金・交付金等について常に情報を収集し、積極的な活用を図ることとします。特に、公共施設マネジメントを進めることに対し活用できる交付金等は、有効に活用するものとします。

iv) 未利用地の貸付及び売却

統廃合や複合化により余剰となった施設または土地については、有効活用を図るため積極的に売却や民間等への有償貸付を行い、市の歳入の増加を図ります。

また、未利用地の活用においては、地域の活性化につながるような活用方法を検討するものとします。

v) 民間活力の導入（PPP／PFI等）

民間資金を活用して施設整備及び運営を行う手法として、PPP／PFI等の導入を検討します。この手法は、民間資金によって建設等を行い、維持管理・運営も民間が継続して行うという仕組みであり、大規模な施設整備を行う上では有効な手法です。

PPP／PFI等の手法を活用することにより、事業費の負担を平準化することができるとともに、整備後のメンテナンスの費用もこの仕組みの中で負担してもらうことができるため、より計画的な財政運営が図れるものと考えられます。

②整備の具体的手法

i) 統廃合

施設総量を縮減するための手法として、小・中学校や公民館、保育所など市内に複数ある施設については統廃合を進めます。統廃合を進めることにより、限られた施設に集中投資できる環境を整えることができ、サービス内容や施設環境の充実を図ることができます。しかし、一方では利用者にとって施設への距離が遠くなるというデメリットが想定されます。

なお、余剰となった施設は転用・貸与・売却などの方法で有効活用することとします。

ii) 複合化・多機能化

施設総量を縮減するための手法の一つとして、相乗効果が想定できる施設については、複合化・多機能化を進めます。具体的には、一つの建物や同じ敷地内に複合的な施設を整備したり、一つの施設を時間帯により異なる機能で活用できる場合などは積極的に多機能化を図ることとします。

地域の拠点施設として想定している地区センターについては、複合化・多機能化を進めることで、施設は減らしてもサービスが向上するように工夫することができます。

iii) 広域連携

近隣自治体等と課題が共有できるものについては、広域的なサービスを行っている施設（市民会館や博物館など）の統廃合や複合化を検討することとします。その結果、お互いの自治体の施設総量が縮減できる一方、サービスの低下は防げるといった、相乗効果を生むことができます。ただし、利用者にとっては施設への距離が遠くなったり、予約が取りにくくなるなど、利用の自由度が低下したりする可能性があります。

今後は、可能性のある施設について、様々な条件を考慮しつつ、有効性を検証することとします。

iv) 民間施設の活用（施設またはスペースの借用等）

サービスや機能を見直す中で、特定の公共施設を必要とせず、スペースがあればサービス提供ができる場合は、民間施設等を借用し、必要なサービスを提供する体制を整えることとします。その場合、借用と施設整備のコスト比較等が必要となります。

(2) 計画の推進体制

公共施設マネジメントは、これまでの所管課ごとに維持管理や施設整備に取り組む体制を見直し、公共施設マネジメント推進課を中心に、全庁的な協力のもとで進めていくこととします。

また、単に施設の再整備・再配置、維持管理に取り組むといったものではなく、「行政サービスの最適化」を目的としたものであることから、企画課政策推進室と公共施設マネジメント推進課が連携して取り組むものとします。

さらに、計画の推進を図るために、内部組織である公共施設マネジメント推進会議及び行政改革推進本部において、実績の評価や改善を行うとともに、常に適正な推進に向けて、計画の時点修正を行いながら取り組んでいくこととします。

(3) 計画期間の主な取組

事業計画は、総合管理計画を3期に分けて10年ごとの計画期間としています。総合管理計画で示した基本的な方針を踏まえつつ、社会情勢や市民ニーズの変化、それまでの実績等を踏まえて10年ごとに事業計画を策定することとします。

施設の再整備・再配置には、既存施設を活用する場合と、施設更新をする場合とがあり、それは整備内容によって選択することとします。

第2章

4. 機能別事業計画の役割

機能別事業計画は、総合管理計画第3章に掲げた「施設整備の方向性」(P36～P49)に基づき施設ごとの再整備・再配置、維持管理の方向性を具体的に示したものです。

この計画では、公共施設再整備計画で示した「施設整備の方向性」をより具体化し、今後のサービス内容や施設機能の見直しの方向性を明らかにした上で、再整備や再配置の取組方向や施設の運営方法・利用形態の見直しの方向性を示し、再整備等によりもたらされる効果や課題を挙げました。

また、各施設の建築年数を考慮し、再整備や維持管理（改修や建替え）の時期について、総合管理計画の計画期間（30年間）の中で示しています。

5. 地域別事業計画の役割

地域別事業計画は、市内を9地区に分け、地区ごとの施設配置や歴史的経緯、地理・地形、交通環境などの地区ごとの特性を把握した上で、公共施設再整備計画で示した「施設整備の方向性」に従い再整備・再配置の方向性を具体的に示したものです。また、「公民館」や「小・中学校」などは、機能を見直した上で地区内に1施設ずつ配置し、複合化・多機能化により地区の拠点施設として整備していくという前提を踏まえ、第1期事業計画として最初の10年間については、具体的な整備内容や時期を示すとともに、第2期・第3期については、整備の方向性を示しています。

6. 進行管理

公共施設マネジメントを長期間にわたって計画的に進めていくためには、進行管理のシステムを構築することが重要になります。ここでは、本市が考えるPDCAサイクルによる進行管理の仕組みについて、考え方を示すこととします。

(1) 計画 (Plan)

① 公共施設再整備事業を推進するネットワーク体制の整備

限られた財源や資産を効果的、効率的に活用しつつ、公共施設を適正に維持保全し、施設で行われている行政サービスを継続していくためには、現在は施設所管課ごとに行っている施設のニーズ把握や市民及び利用者対応、部局間調整など、多大な労力と時間をかけている業務を効率化していく必要があります。そのため、平成29年度から公共施設マネジメント推進課を設置し、公共施設の一元管理と体系的な施設整備に取り組んでいます。

② 個別施設計画について

公共施設の再整備・再配置は、事業計画に沿って推進を図るとともに、必要に応じて施設ごとの整備計画を策定して進めることとします。

この計画では、地区懇談会等による市民との合意形成などを通じて詳細な検討を進めるとともに、当該施設の再整備の具体的内容だけではなく、その地区や周辺の施設の状況等も十分に考慮した上で、手法等を検討します。

検討に際しては、施設の利用者に限らず、より多くの方と、これからの施設のあり方や整備方向を議論するとともに、公共施設の課題や各種の情報が共有化できる環境づくりを進め、市民が参画しやすい体制づくりを進めていくこととします。

(2) 実施（D o）

① 着実な公共施設再整備事業の実施

公共施設マネジメントを進めるための総合管理計画は、30年間にわたる長期計画であるため、計画期間内には世代交代があり、社会情勢や市民ニーズも変化することが予測されます。総合管理計画で示した基本的な方向性は堅持しつつ、10年ごとに策定する事業計画において時点修正を図りながら、時代の変化に柔軟に対応した施設の再整備を進める必要があります。

本市の公共施設再整備事業は、総合管理計画で示した基本方向に基づき、事業計画で具体化した整備方向に沿って、着実に進めていくこととします。

② 経営的な視点による公共施設の管理

施設や設備をはじめとする財産を経営資源と捉え、経営的視点をもって、総合的かつ長期的視点からコストと効果の最適化を図りながら、戦略的かつ適正に管理することが必要です。

公共施設マネジメントを進めるにあたっては、こうしたファシリティ・マネジメント（詳細は次ページ参照）の考え方を導入し、必要なデータを収集・整理・分析し、その成果を活かして効率的かつ計画的な予防保全や施設整備を進めることとします。また、そのための手法として資産管理台帳を整備し、この台帳に基づいて、適正な管理や整備を行っていくこととします。

(3) 評価（C h e c k）

① 市民ニーズの把握と施設評価

多額の事業費と長期の事業期間を必要とする公共施設マネジメントでは、成果に対する分析・評価が重要となります。一方では、再整備・再配置の着手前段階における既存施設の事前評価も必要となります。

事前評価は、行政から説明を行い市民の意見を聞くといった形態から、市民と行政がともに考えるといった形態に変化させる必要があります。少しでも多くの市民との合意形成を図るためには、あらゆる手段や客観的な分析に基づくデータを駆使し、様々な立場の方から意見を聞き、計画の推進に反映していくこととします。

② 情報公開と評価

市民ニーズを把握し、客観的データの収集・整理・分析を行い、事前評価・事後評価を実施し、PDCAサイクルに基づく進行管理を行う体制を整備します。

また、評価結果は適切に情報公開し、市民と共通認識を醸成することで、より客観的な評価ができるように工夫します。

(4) 改善（A c t i o n）

① 評価結果の反映

様々な視点からの評価結果を受けて、その後の施設の再整備計画の見直し、実施方法の改善に活かしていきます。社会情勢や市民ニーズの変化に伴う計画の見直しと合わせて、常に柔軟な発想で取組方向の改善を図ることで、適正な施設の再整備を進めていくこととします。

第2章

7. ファシリティ・マネジメントの取組

公共施設マネジメントの主要な取組は、再整備と維持管理となりますが、行革大綱・第1期実行計画では、「ファシリティ・マネジメントの推進」にも取り組むこととしています。

ファシリティ・マネジメントは、「少ないコストで最大の効果を出せるように土地や建物などの経営資源(ファシリティ)を総合的に管理・活用すること」と定義されますが、本市では、公共施設マネジメントの一環として取り組むこととしています。

具体的には、下記のような事業を想定していますが、さらに研究を重ねて効果が見込める事業については、積極的に取り組んでいきたいと考えています。

なお、このファシリティ・マネジメントの取組は、公共施設マネジメント推進課が全庁的な調整を行いながら推進することとします。この際、全ての職員が意識的に取り組むことが重要となります。

〔想定される事業〕

- 公共施設におけるP P S（小規模小売電気事業者）への切り替え事業（既に実施中）
- 公共施設における太陽光発電導入事業
- 公共施設の木造化・木質化事業
- 小・中学校プール再編事業
- 公共施設余剰スペース活用事業 等々

8. 公共施設マネジメントの成果予測

本計画で30年間に予定している施設の統廃合や複合化等による施設数の変化、事業費総額等は以下の通りです。

(1) 施設数等（公共施設マネジメントで対象とする施設）

① 総施設数

- ・現在：163施設 → 30年後：130施設
（33施設の縮減＝約20%の縮減）

- ・床面積の縮減割合：32.3万㎡ → 23.7万㎡（約27%の縮減）

※目標値である縮減割合3割（30%）に満たない3%については、事業計画の見直し段階の調整課題とします。

② 主な公共施設の数

小学校	16施設	→	9施設
中学校	11施設	→	9施設
公民館	14施設	→	9施設
保育所	11施設	→	6施設

③ 統廃合により縮減する施設数

26施設

④ 複合化により縮減する施設数

25施設

⑤ 廃止する施設数

4施設

⑥ 借地面積の縮減

約24,000㎡

「①総施設数」の縮減数33施設との不整合がありますが、統廃合と複合化を同時に行う施設があり、重複していることでズレが生じているものです。

(2) 概算事業費

年平均47.0億円（「公共施設マネジメント白書」での試算額）

↓

年平均19.7億円（「公共施設マネジメント事業計画」での試算額）

(3) 施設整備件数（30年間）

① 現地建替え

16施設

② 移転新設

10施設

③ 大規模改修

30施設

④ 用途転用

5施設

⑤ 跡地活用・転用

6施設

第3章

機能別事業計画

第3章（地域対応施設）

1 地区センター（現：地区公民館）

地区センターは、9地区に1施設ずつ配置し、公民館、支所、自治振興支援、防災拠点、福祉総合窓口、地域包括支援センターといった6つの機能を備えた各地区の拠点となる施設です。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・地区公民館は地区センターへ移行し、生活者の視点に立って住民の暮らしを支える地域の拠点としての機能を備えた複合施設とします。また、地域コミュニティの拠点施設として、地域の方が気軽に利用でき、コミュニケーションが取りやすい環境を整えます。
- ・公民館機能（社会教育活動の支援、会議室や活動室の提供）、支所機能（諸証明書の交付、納税などの窓口）、自治振興機能（自治会の支援、地域課題などの相談窓口）、防災拠点機能、福祉総合窓口機能（高齢者・障害者・児童などの保健・福祉を対象にした地域の総合相談支援窓口）、地域包括支援センターを備えた施設として整備し、地域住民に様々なサービスをワンストップで提供できる体制を整えます。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・市内9地区に1施設ずつの配置を基本に整備を進めます。
- ・「地区センター」への移行は、施設の状況に応じて順次進めるものとします。

【第1段階】

第1期（2022年度）に現在の地区公民館の組織を「地区センター」とします（地区センターの施設内に公民館がある施設とします。）。

※藤の台公民館は、地区センターへ移行しません。

【第2段階】

順次、既存施設を改修または建て替えて全ての機能を備えます（施設の状況により全ての機能を備えられない場合があります。）。

同一地区内に、複数の地区センターが存在する場合は、統合した上で必要に応じて施設を新設し、既存施設は用途廃止します。

※用途廃止後、施設は他用途への転用または解体し、売却しますが、地区での自主的な活用意向がある場合は、集会所や避難所等の防災施設として耐用年数まで活用することを検討します。

3. 運営及び利用形態の見直し

- ・複合的な機能を持った施設として、効率的かつ効果的な運営ができるよう体制を整備するとともに、6つの機能が相互に連携することを目指します。
- ・利用できる対象の拡大や時間設定の変更など、地域住民の利便性向上に資するよう条件の緩和を検討します。

4. 再整備・再配置計画

地区名	対象施設	第1期 (2019～2028年)	第2期 (2029～2038年)	第3期 (2039～2048年)
豊岡第一	扇町屋公民館 久保稲荷公民館			統合・移転新設
豊岡第二	東町公民館			改修工事
豊岡第三	黒須公民館 高倉公民館		統合・移転新設	
東金子	東金子公民館	改修工事		移転新設

地区名	対象施設	第1期 (2019～2028年)	第2期 (2029～2038年)	第3期 (2039～2048年)
金子	金子公民館	改修工事		
宮寺・二本木	宮寺公民館 二本木公民館			統合・建替え
藤沢第一	藤沢公民館 藤の台公民館	統合・改修工事		
藤沢第二	東藤沢公民館	改修工事		
西武	西武公民館			建替え

【解説】

- ・扇町屋、久保稲荷公民館は、第3期の建替え時に統合し、地区センター機能を備えます。
- ・東町公民館は、第3期に改修し地区センター機能を備えます。
- ・黒須、高倉公民館は、第2期の建替え時に統合し、地区センター機能を備えます。
- ・東金子、金子、藤沢公民館は、第1期に改修し地区センター機能を備えます。
- ・宮寺、二本木公民館は、第3期の建替え時に統合し、地区センター機能を備えます。
- ・藤沢公民館に藤の台公民館を統合し、地区センター機能を備えます。
- ・東藤沢公民館は、第1期に改修し地区センター機能を備えます。
- ・西武公民館は、第3期に建て替えて地区センター機能を備えます。

※東町及び東藤沢公民館は、「地区センター」としての組織化後、改修工事に合わせて段階的に機能追加を行います。その後、建替えに合わせて地区センターに必要な機能を備えた施設として整備します。

5. 市民意見への対応

No.	意 見	対 応
1	・避難所になりうる施設であり、それに見合った機能が必要である。	・地区センターとして必要な防災拠点機能については、施設整備に合わせて整える予定です。
2	・施設のバリアフリー化が必要である。特に、2階建の施設の場合、エレベータの設置が必要である。	・建替えなどの施設整備に合わせて段階的にバリアフリー化を図ります。
3	・トイレの老朽化が見受けられるので、リニューアルが必要である。	・建替えなどの施設整備に合わせて段階的にリニューアルを進めます。
4	・廃止となる公民館について、その後の活用方法を示して欲しい。	・廃止後は転用や売却を基本としていますが、施設が利用可能な期間は地域での意向を踏まえて検討していきます。
5	・地区センター化についてどのようなスケジュールで実施するのか知りたい。	・「2. 再整備・再配置の取組方向」及び「3. 再整備・再配置計画」に示したとおり2段階の整備を考えています。 ・現在、公民館としている施設（建物）は、原則として、第1期に「地区センター」に組織を変更します。 ・「地区センター」になっても、施設により提供するサービス、機能は異なりますが、改修や建替えなどの時期に合わせて段階的に全ての機能を備えるよう整備します。

第3章（地域対応施設）

No.	意 見	対 応
6	・地区センターの概要、運営体制など詳しく知りたい	・この計画では、施設の再配置（統廃合・複合化）の方向性を示すため、施設で提供するサービス、備える機能の概要を示しています。 ・運営体制など詳細については、平成31年度に（仮称）地区センター整備計画をまとめ、お示しする予定です。
7	・図書館分館は、学校に配置する場合と、現状維持のどちらが効果的かよく検討して欲しい。	・学校内に配置した場合、児童・生徒の安全確保についての課題が多いと判断し、現状維持（3分館体制）としました。 ・金子、藤沢の各地区センターには、6つの機能に加え、図書館（分館）機能を維持します。
この他、地区センター化（拠点化）に向け、交通アクセスの利便性、駐車場の整備などを検討して欲しいなどの意見がありました。		

6. 再整備・再配置による効果

- ・複合的な機能を持つことで、地域の総合的な相談支援窓口等の支援が可能となり市民の利便性が向上します。
- ・集約化することにより、施設・設備の充実、機能の向上を図ることができます。
- ・組織体制を見直し他の施設と役割分担を明確にすることで、各機能を効率的・効果的に運営することができます。
- ・支所機能が充実することで、各地区における行政手続きのワンストップ化が可能となります。
- ・自治会支援機能を明確に位置づけた施設とすることで自治会活動への支援が充実します。
- ・福祉総合相談支援窓口を設置することで、高齢者・障害者・児童・DV・生活保護など、様々な分野に関する初期相談、アセスメント、関係機関の連絡調整など相談のワンストップ化が可能となります。
- ・コミュニティ活動と福祉活動が連携することにより、地域でのささえあい組織の設置が進むことが期待されます。
- ・社会教育、自治振興、福祉活動が連動することで、各種地域コミュニティの連携が進むことが期待されます。

7. 再整備・再配置に向けた課題

- ・複合施設に求められる機能（部屋・設備機器等）を検証した上で、それを踏まえた施設改修を行う必要があります。
- ・地域コミュニティの拠点として、地域の人々が自由に利用できる機能を整える必要があります。
- ・会議室等の貸出については、利用条件を緩和し有効活用が図られるよう見直す必要があります。
- ・統合により施設数を減らすことで、会議室の不足が起こらないように、地区全体の貸出施設の配置バランスを調整する必要があります。
- ・東町公民館、東藤沢公民館については、既存施設を改修する際、十分なスペースが確保できず、全ての機能を備えることが難しくなる可能性があります。この場合、建替えまでの間の対応策を検討する必要があります。

2 小学校・中学校

小学校、中学校は、9地区に1施設ずつ配置します。小学校については、学童保育室を複合化します。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・「教育振興基本計画」の方針に基づいて、児童・生徒の学習環境及び教育内容の充実を目指した施設整備に取り組みます。
- ・校舎及び体育館については、災害対応施設としての使用を考慮した施設を整備します。
- ・屋外プールについては、設置の必要性を検証した上で、民間施設の活用を検討します。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・市内9地区に1施設ずつの配置を基本に整備を進めます。
- ・入間市教育委員会が策定した「入間市立小・中学校の規模及び配置の適正化に関する基本方針」（平成26年度策定）において、「本市における小中学校の適正規模は、小学校は各学年2学級から3学級（全学年合計12～18学級）、中学校は全教科必要教員が確保される全学年合計10学級～18学級」としていることに基づき、学習環境、通学距離、地域の特性などを踏まえて統廃合の時期や校舎の規模を検討します。
- ・防災拠点施設としての機能を踏まえて、地区センターや広域対応施設など、地区内の他の公共施設との配置バランスを考慮して再配置を行います。
- ・統廃合により学校として運用しなくなった施設については、民間への貸与、売却を検討する他、別の用途の公共施設としての活用を検討します。

3. 運営及び利用形態の見直し方向

- ・学校教育を基本として児童・生徒の安全を最優先とします。その上で、利用形態を検討します。

4. 再整備・再配置計画

（1）小学校

地区名	対象施設	第1期 (2019～2028年)	第2期 (2029～2038年)	第3期 (2039～2048年)
豊岡第一	扇小学校		建替え	
豊岡第二	豊岡小学校 東町小学校			統合・建替え
豊岡第三	黒須小学校	1案	統合・移転新設	
	高倉小学校	2案	統合・建替え	
東金子	東金子小学校 新久小学校		統合・建替え	
金子	金子小学校		一部校舎建替え	
宮寺・二本木	宮寺小学校	1案	統合・移転新設	
	狭山小学校	2案	統合・建替え	
藤沢第一	藤沢小学校 藤沢北小学校		統合・建替え	
藤沢第二	藤沢東小学校 藤沢南小学校		統合・建替え	
西武	西武小学校 仏子小学校		統合・建替え	

※建替えについて：校舎が複数存在する場合は、それぞれの耐用年数を考慮して一部または全部を建て替えます。

第3章（地域対応施設）

【解説】

- ・扇小学校は、第2期に建て替えます。
- ・豊岡、東町小学校は、第3期に統合し建て替えます。
- ・黒須、高倉小学校は、次の〔1案〕に取り組みます。なお、用地確保が困難な場合は、〔2案〕を実施します。

〔1案〕 第2期に統合し黒須中学校付近に用地を確保した上で移転新設します。

〔2案〕 第2期に統合し建て替えます。

- ・東金子、新久小学校は、第2期に統合し建て替えます。
- ・金子小学校は、第2期に北側の校舎を建て替えます。
- ・宮寺、狭山小学校は、次の〔1案〕に取り組みます。なお、用地確保が困難な場合は、〔2案〕を実施します。

〔1案〕 第1期に統合し宮寺・二本木地区の中央付近に用地を確保した上で移転新設します。

〔2案〕 第1期に統合し建て替えます。

- ・藤沢、藤沢北小学校は、第2期に統合し建て替えます。
- ・藤沢東、藤沢南小学校は、第2期に統合し建て替えます。
- ・西武、仏子小学校は、第2期に統合し建て替えます。

※学童保育室については、校舎の整備に合わせて複合化します。

（2）中学校

地区名	対象施設	第1期 (2019～2028年)	第2期 (2029～2038年)	第3期 (2039～2048年)
豊岡第一	向原中学校			建替え
豊岡第二	豊岡中学校 東町中学校			統合・建替え
豊岡第三	黒須中学校			改修工事
東金子	東金子中学校			改修工事
金子	金子中学校			南側校舎建替え
宮寺・二本木	武蔵中学校			改修工事
藤沢第一	藤沢中学校		建替え	
藤沢第二	上藤沢中学校			移転新設
西武	西武中学校 野田中学校	統合	建替え	

※建替えについて：校舎が複数存在する場合は、それぞれの耐用年数を考慮して一部または全部を建て替えます。

【解説】

- ・向原中学校は、第3期に建て替えます。
- ・豊岡、東町中学校は、第3期に統合し建て替えます。
- ・黒須中学校は、第3期に改修工事を実施します。
- ・東金子中学校は、第3期に改修工事を実施します。
- ・金子中学校は、第3期に南側校舎を建て替えます。
- ・武蔵中学校は、第3期に改修工事を実施します。
- ・藤沢中学校は、第2期に建て替えます。
- ・上藤沢中学校は、第3期に移転新設します。
- ・西武、野田中学校は、第1期に統合した上で、第2期に建て替えます。

5. 市民意見への対応

No.	意 見	対 応
1	・地区の端部に存在する場合は、なるべく中央部に配置して欲しい。	・学校用地として利用可能な土地が確保できた場合は、再配置を検討します。
2	・地理的条件を踏まえ、各地区小学校1校、中学校1校の配置を小中一貫校として整備し、地区内に2校配置する方法にできないか。	・小中一貫校としても、1学年当たりの学級数は増えず小規模校としてのデメリットが解消できないため、教育環境の向上につながらないと判断し、小中一貫校の配置は見合わせました。
3	・小学校に図書館分館や地域交流スペースなどを複合化した場合、安全性が保てるのか。	・ご意見を踏まえ、当該2機能の複合化は見送りました。
4	・統合により学校として供されない場合は、跡地活用を示して欲しい。 ・別の公共施設用地として転用できないか。	・それぞれ、計画に記述しました。 ・可能な範囲で、公共施設への転用を考えました。
この他、統廃合に伴う学区の見直しや、通学手段に関する課題、通学路の安全確保などのご意見もいただきましたが、施設の再整備や再配置を進める中で、別途協議、検討することとします。		

6. 再整備・再配置による効果

- ・統合や複合化をすることで、教育施設としての設備の充実、機能の向上を図ることができます。
- ・統合により児童・生徒数を適正規模にすることで、学習環境の充実を図ることができます。

7. 再整備・再配置に向けた課題

- ・多くの学校が建設後30年以上経過し施設・設備が老朽化しているため、今後一斉に大規模改修や更新の時期を迎えることとなり、施設整備に向けては近くの小・中学校との連携が重要です。
- ・統廃合に合わせて学区の再編を検討する必要があります。
- ・通学距離が長くなる児童・生徒が多くなるため、対策を検討する必要があります。
- ・多くの学校が、これまで大規模改修を行ってこなかったため、更新の前に部分的な施設・設備の修繕を行う必要があります。

3 学童保育室

学童保育室は、小学校の再整備に合わせて複合化します。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・現在提供しているサービスについては、将来にわたって維持し、保育環境の向上を図ります。
- ・小学校への複合化を進めることによって、安全な施設利用を促進するとともに、学校施設の活用を含めて機能の充実を図ります。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・小学校校舎の統合、改修、建替えに合わせて複合化を進めます。
- ・学童保育の必要性や施設の老朽化の状況を踏まえ、学校の整備に先行して学童保育室を整備することも検討します。

3. 運営及び利用形態の見直し

- ・校舎内へ配置する際は、効率的な管理運営、施設利用に配慮した整備を行います。
- ・放課後児童の健全な育成を図るために、放課後子ども総合プランに基づき、放課後子ども教室などの事業実施を考慮して施設整備を行います。

4. 再整備・再配置計画

地区名	対象施設	第1期 (2019～2028年)	第2期 (2029～2038年)	第3期 (2039～2048年)
豊岡第一	扇学童保育室 扇第二学童保育室			扇小学校の 建替えに合 わせ複合化
豊岡第二	豊岡学童保育室 東町学童保育室			小学校の統合・ 再整備に合 わせ複合化
豊岡第三	黒須学童保育室 高倉学童保育室		小学校の統合・ 再整備に合 わせ複合化	
東金子	東金子学童保育室 新久学童保育室		小学校の統合・ 再整備に合 わせ複合化	
金子	金子学童保育室 金子第二学童保育室		金子学童保 育室を校舎の建 替えに合 わせ複合化	金子第二学童 保育室を複 合化
宮寺・二本木	宮寺学童保育室 狭山学童保育室	小学校の統合・ 再整備に合 わせ複合化		
藤沢第一	藤沢学童保育室 藤沢北学童保育室		小学校の統合・ 再整備に合 わせ複合化	
藤沢第二	藤沢東学童保育室 藤沢南学童保育室 藤沢南第二学童保育室		小学校の統合・ 再整備に合 わせ複合化	
西武	西武学童保育室 西武第二学童保育室 仏子学童保育室		小学校の統合・ 再整備に合 わせ複合化	

5. 市民意見への対応

No.	意 見	対 応
1	・鉄骨造の建物も多く、老朽化が見受けられるが、改修や建替えをしなくて大丈夫か。	・改築時には、校舎内への移転を優先して検討しています。 ・小学校の統廃合の時期を見据えて、現在の施設の安全性を確保するため、改修工事等を実施します。

6. 再整備・再配置による効果

- ・学校に複合化することで、放課後、学童保育室へ移動する距離が短くなり、安全に施設を利用することができます。
- ・小学校内に配置することで、学校施設の有効活用が図れます。
- ・施設数を少なくすることで、管理運営の効率化を進めることができます。

7. 再整備・再配置に向けた課題

- ・人口動態、また、小学校の統合により一施設当たりの児童数が大きく変化することとも考えられることから、施設規模を予測するとともに、運営体制についての検討が必要です。
- ・施設の再整備に際しては、安全確保のため送迎用の駐車スペースの確保に配慮する必要があります。

第3章（地域対応施設）

4 図書館（分館）

図書館（分館）は、これまでの配置（金子・藤沢・西武）を維持します。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・今後の市民ニーズを踏まえて、サービスの見直しを行います。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・現在の配置を維持することとします。

3. 運営及び利用形態の見直し

- ・現在の指定管理者による運営の成果を踏まえ、最適な運営形態を検討します。

4. 再整備・再配置計画

現状維持とします。

地区名	対象施設	第1期 (2019～2028年)	第2期 (2029～2038年)	第3期 (2039～2048年)
金子	図書館（金子分館）	改修工事		
藤沢第一	図書館（藤沢分館）		改修工事	
西武	図書館（西武分館）		改修工事	

5. 市民意見への対応

No.	意 見	対 応
1	・図書館分館は、学校に配置する場合と、現状維持のどちらが効果的かよく検討して欲しい。	・学校内に配置した場合、児童・生徒の安全確保についての課題が多いと判断し、現状維持（3分館体制）としました。 ・金子、藤沢の各地区センターには、6つの機能に加え、図書館（分館）機能が維持されます。
2	・学校との複合化の際は、中学校の方が良いのではないかと。 ・学校敷地内への配置（小学校との複合化）については、安全面に課題があるのではないかと。	・ご意見を踏まえ、学校との複合化は行わないこととしました。

6. 再整備・再配置による効果

- ・改修工事により長寿命化を図ることで、継続してサービスや機能を提供することができま

す。

7. 再整備・再配置に向けた課題

- ・現状を維持するために、施設の保全計画を策定する必要があります。
- ・指定管理者と協力してサービスや機能の向上に努める必要があります。

5 保育所

保育所は、民間保育園の配置を考慮して、6地区に1施設ずつ配置します。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・児童福祉施設としての保育所の機能、また、現在提供しているサービスについては、将来にわたって維持することを基本に、保育需要の変化に合わせた機能や環境の向上を図ります。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・民間保育園の配置を考慮し、旧行政区の6地区に1施設ずつの配置を基本に整備を進めます。ただし、藤沢地区については、第4期以降の統合を検討します。
- ・老朽化が著しい施設については、保育ニーズへの対応を含め、早期に施設更新を進めます。

3. 運営及び利用形態の見直し

- ・保育需要の拡大、サービスの多様化に対応できるよう運営形態の見直しを検討します。

4. 再整備・再配置計画

地区名	対象施設	第1期 (2019～2028年)	第2期 (2029～2038年)	第3期 (2039～2048年)
豊岡	豊岡保育所 高倉保育所		統合・移転新設	
	黒須保育所	民間活力の活用を検討		
東金子	東金子保育所		移転新設	
金子	金子第一保育所 金子第二保育所	統合・金子小学校に移転		
宮寺・二本木	宮寺保育所	1案 統合・移転新設		
	二本木保育所	2案 統合・建替え		
藤沢	藤沢第二保育所		改修工事	
	藤沢保育所		改修工事	
西武	西武中央保育所			建替え

5. 市民意見への対応

No.	意 見	対 応
1	・保育時間の延長、低年齢児の受入れなど、サービスの見直しを検討して欲しい。	・施設整備に合わせて検討します。
2	・駅前等の利便性の高い場所に建設できないか。	・原則として、新たな土地を購入するのではなく、公共施設用地の中で検討していきます。
3	・待機児童が出ている中で、施設数を減らすことは、ニーズに逆行しているのではないか。また、人口減少対策にも逆行しているのではないか。	・公立保育所の配置だけで考えるのではなく、民間保育園の活用等も考慮して対応します。 ・公立保育所については、全般的に老朽化しているため、統合の際は建替えを検討し、ニーズに見合った規模・機能を備えてサービスを提供できるようにします。
4	・送迎に配慮して施設を整備して欲しい。	・新たな施設を整備する際には、送迎に配慮します。

第3章（地域対応施設）

6. 再整備・再配置による効果

- ・施設の集約化や更新による運営の効率化を進めることで、人員、施設、設備の充実が図られ、保育環境の向上が見込まれます。

7. 再整備・再配置に向けた課題

- ・休所することができないため、整備に際しては並行して施設の稼働を前提に進める必要があります。
- ・将来の保育ニーズを予測し、民間保育園とのバランスを考慮して施設の機能、規模の検討を図ることが必要です。
- ・施設の再整備に際しては、安全確保のため送迎用の駐車スペースの確保に配慮する必要があります。

6 地区体育館

地区体育館は、これまでの配置を維持します。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- これまでのサービス内容や機能を維持し、市民の健康増進、生涯学習の場、地区スポーツの拠点、防災拠点とします。

2. 再整備・再配置の取組方向

- 現状を維持しつつ、長寿命化を図ります。
- 防災拠点として、天井や照明など非構造部材の耐震化を行います。
- 第4期に公共施設跡地への移転新設を検討します。

3. 運営及び利用形態の見直し

- 引き続き効率的な運営を行います。
- 指定管理者による施設管理を継続しつつ、将来的には時代の要請にあった民間活力の活用を検討します。

4. 再整備・再配置計画

地区名	対象施設	第1期 (2019～2028 年)	第2期 (2029～2038 年)	第3期 (2039～2048 年)
豊岡第三	黒須地区体育館	改修工事		
東金子	東金子地区体育館	改修工事		
宮寺・二本木	宮寺地区体育館	改修工事		
藤沢第一	藤沢地区体育館	改修工事		
西武	西武地区体育館	改修工事		

5. 市民意見への対応

No.	意 見	対 応
1	・施設整備の際は、ニーズに見合った様々な屋内スポーツができるよう配慮して欲しい。	・向こう 30 年間は現在の施設を維持する計画です。 ・ニーズを踏まえ、可能な範囲で対応します。

6. 再整備・再配置による効果

- 現状のサービスや施設機能などが維持され、安定的な施設利用が継続できます。
- 大規模改修を行う際にバリアフリー対策などを講じることで、機能の向上が図れます。

7. 再整備・再配置に向けた課題

- 安全に利用してもらえるように、施設の保全計画を策定する必要があります。

7 老人憩いの家

老人憩いの家は、活用されている間は現在の施設を維持することとしますが、活用されなくなった場合は、老人クラブの意向を踏まえて、地元自治会への譲渡を検討します。地元自治会に活用意向がない場合は、廃止することとします。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・高齢者の生きがいづくりや、憩いの場としての機能は引き続き提供します。また、そうした機能は、地域の拠点施設となる地区センターの中にも含めることを検討し、他の機能との相乗効果が得られるよう配慮します。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・既存の施設の長寿命化や更新は行わないこととします。
- ・老人クラブの活用実態がある場合は現状を維持し、活用されなくなった場合は、地元自治会の意向によって譲渡を検討します。
- ・地元自治会に受取の意向がない場合は除却します。なお、借地の場合は土地所有者に返却し、市有地の場合は売却します。

3. 運営及び利用形態の見直し

- ・老人憩いの家として維持する間は、引き続き老人クラブが管理運営を行うこととします。

4. 再整備・再配置計画

- ・既存施設の長寿命化や建替えは行いません。

5. 市民意見への対応

No.	意 見	対 応
1	・施設は、全て廃止の方向なのか。	・原則、現状維持とします。 ・施設ごとに、老人クラブや自治会の意向を踏まえ、譲渡や廃止（除却）を検討します。

6. 再整備・再配置による効果

- ・地域の実情に応じて施設の柔軟な活用が可能となります。

7. 再整備・再配置に向けた課題

- ・機能廃止に伴い、借地に建っている老人憩いの家を地元自治会に譲渡する場合は、土地所有者の意向に配慮する必要があります。

1 市民会館・中央公民館

（地域別事業計画：豊岡第一地区）

市民会館・中央公民館は、産業文化センターのホール改修工事が完了した時点で閉鎖します。施設整備については、早急に既存建物の耐震改修と移転新設の両面で検討し、移転新設の場合は、入間市が単独で整備する方法または近隣自治体との広域連携を検討します。

1. サービス内容と施設機能の見直し

（1）市民会館

- ・大規模集会・ホール機能、会議室（活動室）機能、展示機能は原則として維持する方向で施設整備を行います。

（2）中央公民館

- ・中央公民館のサークル活動等は、地区センターなど貸室機能をもつ施設を活用することで継続できるように調整します。
- ・中央公民館が担ってきた機能については、施設から分離し、各地区公民館、社会教育及び文化施策をマネジメントする組織が引き継ぐこととします。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・耐震化に向けた再整備については、耐震改修、別の土地への移転新設、広域連携の中から最適な方法を選択することとします。

3. 運営及び利用形態の見直し

- ・耐震性能が低い現在の建物は、産業文化センターホールの改修工事が完了した時点で閉鎖とします。
- ・運営体制については、施設の整備方法に合わせて検討します。

4. 再整備・再配置計画

施設名	第1期 (2019～2028 年)	第2期 (2029～2038 年)	第3期 (2039～2048 年)
市民会館・中央公民館	閉鎖 整備方法の検討		

5. 市民意見への対応

No.	意 見	対 応
1	・市役所（市庁舎）と複合化した場合、跡地活用はどのように考えるのか。 ・跡地へ豊岡第一地区の地区センターを移転させることはできないのか。	・公園用地であるため、地区センターの移転を含めて活用可能な範囲での施設として検討していきます。
2	・施設がなくなること、風水害の避難所が減ってしまうが代替案はあるのか。	・入間市では、全ての公共施設を避難所として活用する計画としており、施設が廃止になっても、想定する避難者数には対応できると考えています。
3	・市役所に機能移転する場合は、市民会館分の駐車場確保が必要である。	・検討の結果、市民会館については、市役所との複合化は実施しないこととしました。
4	・産業文化センターにもホールがあるため、市内に2つも必要ないのではないのか。	・音楽ホールとしての機能や性能が異なるため、別途施設を整備する必要があると考えています。

第3章（広域対応施設）

No.	意 見	対 応
5	・市民会館（ホール）を整備するにあたり、市民体育館や武蔵野音楽大学のホールを活用することも考えるべきではないか。 ・市民会館を整備するために、地区にある公共施設の整備が縮減するのであれば、施設の存在自体を考え直して欲しい。	・民間施設の活用、近隣自治体との広域連携などを含めて検討していきます。
6	・市民会館は、現行の施設が便利であり、修繕して残して欲しい。	・現行施設の耐震改修の可能性も検討していきます。
7	・市役所と複合化するのであれば、現在の規模を維持して欲しい。	・今後の財政を見通した結果、同規模で複合化することは難しいと考えています。なお、検討の結果、市民会館については、市役所との複合化は実施しないこととしました。
8	・文化活動の拠点として、現行の施設を是非残して欲しい。	・現行施設の耐震改修の可能性も検討していきます。
9	・市民会館は、現在の場所で建替えできないのか。	・建築基準法上の制約から、建替えは困難な状況です。

6. 再整備・再配置に向けた課題

- ・現地での建替えが困難なことを踏まえて、再整備の方法を検討する必要があります。
- ・施設の閉鎖により、一定期間施設機能が無くなるため、再整備の方向を早急に決定する必要があります。
- ・再整備方法を決定する上では、現行施設を改修した場合の正確な事業費を把握し、その上で3つの方法（現行施設の耐震改修・移転新設・広域連携）を比較検討する必要があります。

2 産業文化センター

（地域別事業計画：豊岡第二地区）

産業文化センターは、改修工事を実施し現状を維持します。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・大規模集会・ホール機能、会議室（活動室）機能、展示機能については、今後も維持することとします。
- ・部屋の形態を一部見直し、より利用しやすい方向で再整備します。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・長寿命化を図り、施設自体は現状を維持することとします。

3. 運営及び利用形態の見直し

- ・施設に備える機能に応じて運営方法や体制、利用形態の見直しを検討します。
- ・利用者資格の限定のない施設として今後も維持します。

4. 再整備・再配置計画

施設名		第1期 (2019～2028年)	第2期 (2029～2038年)	第3期 (2039～2048年)
産業文化センター	ホール	改修工事		
	ホール 以外		改修工事	

5. 再整備・再配置による効果

- ・改修工事により長寿命化を図ることで、市民活動が安定的に実施できる場所が確保されます。

6. 再整備・再配置に向けた課題

- ・建設から30年以上経過し老朽化しているため、早期に保全を目的とした改修工事が必要です。
- ・改修工事を実施する際は、各機能の一時移転が必要になるため、十分な準備期間が必要となります。

3 文化創造アトリエ

（地域別事業計画：西武地区）

文化創造アトリエは、施設が持つ歴史的・文化的価値を踏まえ、安全に使い続けられる間は維持することとします。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・市民の文化活動の拠点施設としての役割を維持するとともに、創作活動の場として必要なサービスを継続して提供していきます。
- ・現在の機能を維持し、施設の歴史的特性を活かした特色ある事業を展開していきます。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・当面は現行施設を維持し活用することとします。
- ・歴史的建造物として、修繕のみ実施し改修工事や更新は行わないこととします。

3. 運営及び利用形態の見直し

- ・現状通り民間活力を活用した運営を継続します。

4. 再整備・再配置計画

施設名	第1期 (2019～2028年)	第2期 (2029～2038年)	第3期 (2039～2048年)
文化創造アトリエ	随時修繕にて対応		

5. 市民意見への対応

No.	意 見	対 応
1	・今後も施設を残して欲しい。	・建物構造を変える大規模な改修工事はありませんが、安全に使い続けられる間は維持したいと考えています。
・この他、施設の歴史的背景を踏まえ、内外にPRすべきとの意見などがありました。		

6. 再整備・再配置による効果

- ・当面、施設機能が維持され、現在のサービス、機能は安定的に提供できます。
- ・歴史的建造物としての特性を活かした運営を継続することができます。

7. 再整備・再配置に向けた課題

- ・開設後、修繕のみで改修は行っていないため、老朽化した施設の安全性に充分配慮するとともに、安定的に施設を維持する方法を検討する必要があります。
- ・劣化状況を勘案し閉鎖時期を検討するとともに、閉鎖後のサービス提供や施設機能のあり方を検討する必要があります。

4 市民活動センター・男女共同参画推進センター

（地域別事業計画：豊岡第一地区）

市民活動センター及び男女共同参画推進センターは、改修工事を実施し現状を維持します。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・市民活動の場としての機能や男女共同参画推進センターが現在提供しているサービス及び備えている機能は、現状維持とします。ただし、組織としての人権推進課については、本庁舎へ移転することを検討します。
- ・社会福祉協議会事務所については、現状維持とします。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・長寿命化を図り、施設自体は維持することとします。

3. 運営及び利用形態の見直し

- ・当面は現状維持としますが、サービスや機能の見直しに応じて柔軟に検討します。

4. 再整備・再配置計画

施設名	第1期 (2019～2028年)	第2期 (2029～2038年)	第3期 (2039～2048年)
市民活動センター・ 男女共同参画推進センター		改修工事	

5. 市民意見への対応

No.	意見	対応
1	・市民活動センター1階にあるフリースペースは良い。	・地区センターなどへの配置も検討していきたいと考えています。
この他、使い勝手の良い施設であるが、登録団体しか利用できない点を改善して欲しいといった意見がありました。		

6. 再整備・再配置による効果

- ・改修工事により長寿命化を図ることで、安定的に市民活動の場を提供することができます。

7. 再整備・再配置に向けた課題

- ・現在、登録した団体の使用に限られていますが、同じ貸室機能を有する公民館の統廃合に合わせて、利用者資格等の見直しを検討する必要があります。

5 青少年活動センター

（地域別事業計画：東金子地区）

青少年活動センターは、建物の耐用年数を目途に廃止を検討します。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・施設利用の継続が可能な範囲で、現行サービスと機能を維持し、市民の様々な活動の拠点としての運営を継続します。
- ・廃止に向けて、青少年の健全な育成を図るためのサービスを、継続して提供していく必要があるか検討します。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・本館については、施設の耐用年数を目途に廃止します。
- ・青少年育成の機能については、必要性を踏まえ学校（校舎）への移転を検討します。
- ・キャンプ場等については、必要最小限度の整備による機能維持を検討します。
- ・体育館については、施設を廃止する時点で活用方法を検討します。

3. 運営及び利用形態の見直し

- ・当面は現状と同じ運営及び利用形態を維持します。
- ・将来の施設の運営等についても、民間活力の活用を検討します。

4. 再整備・再配置計画

施設名	第1期 (2019～2028年)	第2期 (2029～2038年)	第3期 (2039～2048年)
青少年活動センター		廃止を検討	

5. 市民意見への対応

No.	意見	対応
1	・青少年活動センターは、自然を活かしたイベントが良い。PRをすれば利用者が増えるのではないかな。	・建物については老朽化しているため、廃止し機能移転を検討していますが、跡地について立地特性を生かした活用方法を検討していきます。

6. 再整備・再配置に向けた課題

- ・施設機能を維持するためには、別の公共施設や近隣自治体との連携について検討する必要があります。
- ・移転に際しては、現状にとらわれず、提供するサービスや機能の見直しを行う必要があります。
- ・運営については、今後も民間活力の活用を検討する必要があります。
- ・施設廃止後の跡地活用については、一部売却についても検討します。

6 農村環境改善センター

（地域別事業計画：金子地区）

農村環境改善センターは、改修工事を実施し現状を維持します。ただし、施設の一部を他用途へ転用することも検討します。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・農業者のコミュニティ活動拠点としての機能を維持しつつ、豊かな自然に恵まれた加治丘陵に立地する特性を活かした施設とするための機能を付加することを検討します。
- ・テニスコートについては、必要性を考慮した上で、別の機能への転換を検討します。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・今後必要となる機能の追加等を含めて、施設の長寿命化を図ります。
- ・加治丘陵の拠点施設となる機能を備えた複合施設としての整備を検討します。

3. 運営及び利用形態の見直し

- ・現状の指定管理者による施設管理に加え、事業の実施についても民間活力の活用の拡大を検討します。

4. 再整備・再配置計画

施設名	第1期 (2019～2028年)	第2期 (2029～2038年)	第3期 (2039～2048年)
農村環境改善センター	改修工事		

5. 市民意見への対応

No.	意見	対応
1	・施設は、金子地区の拠点として残して欲しい。	・農業者用施設という位置づけだけではなく、地域住民の運動や会議、文化活動など様々な活用が図れる施設として位置付けていきます。
2	・加治丘陵にある公園等の拠点施設として活用できないか検討すべきである。	・主に貸室中心の施設であり、現状の会議室の稼働率を考慮し、一部を他用途に転用することも検討します。

6. 再整備・再配置による効果

- ・改修工事により長寿命化を図ることで、農業者の活動拠点を安定的に提供することができます。
- ・新たな機能を加えることで、施設の有効活用を図ることができます。

7. 再整備・再配置に向けた課題

- ・農業者の活動拠点としての機能は残しつつも、会議室の稼働率が低い状況であるため、他用途への転用を検討する必要があります。
- ・現状の稼働率を踏まえ、施設管理に加えて事業の実施についても民間活力の活用を検討するとともに、立地特性を活かした活用を検討する必要があります。

7 農業研修センター

（地域別事業計画：金子地区）

農業研修センターは、改修工事を実施し現状を維持します。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・茶業農家の育成、技術の伝承、情報交換、研修の場を提供するサービスを維持していきます。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・長寿命化を図り、施設自体は維持することとします。

3. 運営及び利用形態の見直し

- ・現状維持としますが、会議室などの施設機能の一部を農業者以外にも利用できるように検討します。

4. 再整備・再配置計画

施設名	第1期 (2019～2028 年)	第2期 (2029～2038 年)	第3期 (2039～2048 年)
農業研修センター		改修工事	

5. 再整備・再配置による効果

- ・改修工事により、長寿命化を図ることで、茶業農家の育成や技術の伝承などを安定的に行うことができ、狭山茶の伝統継承に寄与します。

6. 再整備・再配置に向けた課題

- ・施設の運用の方法を検討する必要があります。
- ・稼働率を考慮し、会議室を一般市民が利用できるか検討する必要があります。
- ・製茶関係機械の更新も大きな課題となります。

8 勤労福祉センター

（地域別事業計画：宮寺・二本木地区）

勤労福祉センターは、現状を踏まえ廃止します。廃止後は、売却を検討します。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・施設貸出機能を有する施設が他にも存在するため、市として施設を維持する必要性は低いと考えられることから、民間への売却を検討します。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・売却を検討することとし、再整備は行いません。

3. 運営及び利用形態の見直し

- ・民間への売却を優先課題として運営の見直しを図ります。

4. 再整備・再配置計画

施設名	第1期 (2019～2028年)	第2期 (2029～2038年)	第3期 (2039～2048年)
勤労福祉センター	機能廃止（売却）		

5. 再整備・再配置による効果

- ・民間へ売却することにより、施設や土地の有効活用が図られます。

6. 再整備・再配置に向けた課題

- ・廃止し売却する場合は、利用団体であるシルバー人材センター等と調整する必要があります。
- ・売却の際は、工業団地の緩衝帯部分の土地（市有地）の扱いについて考慮する必要があります。

9 博物館・埋蔵文化財整理事務所

（地域別事業計画：宮寺・二本木地区）

博物館は、改修工事を実施し現状を維持します。

現在の埋蔵文化財整理事務所については、廃止した上で除却します。なお、施設機能については、別の公共施設へ移転します。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・博物館は、サービス内容や施設機能は維持し、展示室、市民ギャラリー、収蔵庫などの特性を活かした事業を展開します。
- ・施設機能の維持に向けては、近隣自治体との広域連携についても検討します。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・博物館は、既存施設の長寿命化を図ります。

3. 運営及び利用形態の見直し

- ・博物館は、指定管理者による民間活力を活かした事業の活性化を図ります。
- ・部屋等の利用者資格の限定や利用時間の緩和を検討し、施設の有効活用を図ります。

4. 再整備・再配置計画

施設名	第1期 (2019～2028 年)	第2期 (2029～2038 年)	第3期 (2039～2048 年)
博物館		改修工事	
埋蔵文化財整理事務所		移転・現施設は解体	

5. 市民意見への対応

No.	意 見	対 応
1	・博物館については、多額のコストがかかっているが、利用が少ないのではないかな。 ・博物館のあり方を検討すべきである。	・施設を維持する計画ですが、施設のあり方を検討した上で、改修工事等を行うこととします。 ・事業実施による効果を検証するとともに、コスト縮減に努めます。

6. 再整備・再配置による効果

- ・施設機能を継続的に維持していくことにより、市民の文化活動や学校教育・社会教育の場として安定的なサービス提供ができます。

7. 再整備・再配置に向けた課題

- ・改修工事を行う際には、市民ニーズを把握・分析した上で機能の見直しに反映する必要があります。

10 児童センター

（地域別事業計画：豊岡第二地区）

児童センターは、改修工事を実施し現状を維持します。ただし、プラネタリウム室については、今後の必要性を含めて整備の方向性を検討します。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・児童の育成にかかる社会環境の変化、市民ニーズに合ったサービス提供への見直しを図ります。
- ・プラネタリウム及び天体観測室などの天体学習に関する機能については、事業の必要性を十分に検討し、今後も継続する場合は近隣自治体との広域連携を含めた効率的な整備方法、運営方法を検討します。
- ・施設機能については、提供するサービスに応じて見直しを図ります。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・提供するサービスの見直しに合わせて施設機能の追加・変更等を検討した上で、施設の長寿命化を図ります。

3. 運営及び利用形態の見直し

- ・市民との協働関係を維持しつつ、指定管理者による民間活力を活かした事業の活性化を図ります。

4. 再整備・再配置計画

施設名	第1期 (2019～2028 年)	第2期 (2029～2038 年)	第3期 (2039～2048 年)
児童センター		改修工事	

5. 再整備・再配置による効果

- ・改修工事を行うことで、快適に利用できる環境を整え、安定的な施設運営を継続します。

6. 再整備・再配置に向けた課題

- ・改修工事に際しては、市民ニーズを把握した上で、提供するサービスや機能の見直しを検討する必要があります。
- ・改修工事期間は施設利用を休止することから、代替サービスの提供について配慮する必要があります。

図書館（本館）は、改修工事を実施し現状を維持します。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・図書館本館として担っているサービスは引き続き提供するとともに、市民ニーズに合わせて居場所としての施設づくりなど、新たなサービスの提供についても検討します。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・提供するサービスの見直しに合わせて施設機能の追加・変更等を検討した上で、施設の長寿命化を図ります。

3. 運営及び利用形態の見直し

- ・将来的には、運営面での民間活力の導入を検討します。

4. 再整備・再配置計画

施設名	第1期 (2019～2028 年)	第2期 (2029～2038 年)	第3期 (2039～2048 年)
図書館（本館）		改修工事	

5. 再整備・再配置による効果

- ・改修工事を行うことにより、市民ニーズの高い図書館サービスを安定的に提供することができます。

6. 再整備・再配置に向けた課題

- ・改修工事に合わせて、機能を見直すとともに、運営面での民間活力の導入を検討する必要があります。
- ・改修工事を実施する際は、各機能の一時移転が必要になるため、十分な準備期間が必要となります。

1.2 市役所（本庁舎）

（地域別事業計画：豊岡第一地区）

市役所（本庁舎）は、耐震性能の低いA・B棟を建替え、C棟は改修し維持します。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・原則として現在提供しているサービス、施設機能は維持しますが、市民の利便性を考慮して、ワンストップ窓口化等を検討します。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・耐震性能が低い庁舎A・B棟については、敷地内に建替えの上除却します。
- ・C棟は改修工事し、今後30年間維持することとします。
- ・バリアフリー化、ユニバーサルデザインを用いて、誰にでも使いやすい施設を目指します。
- ・施設の耐震化に合わせて、防災・災害復興拠点としての必要な機能を備えます。

3. 運営及び利用形態の見直し

- ・施設の再整備にあたっては、検討段階から整備面及び運営面での民間活力の導入を検討します。

4. 再整備・再配置計画

施設名	第1期 (2019～2028年)	第2期 (2029～2038年)	第3期 (2039年～2048年)
市役所（本庁舎）	A・B棟：建替え C棟：改修工事		

5. 市民意見への対応

No.	意 見	対 応
1	・当初、市が示した市民会館との複合化案については、事業費が高額になる上、メリットの根拠が曖昧なため、再検討する必要がある。	・市役所については、再検討のうえ、一部（A・B棟のみ）単独で建替えることとしました。
2	・既存施設について、最小限の耐震補強をすれば良いのではないかと。	・耐震補強工事だけでは、施設を使い続ける間に多額の修繕費が見込まれることから、既存施設を活用する場合は、改修工事を併せて実施する必要があります。 ・最終的には、30年間のコスト比較をし、現在の場所での一部（A・B棟のみ）単独建替えを選択しました。
3	・市役所は、早急に耐震化する必要がある。	・可能な限り早急に耐震化するよう努めます。
4	・事業費を抑える工夫や、財源確保に一層努める必要がある。	・地下階を設置しないなど、事業費の縮減に努めます。 ・財源については、国の交付金や地方債の活用を配慮し、基金の積み立ても継続的に行います。
5	・民間活力の活用は考えられないのか。	・建設や運営管理について、当初からPFIなど民間活力の活用についても検討します。

第3章（広域対応施設）

6. 再整備・再配置による効果

- ・耐震化により、防災・災害復興拠点としての機能が強化されます。
- ・建替えることにより、窓口のワンストップ化、ユニバーサルデザインの導入などが可能となり、現代の庁舎に求められるサービス、機能を提供することが可能となります。

7. 再整備・再配置に向けた課題

- ・市民の安全・安心を確保するため、耐震化については、早急な対応が求められています。
- ・高額な事業費が見込まれることから、民間活力の導入など事業費縮減に向けた工夫が必要です。
- ・工事期間中、サービスが低下しないよう配慮する必要があります。
- ・地区公民館（施設）の地区センター化に向けて、市役所との役割分担を明確にする必要があります。

1.3 市民体育館

（地域別事業計画：豊岡第一地区）

市民体育館は、現状を維持します。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・現状を維持し、市民の健康増進、生涯学習の場、生涯スポーツの拠点としてのサービスを提供します。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・施設の耐震補強、改修工事が完了したため、今後は必要な修繕で対応します。
- ・第4期に公共施設の跡地への移転新設を検討します。

3. 運営及び利用形態の見直し

- ・指定管理者による施設管理を継続しつつ、将来的には時代の要請に沿った民間活力の活用を検討します。

4. 再整備・再配置計画

施設名	第1期 (2019～2028年)	第2期 (2029～2038年)	第3期 (2039～2048年)
市民体育館	修繕により対応		

5. 再整備・再配置による効果

- ・当面、安定的に市民活動の場を提供することができます。

6. 再整備・再配置に向けた課題

- ・現在の場所での建替えには、都市計画により規模（床面積）に制限があるため、施設更新時には移転も含めて検討する必要があります。
- ・移転先としては、現在の施設の機能や駐車スペースが確保できるよう、場所や広さなどを考慮し、学校跡地などの活用を検討します。

武道館・弓道場は、改修工事を実施し現状を維持します。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・現状を維持し、市民の健康増進、生涯学習の場、生涯スポーツの拠点としてのサービスを提供します。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・改修工事により長寿命化を図り、施設自体は現状を維持することとします。
- ・第4期に公共施設の跡地への移転新設を検討します。

3. 運営及び利用形態の見直し

- ・指定管理者による施設管理を継続しつつ、将来的には時代の要請に沿った民間活力の活用を検討します。

4. 再整備・再配置計画

施設名	第1期 (2019～2028年)	第2期 (2029～2038年)	第3期 (2039～2048年)
武道館・弓道場	改修工事		

5. 市民意見への対応

No.	意 見	対 応
1	・武道館については、エアコンが完備されていないため、夏季の利用が厳しい。	・現時点では、設置は考えていません。
2	・武道館は、雨漏りしているので、使い続ける場合は、修繕して欲しい。	・現状を踏まえて改修工事を行います。
3	・現行の場所は不便なため、場所や交通手段（駐車場の確保含む）などの利便性にも配慮して欲しい。	・現行の施設は、維持することとしていますが、移転を検討する場合は利便性に配慮していきます。

6. 再整備・再配置による効果

- ・機能を維持することにより、引き続き市民が武道に親しむ場を提供することができます。

7. 再整備・再配置に向けた課題

- ・施設更新時には、他の体育施設との機能を整理し、利便性の高い場所への移転や近隣市との役割分担について検討する必要があります。

15 老人福祉センター

（地域別事業計画：宮寺・二本木地区）

老人福祉センターは、改修工事を実施し現状を維持します。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・高齢者の健康の増進、教養の向上、レクリエーション、介護予防事業の場、憩いの場、交流の場としての機能は、現状を維持します。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・改修工事により長寿命化を図り、施設自体は現状を維持することとします。

3. 運営及び利用形態の見直し

- ・指定管理者による管理運営を行っているため、今後は効果を検証しつつ、運営方法や利用形態の見直しを検討します。

4. 再整備・再配置計画

施設名	第1期 (2019～2028年)	第2期 (2029～2038年)	第3期 (2039～2048年)
老人福祉センター	改修工事		

5. 市民意見への対応

No.	意 見	対 応
1	・クリーンセンターの余熱利用を考慮し、新久（東金子地区）に移転した方が良いのではないか。	・当面、施設を移転する考えはありません。

6. 再整備・再配置による効果

- ・改修工事により長寿命化を図ることで、安定的にサービスを提供することができます。

7. 再整備・再配置に向けた課題

- ・土地賃貸借契約に買取り条項があるため、地権者の意向によっては買取り義務が生じます。

16 障害者活動センター

（地域別事業計画：宮寺・二本木地区）

障害者活動センターは、使用している作業所の移転後、施設を除却し機能を廃止します。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・NPO法人に施設を提供している状況であり、廃止の時期等については調整する必要があります。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・原則、施設は機能を廃止する方向で検討し、既存施設の建替えや改修工事はいりません。

3. 運営及び利用形態の見直し

- ・現行の施設は、廃止に向けて運営を停止します。

4. 再整備・再配置計画

施設名	第1期 (2019～2028年)	第2期 (2029～2038年)	第3期 (2039～2048年)
障害者活動センター	機能廃止		

5. 再整備・再配置による効果

- ・除却により、土地の有効活用が図れます。

6. 再整備・再配置に向けた課題

- ・施設が老朽化しているため、現在使用している法人と廃止に向けた協議を早期に整える必要があります。

1.7 扇台福祉作業所

（地域別事業計画：豊岡第一地区）

扇台福祉作業所は、建物の耐用年数を踏まえて廃止し、機能については、別の公共施設へ移転します。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・現状の施設機能を維持しつつ、現行の施設サービスを提供します。ただし、施設需要が減少した場合は、見直しを検討します。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・現在の建物は鉄骨造であるため、劣化状況を踏まえて別の公共施設に移転します。

3. 運営及び利用形態の見直し

- ・状況が変化しない限り現状を維持します。

4. 再整備・再配置計画

施設名	第1期 (2019～2028 年)	第2期 (2029～2038 年)	第3期 (2039～2048 年)
扇台福祉作業所		移転・現施設は解体	

5. 再整備・再配置により期待できる効果

- ・移転により、障害者の作業環境を継続的に確保することができます。
- ・借地の解消につながります。

健康福祉センターは、改修工事を実施し現状を維持します。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・現在担っている保健・医療・福祉の一体型施設、障害児療育施設としての機能については継続して保持するとともに、トレーニング機能については、民間との役割分担等を考慮して長期的な視点で見直しを図ります。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・長寿命化を図った上で、基本的な施設機能は維持します。
- ・これまでの事務所（窓口）、トレーニング室、スタジオ、会議室（活動室）、夜間診療所といった機能に、児童発達支援センターなどを加え、市民の健康づくりを幅広く支える施設として維持していきます。

3. 運営及び利用形態の見直し

- ・各事業において民間との役割分担を検討した上で、その結果を運営及び利用形態の見直しに反映します。

4. 再整備・再配置計画

施設名	第1期 (2019～2028年)	第2期 (2029～2038年)	第3期 (2039～2048年)
健康福祉センター			改修工事

5. 市民意見への対応

No.	意 見	対 応
1	・健康増進に伴い市全体の医療費を縮減するという目的があって建設された施設であるが、医療費が減ったという話は聞かないので、無駄な施設のように感じる。	・当面、施設自体は維持する予定ですが、民間施設で同じサービスを提供している場合もあり、サービスや機能の見直しも必要であると考えています。 ・事業実施による効果を検証するとともに、コスト縮減に努めます。

6. 再整備・再配置による効果

- ・長寿命化を図ることで、施設が担う保健・医療・福祉サービスを安定的に提供することができます。

7. 再整備・再配置に向けた課題

- ・施設で提供するサービスについては、民間が行うサービスの動向に注視し、官民の役割分担を踏まえて、サービスの廃止や民営化を検討する必要があります。

19 学校給食センター

（地域別事業計画：東金子地区）

学校給食センターは、耐用年数を踏まえ建替えます。建替えに向けては、建設及び運営面で、民間活力の導入について検討します。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・現状を維持し、市内全ての中学校に給食を提供します。
- ・人口減少、少子化を見据え、再整備を行う際には施設規模の適正化を図ります。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・老朽化が進んでおり早急な更新が必要になっているため、敷地の拡張により建て替えることとします。

3. 運営及び利用形態の見直し

- ・施設の建て替えにあたっては、施設整備及び事業運営において民間活力の導入を検討します。

4. 再整備・再配置計画

施設名	第1期 (2019～2028年)	第2期 (2029～2038年)	第3期 (2039～2048年)
学校給食センター	建替え (民間活力の導入検討)		

5. 再整備・再配置による効果

- ・施設を更新することで、衛生管理、作業効率などに配慮した施設を整備することが出来ます。

6. 再整備・再配置に向けた課題

- ・定期的に設備機器の老朽化に対応する必要があります。
- ・施設の休止をすることがないような建替え方法を検討する必要があります。
- ・施設の更新に向けては、給食事業の方向性を明確にしたうえで検討を進める必要があります。

総合クリーンセンター、リサイクルプラザは、当面は改修工事を実施し長寿命化を図ります。なお、並行して、耐用年数を踏まえ施設の整備方向を検討します。

1. サービス内容と施設機能の見直し

（1）総合クリーンセンター

- ・将来にわたって安定したサービスを提供していくこととします。

（2）リサイクルプラザ

- ・市民へのごみ減量を啓発する拠点施設として、今後のあり方、方向性を検討します。

2. 再整備・再配置の取組方向

（1）総合クリーンセンター

- ・必要な修繕を行い、施設の機能を維持します。
- ・将来は施設の建て替えを行います。その際は、現地での建替えのほか、移転も検討します。なお、検討段階から民間活力の導入、広域連携についても検討します。

（2）リサイクルプラザ

- ・総合クリーンセンターに合わせて、当分の間は施設を維持し、更新に合わせて方向性を検討します。

3. 運営及び利用形態の見直し

- ・当面は現状を維持します。
- ・施設更新の際は近隣自治体との広域連携や民間活力の導入を視野に入れて再整備方法を検討し、それに合わせた運営及び利用形態の見直しを図ります。

4. 再整備・再配置計画

施設名	第1期 (2019～2028 年)	第2期 (2029～2038 年)	第3期 (2039～2048 年)
総合クリーンセンター		再整備方法の検討	
リサイクルプラザ		クリーンセンターの 整備に合わせて検討	

5. 再整備・再配置による効果

- ・現行、計画保全により維持しているため、安定的にサービスを提供することができます。
- ・広域連携や建設時から民間活力の導入ができれば、効率化に大きく貢献することができます。

6. 再整備・再配置に向けた課題

（1）総合クリーンセンター

- ・市民生活には必要不可欠な施設であり、整備に多額の費用が見込まれることから、長期的な視点で施設更新に向けた準備を進める必要があります

（2）リサイクルプラザ

- ・施設のあり方を検討する際は、ごみの減量化、再生利用の推進という視点と共に費用対効果についても十分に検討する必要があります。

2.1 防災センター

（地域別事業計画：豊岡第二地区）

防災センターは、災害復興拠点機能が市役所（本庁舎）に設置されることを受け、防災センターとしての機能は市役所に移転するとともに、資機材や備蓄品の一部を保管する倉庫機能は、別の公共施設へ移転します。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・豊岡地区現場本部としての機能及び防災倉庫としての機能は、地区センターの防災拠点機能強化の視点で見直し・移転を行います。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・施設機能に移転し、他用途への転用を図ります。

3. 運営及び利用形態の見直し

- ・施設を転用するため運営形態は見直します。

4. 再整備・再配置計画

施設名	第1期 (2019～2028年)	第2期 (2029～2038年)	第3期 (2039～2048年)
防災センター	移転・転用		

※防災倉庫機能は、統廃合等により活用されなくなった公共施設へ移転します。

5. 市民意見への対応

No.	意 見	対 応
1	・防災センターの備蓄倉庫としての機能は、別の公共施設に分散配置しても良いのではないか。	・複数の公共施設への分散配置を検討しています。

6. 再整備・再配置による効果

- ・防災倉庫機能が複数配置されることで、機能の複線化が図れるとともに、分散配置により災害時の利便性が向上します。

7. 再整備・再配置に向けた課題

- ・防災・災害復興拠点となる市役所及び地域防災拠点となる施設の整備において、必要な機能が配置できるよう検討する必要があります。
- ・建物については、活用の方法を別途検討します。

2.2 入間市駅南口自転車駐車場

（地域別事業計画：豊岡第一地区）

入間市駅南口自転車駐車場は、機能維持を前提として、民間活力の導入を検討します。

1. サービス内容と施設機能の見直し

- ・引き続き入間市駅周辺の環境整備、放置自転車対策として自転車駐車場を提供します。

2. 再整備・再配置の取組方向

- ・建替えまたは改修工事を実施し、施設機能を維持します。ただし、建設段階から運営を含めて民間活力の導入を検討します。

3. 運営及び利用形態の見直し

- ・民間活力の導入を検討する際は、現状を踏まえて運営及び利用形態の見直しを検討します。

4. 再整備・再配置計画

施設名	第1期 (2019～2028年)	第2期 (2029～2038年)	第3期 (2039～2048年)
入間市駅南口 自転車駐車場	民間活力導入検討		

5. 再整備・再配置による効果

- ・駅前の放置自転車対策を安定的に行うことができます。

6. 再整備・再配置に向けた課題

- ・施設を建て替える際は、施設建設、管理運営なども含めて民間活力の導入を検討する必要があります。
- ・将来の入間市駅の利用者数、入間市駅北口の整備状況、利用率を踏まえて施設の規模等を検討する必要があります。

第4章

地域別事業計画

豊岡地区（豊岡第一地区・豊岡第二地区・豊岡第三地区共通）

地区の沿革・将来の見通しなど

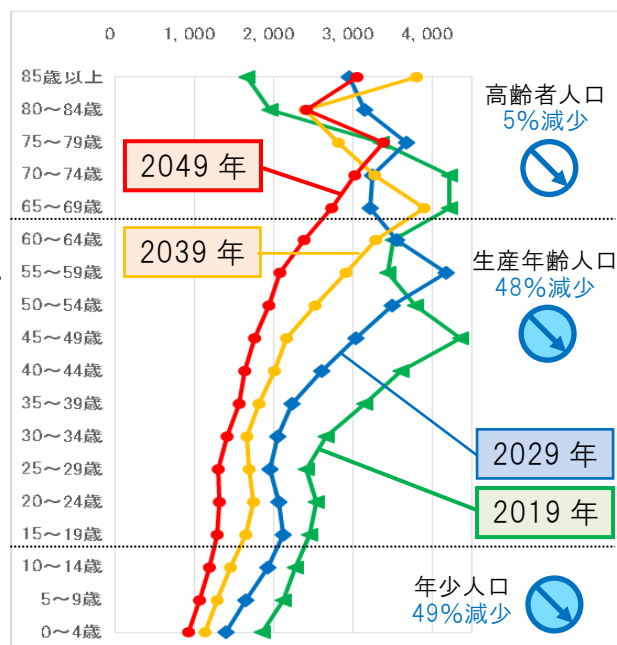
この地区は、豊岡町のころから地区の行政、商業の中心地であった扇町屋地区に、豊岡公会堂、豊岡小学校、豊岡中学校が設置されていました。昭和40年代以降は人口増加に対応して地区の東部側、東町地区に施設の整備が進められました。また、地区の北西部に位置する黒須・高倉地区にも学校や公民館、地区体育館が整備されました。

その後、昭和末期から平成の初めにかけて行われた入間市駅周辺の土地地区画整理事業に伴い、豊岡小学校、豊岡中学校が現在の場所に移転し、入間市駅から豊岡、扇町屋地区にかけて百貨店や映画館、レジャー施設等が建ち並ぶ中心市街地が形成されました。

なお、この地区には、市役所や市民会館、市民体育館、産業文化センターなど公共施設の多くが所在しています。

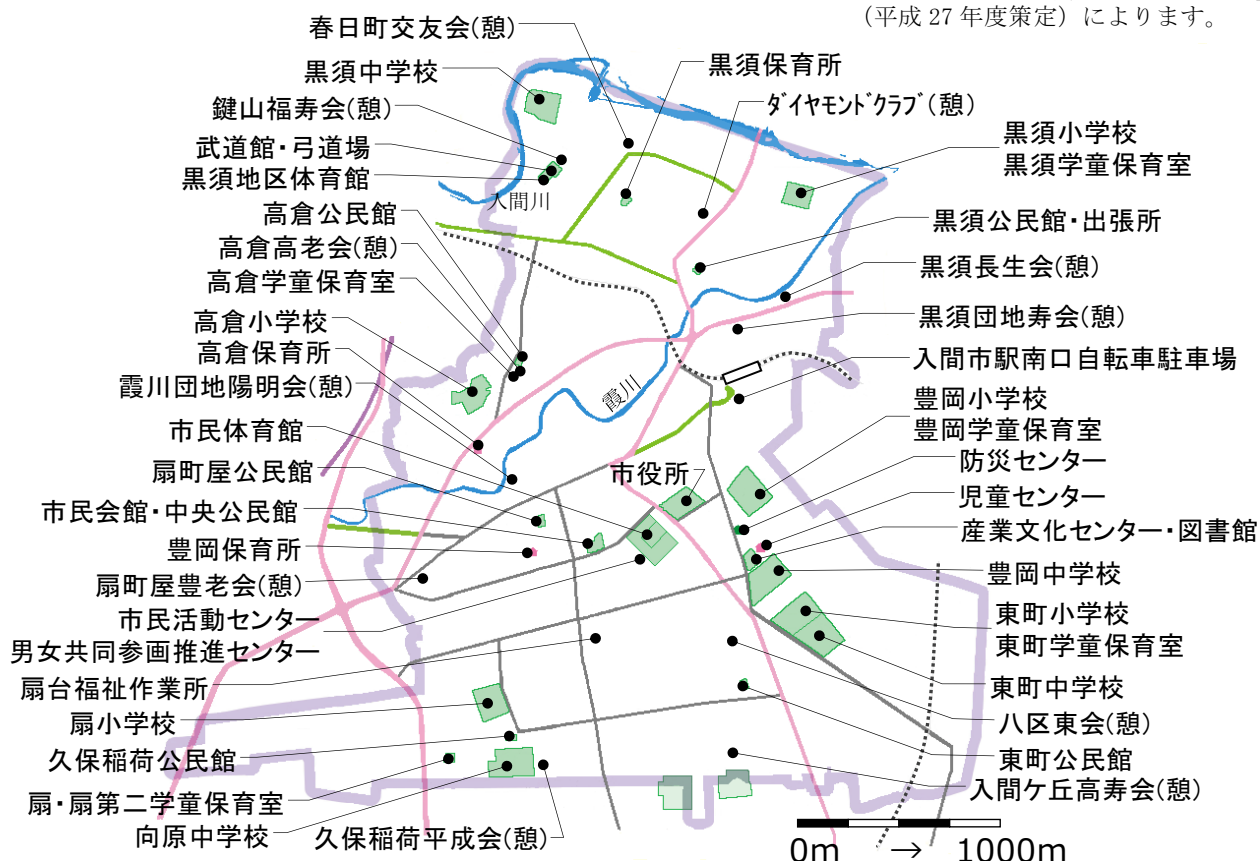
人口については、現在は市内で最も人口密度が高い地区ですが、2019年と比較して2039年には人口が約23%減少する予測となっています。人口構成については、年少人口が38%、生産年齢人口が14%減少し、人口に占める高齢者の割合が39%と大幅に高くなる見込みとなっています。

【人口の推計】

2019年
53,510人2049年
34,440人今後30年間で
36%減少

	2019年（比率）	2049年（比率）
高齢者人口	15,398人(28.8%)	14,593人(42.4%)
生産年齢人口	31,875人(59.6%)	16,664人(48.4%)
年少人口	6,237人(11.7%)	3,183人(9.2%)

※人口の推計は「入間市人口ビジョン」（平成27年度策定）によります。



豊岡第一地区（扇町屋・扇台・久保稲荷・豊岡）

1. 地区の特性

この地区は、入間市駅と武蔵藤沢駅を結ぶ路線バスが運行されており、特に武蔵藤沢駅から久保稲荷地区までは頻繁にバスが運行しています。扇町屋地区は、入間市駅から三井アウトレットパーク入間方面及び金子地区方面との路線バスが充実しています。

幹線道路の沿道に一部商業施設が点在するものの、主として住居中心の地区です。

扇台土地区画整理事業が進行中ですが、近年大規模な宅地開発は行われていないため、若年層の流入は少なく、高齢化が進んでいます。

2. 施設の再整備・再配置に対する考え方・方向性

この地区は、公民館2施設、小学校1施設、中学校1施設、学童保育室2施設、保育所1施設、老人憩いの家3施設があります。また、市域全体を対象とした施設は、市役所、市民会館・中央公民館、市民体育館、市民活動センター・男女共同参画推進センター、扇台福祉作業所、入間市駅南口自転車駐車場があります。

地域対応施設再整備の基本方針に基づき検討を進めると、公民館は統合を行う必要があります。なお、保育所については、豊岡地区全体で整備の方向性を検討します。

施設名 建築年度(築年数)	第1期 (2019～2028年)	第2期 (2029～2038年)	第3期 (2039～2048年)
扇町屋公民館 S60(築33)	地区センター化 (組織のみ)		扇町屋地区センターと 久保稲荷地区センターを 統合
久保稲荷公民館 H3(築27)	地区センター化 (組織のみ)		
扇小学校(築44/39:44) 北S49/54:南S49:体S50		建替・学童複合化	
向原中学校(築41) 南S52:北S52:体S53			建替
扇学童保育室 H1(築29)※久保稲荷5丁目		扇小学校の整備に合わせて 小学校に複合化	
扇第二学童保育室 H22(築8)※久保稲荷5丁目			
豊岡保育所 S46(築47)		高倉保育所と統合/移転建替 現行施設廃止	
市役所 S49(築44)	市役所等整備計画に沿って検討		
市民会館・中央公民館 S48(築45)	市役所等整備計画に沿って検討		
市民体育館 S55(築38)			[移転新設:第4期]
市民活動センター・男女共同参画推進センター S55(築38)		改修	
扇台福祉作業所 H5(築25)		他の公共施設に移転	
入間市駅南口自転車駐車場 S60(築33)	民間活力の導入を検討		
老人憩いの家(3施設)	活用促進(利用の状況を踏まえて転用・廃止)		

▶ 施設名の枠内の記号・数値は次の内容を示しています S*: 建築した年度 (築**): 建築後経過年数
なお、学校施設については、建物の部分ごとに建築年度が異なる場合があるので、複数の値を記しています。

第4章

第1期（2019～2028年）

- ・扇町屋公民館、久保稲荷公民館は、両館とも現在の施設を活用して地区センターに改編します。
- ・市役所及び市民会館・中央公民館は、施設の安全性の確保が喫緊の課題であることから、市役所等整備計画に沿って整備を進めます。

施設名	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	
扇町屋公民館				地区セン ター化 (組織のみ)							
久保稲荷公民館				地区セン ター化 (組織のみ)							
市役所		基本計画	基本設計	実施設計	新棟建設工事		新棟 供用開始		C棟 供用開始		
	PFI導入 可能性調査	PFI各種手続・設計				新棟建設工事 C棟改修 A・B棟解体				PFI 事業	
市民会館・中央公民館				閉鎖	ホール機能は他の施設で代替						
	再検討			耐震補強 (H32 基 本設計)	実施設計	補強工事					
				単独改築 (移転)	設計		建設工事 (現施設解体)				
				広域化 改築	広域化計画に沿って実施						
入間市駅南口自転車駐車場	民間活力導入検討										

※市役所及び市民会館・中央公民館について、詳細は「入間市役所等整備計画」を参照ください。

第2期（2029～2038年）

〔上半期〕

- ・保育所は、豊岡地区全体の状況を踏まえて検討します。豊岡保育所と高倉保育所（豊岡第三地区）を統合し、新たな保育所の建設を検討します。なお、新設の際は地域の利便性を考慮し新たな場所への移転を検討します。

〔下半期〕

- ・扇小学校が建築後60年を迎えるため現地で建替えを行います。
- ・学童保育室は、扇小学校の整備に合わせて学校に複合化します。
- ・扇台福祉作業所は施設の耐用年数を目途にサービスを他の公共施設へ移転し、現在の施設は廃止します。

第3期（2039～2048年）

- ・扇町屋地区センター（現扇町屋公民館）が建築後60年を迎えるため、扇町屋地区センターと久保稲荷地区センターを統合し、建替えます。なお、場所は利便性を考慮し他の公共施設跡地への移転を検討します。
- ・向原中学校が建築後60年を迎えるため現地で建替えを行います。

※市民会館を耐震補強工事とした場合、第3期下半期から第4期での建替えを検討する必要があります。

第4期（2049年～）

- ・市民体育館の建替えを検討します。建替えにあたっては、東町小学校、東町中学校の跡地への移転を検討します。

3. 市民意見への対応

No.	意 見	対 応
1	・ 向原中学校には扇小学校の児童と藤沢小学校の児童が進学するように学区が入り組んでいる課題がある。学校の再整備に向けては学区の見直しも必要である。	・ 統廃合のあり方とともに隣接する地区との関連も踏まえて具体的な調整を進めます。
2	・ 豊岡地区の公立保育所3園を1園に統合すると、子育て支援を掲げているのに反しているのではないか。	・ 豊岡保育所と高倉保育所を統合し、地域の利便性を考慮した新たな場所への移転を検討します。また、黒須保育所は民間活力の活用に向けて検討します。
3	・ 公民館は地域の大切な施設である。扇町屋公民館と久保稲荷公民館を統合するとして、新たな場所を探すことは考えないのか。	・ 公共施設マネジメントの取り組みを進めるなかで、より利便性が高い場所を検討します。

4. 公共施設跡地の取り扱い

○売却

- ・ 豊岡保育所（市有地部分 664 m²／全体 2,485 m²・第一種低層住居専用地域）
- ・ 扇町屋公民館（2,254 m²・第一種低層住居専用地域）
- ・ 市民体育館（10,957 m²・第一種住居地域）

○土地所有者へ返却

- ・ 豊岡保育所（借地部分 1,821 m²／全体 2,485 m²・第一種低層住居専用地域）
- ・ 扇台福祉作業所（985 m²・第二種住居地域）
- ・ 扇学童・扇第二学童保育室（934 m²・第一種低層住居専用地域）
- ・ 久保稲荷公民館（1,875 m²・第一種低層住居専用地域）

第4章

豊岡第二地区（向陽台・東町）

1. 地区の特性

地形的には一部高低差がありますが、地区内の移動を制約するようなものではありません。
この地区は、武蔵藤沢駅へ向かう路線バスが運行されていて、生活の利便性が高い地区です。

入間市駅周辺や国道463号の沿道が商業地域となっていますが、駅周辺にも高層住宅が建ち並び、全般的には住居中心の地区です。

土地地区画整理事業は終了しており、近年大規模な宅地開発は行われていないため、若年層の流入は少なく、高齢化が進んでいます。

なお、入間市駅前に約7.6haの留保地があり、今後活用策を検討していくこととなっているため、この開発が進むと、公共施設の配置を考える上で大きな変動要素となる可能性があります。

2. 施設の再整備・再配置に対する考え方・方向性

この地区は、公民館1施設、小学校2施設、中学校2施設、学童保育室2施設、老人憩いの家2施設があります。また、市域全体を対象とした施設は、産業文化センター、図書館（本館）、児童センター、防災センターがあります。

地域対応施設再整備の基本方針に基づき検討を進めると、小学校、中学校、学童保育室は統合を行う必要があります。

施設名 建築年度(築年数)	第1期 (2019～2028年)	第2期 (2029～2038年)	第3期 (2039～2048年)
東町公民館 S54(築39)	地区センター化 (組織のみ)		改修
豊岡小学校(築35) 校舎 S58：体 S58	改修 (豊岡学童受入・体育館)		豊岡小学校と 東町小学校を統合 建替・学童複合化
東町小学校(築38:38:28) 東 S55:北 S55:西 H2:体 S56	改修 (体育館)		廃止
豊岡中学校(築34) 校舎 S59：体 S59	改修 (体育館)		豊岡中学校と 東町中学校を統合 建替
東町中学校(築31) 校舎 S62：体 S62	改修 (体育館)		廃止
豊岡学童保育室 S59(築34)※豊岡小敷地内	豊岡小学校に複合化		小学校の整備に合わせて 統合 小学校に複合化
東町学童保育室 S55(築38)※東町小北校舎内			
産業文化センター S58(築35)	改修 (ホール)	改修 (ホール以外)	
図書館(本館) S58(築35)		改修	
児童センター S62(築31)		改修	
防災センター S63(築30)	防災センター機能を 市役所に移転	防災倉庫移転	
老人憩いの家(2施設)	活用促進(利用の状況を踏まえて転用・廃止)		

第1期（2019～2028年）

- ・東町公民館は、現在の施設を活用して地区センターに改編します。
- ・産業文化センターは、改修工事により長寿命化を図ります。改修工事中は施設が使えなくなるため、現在産業文化センターで業務を行っている、教育センター、商工会、勤労者福祉サービスセンターは、他の公共施設等へ一時的に移転します。
- ・豊岡学童保育室は施設の老朽化が進んでいること、豊岡小学校は以前よりクラス数が減少していることを踏まえ、豊岡小学校に複合化し学校施設の有効活用を図ります。
- ・図書館は、産業文化センターの改修工事に伴い他の公共施設等への一時的な移転又は窓口休止を検討します。
- ・児童センターは、引き続き活用していくため一時的に休止し改修工事を行います。
- ・防災センターは、市役所整備計画とあわせて防災センターの機能を移転します。防災倉庫については他の施設への移転を検討します。

施設名	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
東町公民館				地区センター化 (組織のみ)						
豊岡小学校			校舎一部 改修工事 (学童受入)				体育館 改修工事			
東町小学校				体育館 改修工事						
豊岡中学校										体育館 改修工事
東町中学校							体育館 改修工事			
豊岡学童保育室				豊岡小 校舎内に 複合化						
産業文化センター	改修工事 (ホール等補強)									改修工事 (2年間)
図書館（本館）										改修工事 (2年間)
児童センター										改修工事 (2年間)
防災センター						防災センタ ー機能を市 役所に移転				

第2期（2029～2038年）

- ・第1期事業計画の進捗を踏まえ、公共施設等を活用した防災資材の備蓄場所増加を検討します。

第3期（2039～2048年）

- ・東町地区センターの施設を活用していくため改修を行います。
- ・小学校は、児童数の減少の見通しにより、豊岡小学校と東町小学校の統合が必要になると見込まれます。また、両施設が建設後60年を迎えるため、建替えが必要となります。このため、豊岡小学校と東町小学校の統合とあわせて校舎の建替えを行います。場所は、地域の中心に近い場所であること、隣接する藤沢地区の小学校との配置のバランスを考慮し豊岡小学校を活用します。
- ・学童保育室は、小学校の整備に合わせて統合し、小学校に複合化します。
- ・中学校は、生徒数の減少の見通しにより、豊岡中学校と東町中学校の統合が必要になると見込まれます。また、両施設が建設後60年を迎えるため、建替えが必要となります。このため、豊岡中学校と東町中学校の統合とあわせて校舎の建替えを行います。場所は、地域の中心に近い場所にあること、隣接する藤沢地区の中学校との配置のバランスを考慮し豊岡中学校を活用します。

第4章

3. 市民意見への対応

No.	意 見	対 応
1	・ 東町小学校、東町中学校の土地は、かつて国に買収されたものが地域の公共用地に変換されたものである。学校として活用しないとしても公共用地として地域のために役立ててほしい。	・ 学校を統合して空き地となった場合は、他の公共施設用地として活用するよう検討します。
2	・ 東町地区在住の児童の一部が藤沢北小学校へ通学しているというように豊岡地区と藤沢地区は学区が入り組んでいる。	・ 統廃合のあり方とともに隣接する地区との関連も踏まえて具体的な調整を進めていきます。

4. 公共施設跡地の取り扱い

○他の公共施設に転用

- ・ 東町小学校 (28,000 m²・市街化調整区域)
→市民体育館、武道館などとして活用を検討
- ・ 東町中学校 (28,010 m²・市街化調整区域)
→市民体育館、武道館などとして活用を検討

豊岡第三地区（黒須・高倉）

1. 地区の特性

旧来より商工業が発展していて人口が多かった黒須地区では、昭和40年代の人口増加に合わせ黒須公民館、黒須小学校を設置しました。その後も地区の人口が増加したため、これに対応して高倉地区に高倉公民館、高倉小学校を設置しました。

地形的には、地区の一部が丘陵となっており、丘陵の上下に住宅地が広がっています。

この地区には、西武池袋線入間市駅があり、バス路線については、南東部の地域で運行されていますが、丘陵の上側や北西部の地域には運行されていません。

地区の中に一部商店街がありますが、主として住居中心の地区です。

入間市駅北口周辺で土地区画整理事業が進行中ですが、近年大規模な宅地開発は行われていないため若年層の流入は少なく、高齢化が進んでいます。

2. 施設の再整備・再配置に対する考え方・方向性

この地区は、公民館2施設（うち1施設は出張所機能あり）、小学校2施設、中学校1施設、学童保育室2施設、保育所2施設、地区体育館1施設、老人憩いの家6施設があります。また、市域全体を対象とした施設は、武道館・弓道場があります。

地域対応施設再整備の基本方針に基づき検討を進めると、公民館、小学校、学童保育室は統合を行う必要があります。なお、保育所については、豊岡地区全体で整備の方向性を検討します。

施設名 建築年度(築年数)	第1期 (2019～2028年)	第2期 (2029～2038年)	第3期 (2039～2048年)
黒須公民館・出張所 S44(築49)	地区センター化 (組織のみ)	移転新設 高倉地区センターを統合	
高倉公民館 S52(築41)	地区センター化 (組織のみ)	黒須地区センターへ統合 施設は地域施設として活用	廃止 地域施設としての機能は移転
黒須小学校(築46:46/41:46/41) 東S47:北S47/51南:S47/51:体S47		黒須小学校と 高倉小学校を統合 新たな場所へ移転新設 又は黒須小学校を建替 高倉小学校の施設は 地域施設等として活用	
高倉小学校(築34:30) 南S59:北S63:体S59	改修 (高倉学童受入)		
黒須中学校(築39) 校舎S54:体S54	改修 (校舎)		改修 (校舎・体育館)
黒須学童保育室 H6(築24)※黒須小敷地内		小学校の整備に合わせて 統合 小学校に複合化	
高倉学童保育室 S59(築34年)※高倉4丁目	高倉小学校校舎に複合化		
高倉保育所 S50(築43)		豊岡保育所と統合 移転建替 現行施設廃止	
黒須保育所 S44(築49)	民間活力の活用を検討		
黒須地区体育館 H2(築28)	改修		[移転新設:第4期]
武道館・弓道場 武H3:弓H4(築27:26)	改修		[移転新設:第4期]
老人憩いの家(6施設)	活用促進(利用の状況を踏まえて転用・廃止)		

第4章

第1期（2019～2028年）

- ・黒須公民館・出張所、高倉公民館は、両館とも現在の施設を活用して地区センターに改編します。
- ・高倉学童保育室は、施設の老朽化が進んでいること、高倉小学校は以前よりクラス数が減少していることを踏まえ、高倉小学校に複合化し学校施設の有効活用を図ります。
- ・黒須保育所は、民間活力の活用を検討します。
- ・黒須中学校は、校舎を維持していくため改修工事を行います。
- ・黒須地区体育館は、非構造部材の耐震補強及び長寿命化を行います。
- ・武道館・弓道場は、非構造部材の耐震補強及び長寿命化を行います。

施設名	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
黒須公民館・出張所				地区センター化 組織のみ			建替設計		建替工事 地区センター機能追加	
高倉公民館				地区センター化 組織のみ						
高倉小学校			校舎一部 改修工事 学童受入)							
黒須中学校	改修工事									
高倉学童保育室				高倉小 校舎内に 複合化						
黒須保育所	民間活力の活用を検討									
黒須地区体育館			改修工事 (補強・ 長寿命化)							
武道館・弓道場				改修工事 (補強・ 長寿命化)						

第2期（2029～2038年）

〔上半期〕

- ・黒須地区センターは、施設の老朽化が進んでいることから移転新設し、地区センターとしての機能を追加します。これに合わせ高倉地区センターを黒須地区センターへ統合します。なお、高倉地区センターの施設は、当面の間は施設の使用が望めることから地域の施設などとして活用していきます。
- ・保育所は、豊岡地区全体の状況を踏まえて検討します。高倉保育所と豊岡保育所（豊岡第一地区）を統合し、新たな保育所の建設を検討します。なお、新設の際は地域の利便性を考慮し新たな場所への移転を検討します。

〔下半期〕

- ・小学校は、児童数の減少を踏まえると、黒須小学校と高倉小学校の統合が必要になると見込まれます。また、黒須小学校が建築後60年を迎えるため建替えが必要となります。このため、黒須小学校と高倉小学校の統合を行います。統合にあたっては、児童の通学の状況を考慮し、地区の中間付近に新たな場所を求めて移転新設、既存の施設の活用などの方法を検討します。既存施設を活用することとなった場合は、地区内の住宅の分布の状況などから黒須小学校を活用する方向で検討を行います。なお、高倉小学校の施設は、他の公共施設を機能集約するとともに、地域のコミュニティ施設としても活用します。
- ・学童保育室は、小学校の整備に合わせて統合し、小学校の建替えに合わせて複合化します。

第3期（2039～2048年）

- ・黒須中学校を活用していくため改修工事を行います。
- ・高倉地区センターの施設が老朽化するため、高倉小学校の校舎を活用した施設を検討します。

第4期（2049年～）

- ・武道館、弓道場の建替えを検討します。建替えにあたっては東町小学校、東町中学校の跡地に移転を検討します。
- ・黒須地区体育館の建替えを検討します。建替えにあたっては、高倉小学校の跡地への移転を検討します。

3. 市民意見への対応

No.	意 見	対 応
1	・黒須小学校は地域の北端、高倉小学校は地域の西端にあるため距離が離れすぎており、交通も危険な場所があることから統廃合を行うことは望ましくないのではないか。	・児童数の見込みから学校の適正規模を保つため統合が必要となります。地形的な特性も踏まえて、黒須中学校付近への新校舎建設を検討します。
2	・この地区は地形的に高低差が大きいため往来が行いにくい。学校や公民館がなくなってしまうと住民の生活がより一層不便になってしまう。	・統廃合により空き施設となった場合でもすぐに廃止せず、活用できる間は地域の施設として活用いただけるようにしていきます。なお、高倉小学校跡地は、公共施設の移転先として検討し、公共施設等の利用を進めます。
3	・入間川、霞川の河川があるため、公共施設の整備には水害対策への配慮が必要である。	・施設の整備とあわせ、避難場所や安全対策については防災担当課と協議をして調整を進めていきます。

4. 公共施設跡地の取り扱い

○他の公共施設に転用

- ・高倉公民館（1,402㎡・第1種中高層住居専用区域）
→耐用年数までは地域の集会施設などとして活用を検討
- ・高倉小学校（19,637㎡・市街化調整区域）
→青少年活動センター、扇台福祉作業所、地区体育館、防災倉庫などとして活用を検討

○売却

- ・高倉学童保育室（560㎡・第1種中高層住居専用区域）
- ・黒須公民館・出張所（2,452㎡・第1種中高層住居専用区域）
- ・黒須小学校（13,248㎡・第1種中高層住居専用区域）〔※新たな学校用地が確保できた場合〕
- ・黒須学童保育室（569㎡・第1種中高層住居専用区域）〔※新たな学校用地が確保できた場合〕
- ・高倉公民館（1,402㎡・第1種中高層住居専用区域）
（※地域の集会施設などとして活用後、耐用年数を迎えたら解体し跡地を売却）
- ・武道館・弓道場（3,837㎡・市街化調整区域）
- ・黒須地区体育館（2,645㎡・市街化調整区域）

○土地所有者へ返却

- ・高倉保育所（2,279㎡・第1種中高層住居専用区域）

東金子地区

1. 地区の沿革・特性・将来の見通しなど

地形的には、南部が平坦地、北部が丘陵となっており、森坂地区、牛沢地区は、国道 299 号や丘陵により地区の中心部から隔てられており、豊岡第三地区（黒須地区）や西武地区などとの結びつきが強い地区です。

また、東部の小谷田地区は、豊岡第一地区との結びつきもあります。

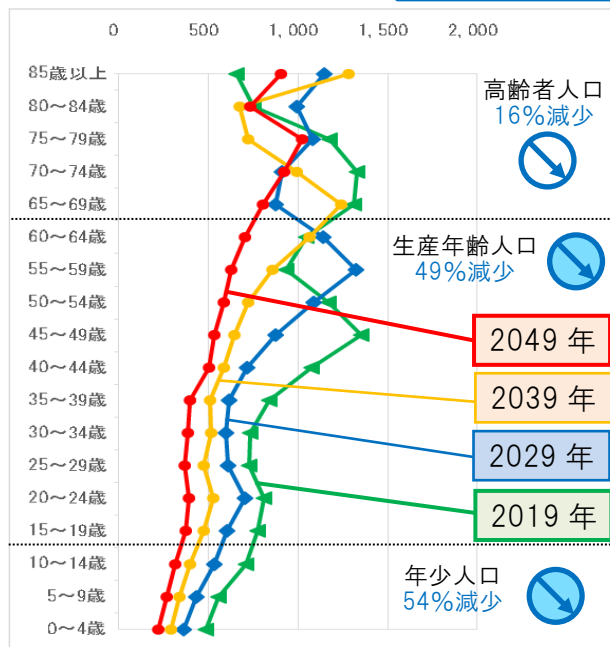
東金子地区には鉄道駅がなく、地区の中央部と地区の南部には路線バスが運行されています。

住民は、西武地区にある仏子駅や豊岡地区にある入間市駅へ徒歩や路線バスなど、様々な方法でアクセスしています。

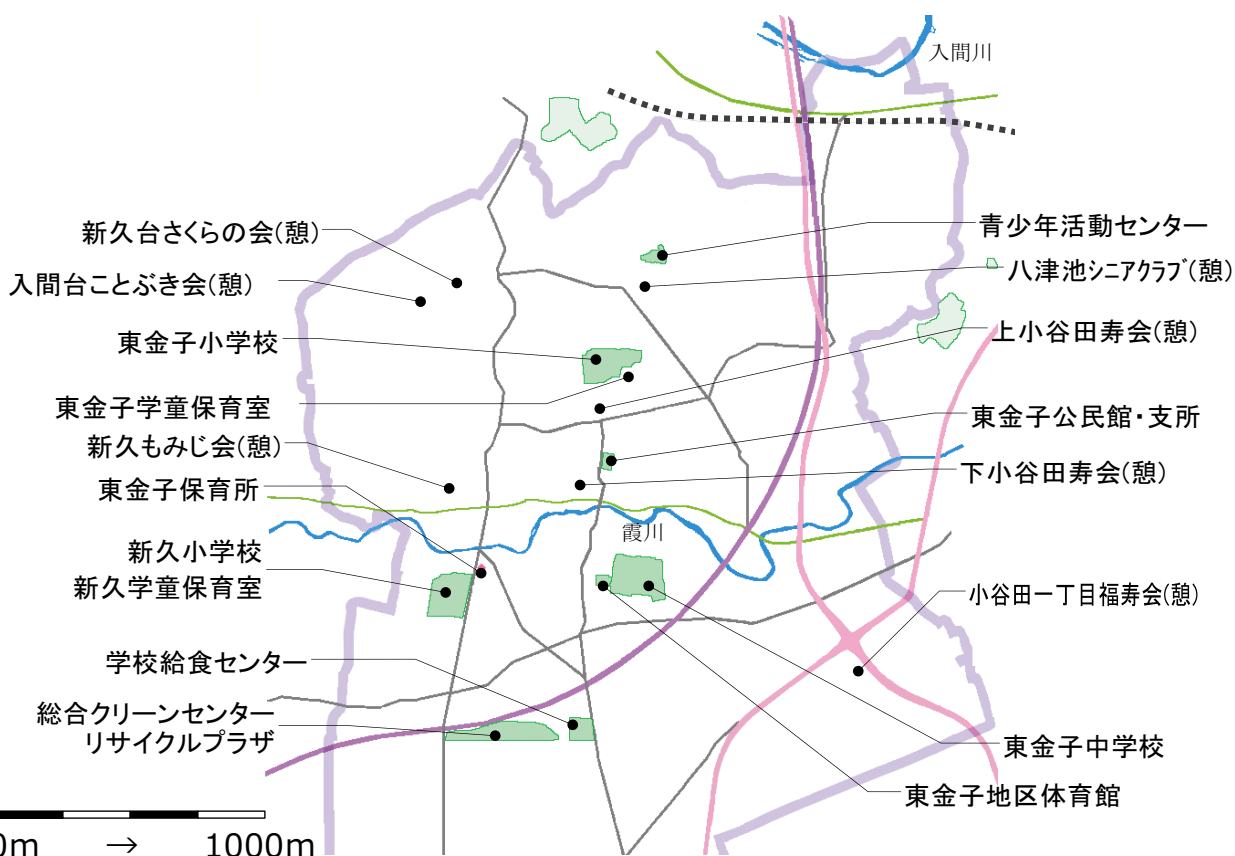
農地や山林が地区の多くを占めていますが、南部には昭和 30 年代から整備が進められた工業団地があります。また、地区の北部の丘陵地には昭和 40 年代に開発された大規模な住宅団地が複数あり、工業地、農業地、住宅地が入り組んだ地区となっています。

人口については、昭和 40 年代に八津池・入間台等の大規模な宅地開発が行われ、人口が急速に増加しました。その後は大きな宅地の開発が行われず、平成 10 年をピークに市内で初めて人口が減少傾向に転じた地区です。

【人口の推計】

2019 年
16,442 人2049 年
10,068 人今後30年間で
39%減少

	2019 年（比率）	2049 年（比率）
高齢者人口	5,221 人 (31.8%)	4,384 人 (43.5%)
生産年齢人口	9,469 人 (57.6%)	4,875 人 (48.4%)
年少人口	1,752 人 (10.7%)	809 人 (8.0%)



2. 施設の再整備・再配置に対する考え方・方向性

この地区は、公民館・支所1施設、小学校2施設、中学校1施設、学童保育室2施設、保育所1施設、地区体育館1施設、老人憩いの家7施設が設置されています。また、市域全体を対象とした施設としては、青少年活動センター、学校給食センター、総合クリーンセンター・リサイクルプラザが設置されています。

地域対応施設再整備の基本方針に基づき検討を進めると、小学校、学童保育室は、統合を行う必要があります。

施設名 建築年度(築年数)	第1期 (2019～2028年)	第2期 (2029～2038年)	第3期 (2039～2048年)
東金子公民館・支所 S59(築34年)	地区センター化		建替 新久小跡地に移転を検討
東金子小学校(築50:41:45) 中 S43:東 S52:西 S48:体 S48	改修 (東金子学童受入)	東金子小学校と 新久小学校を統合 建替	
新久小学校(築38) 北 S55:南 S55:体 S56		機能廃止・施設転用	施設解体・跡地活用
東金子中学校(築36) 校舎 S57:体 S57	改修 (校舎・体育館)		改修 (校舎・体育館)
東金子学童保育室 S56(築37)※東金子小隣接地	東金子小学校に複合化	小学校の整備に合わせて 統合 小学校に複合化	
新久学童保育室 S55(築38)※新久小校舎内			
東金子保育所 S48(築45)		建替 新久小跡地に移転を検討	
東金子地区体育館 S62(築31)	改修		[移転新設:第4期]
総合クリーンセンター H7(築23)		広域化を含め方向性検討	
リサイクルプラザ H10(築20)		クリーンセンターと あわせて検討	
青少年活動センター S44(築49)		廃止 (活用方法を検討)	
学校給食センター S54(築39)	建替 (PFIの導入検討)		
老人憩いの家(7施設)	活用促進(利用の状況を踏まえて転用・廃止)		

第1期(2019～2028年)

- ・東金子公民館・支所は、現在の施設を活用して地区センター化を図ります。
- ・学校給食センターは施設及び設備の老朽化が進んでいるため、建替えを行います。建替えにあたっては、民間活力(PFI方式等)の導入を検討します。
- ・東金子学童保育室は施設の老朽化が進んでいること、東金子小学校は以前よりクラス数が減少していることを踏まえ、東金子小学校に複合化を行い学校施設の有効活用を図ります。
- ・東金子中学校は、施設を維持していくため改修工事を行います。
- ・東金子地区体育館は、非構造部材の耐震補強及び長寿命化を行います。

第4章

施設名	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
東金子公民館・支所				地区センター化						
東金子小学校			校舎一部 改修工事 (学童受入)							
東金子中学校						校舎・体育館 改修工事 (長寿命化)				
東金子学童保育室				東金子小 に複合化						
東金子地区体育館			改修工事 (補強・ 長寿命化)							
学校給食センター		用地 購入		建替 (現在地敷地拡張)						
			P F I 各種手続 設計・建設工事			P F I 事業				

第2期(2029～2038年)

〔上半期〕

- ・小学校は、児童数の減少を踏まえると東金子小学校と新久小学校の統合が必要になると見込まれます。統合にあたっては、地区内の住宅の分布などを考慮し、東金子小学校の場所を活用します。また、東金子小学校は建築後60年を迎えるため建替えが必要となることから、小学校の統合に合わせて建替えを行います。
- ・学童保育室は、小学校の整備に合わせて統合し、小学校に複合化します。
- ・東金子保育所が建築後60年を迎えるため建替えを行います。建替えの際には、新久小学校の跡地への移転を検討します。
- ・総合クリーンセンター・リサイクルプラザは、施設の建物とごみ処理設備の耐用年数を踏まえ、広域化を含め再整備方法の検討を進めます。

〔下半期〕

- ・青少年活動センターは、施設の耐用年数を目途に廃止します。野外活動のための設備については、自然が豊かな場所に立地している利点を活かし、民間活力の導入を検討します。なお、これまでセンターが担ってきた青少年育成のための各種事業は、他の公共施設で提供することを検討します。

第3期(2039～2048年)

- ・東金子地区センターの建替えを行います。建替えにあたっては、新久小学校の跡地への移転を検討します。
- ・東金子中学校を活用していくため改修工事を行います。

第4期(2049年～)

- ・東金子地区体育館の建替えを検討します。建替えにあたっては、新久小学校の跡地への移転を検討します。

3. 市民意見への対応

No.	意 見	対 応
1	・統廃合に伴い空き施設となる場所の取り扱いをあらかじめ検討しておく必要がある。	・小学校の跡地活用については、他の公共施設に転用する必要性を考慮しつつ売却等を検討します。
2	・金子地区の児童が東金子地区の小学校に通っているという課題がある。小学校の統廃合に伴い学区の見直しは行うのか。	・統合の内容が決まったところで隣接する地区との関連も踏まえて具体的な調整を進めていきます。
3	・候補地を現在の場所に限定せず適切な場所を探す必要もある。学校の再整備を行う際は、学校用地を順番に使うことや複数の施設を順番に使うことを検討も必要である。	・候補地を検討しましたが、地区内で学校用地となる広い敷地を確保できる見込みがないことから、現在の施設を活用していくこととしました。

4. 公共施設跡地の取り扱い

○他の公共施設に転用

- ・新久小学校(22,609 m²・市街化調整区域)

→埋蔵文化財整理事務所、東金子保育所、東金子地区センター、東金子地区体育館、防災倉庫などとして活用を検討

○売却

- ・東金子保育所(1,970 m²・市街化調整区域)
- ・東金子公民館・支所(市有地部分 2,477 m²／全体 3,870 m²・第1種中高層住居専用地域)

○土地所有者へ返却

- ・東金子公民館・支所(借地部分 1,393 m²／全体 3,870 m²・第1種中高層住居専用地域)

○民間活力導入を検討

- ・青少年活動センター(38,984 m²・市街化調整区域：近郊緑地保全区域)

金子地区

1. 地区の沿革・特性・将来の見通しなど

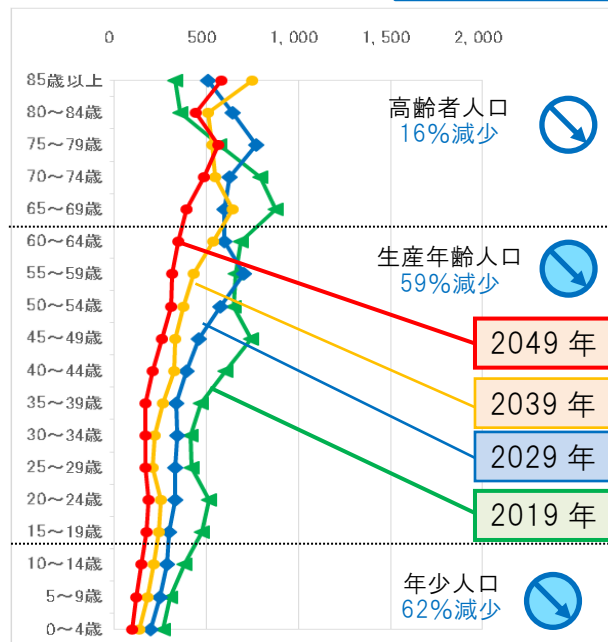
地形的には、南部が平坦地、北部が丘陵となっており、農地や山林が地区の多くを占めています。西部は青梅市、南部は瑞穂町、北部は飯能市に隣接しています。

金子地区には、JR八高線の金子駅があり、バス路線は、入間市駅と河辺駅を結ぶ路線バスが運行されており、各公共施設とバス停からの距離も比較的近い状況です。

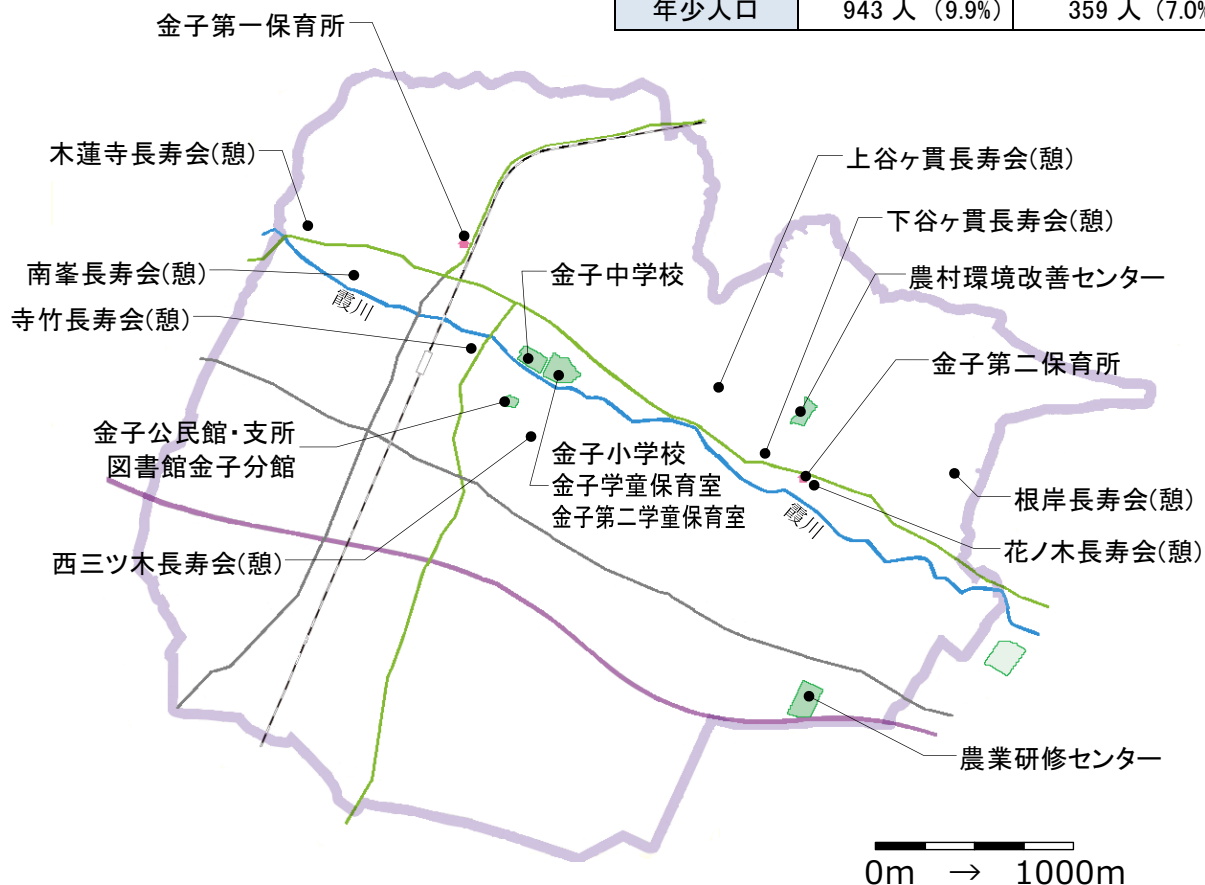
住居は、概ね霞川沿いに存在し、住居地区を分断する地形的要素は少なく、共同住宅も少ないため、市内では最も人口密度が低い地区です。

宅地開発により、これまで人口は緩やかに増加してきました。しかし平成18年をピークに、人口は減少傾向に転じました。今後、市内で高齢化率が最も高くなると予測され、生産年齢人口は大きく減少する見込みとなっています。

【人口の推計】

2019年
9,493人2049年
5,131人今後30年間で
46%減少

	2019年（比率）	2049年（比率）
高齢者人口	2,929人（30.9%）	2,467人（48.1%）
生産年齢人口	5,621人（59.2%）	2,305人（44.9%）
年少人口	943人（9.9%）	359人（7.0%）



2. 施設の再整備・再配置に対する考え方・方向性

この地区は、公民館・支所・図書館分館1施設(複合施設)、小学校1施設、中学校1施設、学童保育室2施設、保育所2施設、老人憩いの家8施設が設置されています。また、市域全体を対象とした施設は、農村環境改善センター、農業研修センターが設置されています。

保育所については、地域対応施設整備の基本方針に基づいて検討すると統合を行う必要があります。

施設名 建築年度(築年数)	第1期(2019～2028年)	第2期(2029～2038年)	第3期(2039～2048年)
金子公民館・支所・図書館分館 H5(築25)	地区センター化		
金子小学校(築52/53:38) 北S41/42:東S55:7㍻H8:体S45	改修 (保育所受入)	建替	
金子中学校(築33:6) 南S60:北H24:体H4	改修(体育館)		改修(南校舎)
金子学童保育室 H2(築28) ※金子小敷地内		小学校の整備に合わせて 小学校に複合化	
金子第二学童保育室 H28(築2) ※金子小敷地内			校舎に複合化
金子第一保育所 S43(築50)	統合 金子小学校へ移転		
金子第二保育所 S45(築48)			
農村環境改善センター S61(築32)	改修		
農業研修センター H7(築23)		改修	
老人憩いの家(8施設)	活用促進(利用の状況を踏まえて転用・廃止)		

第1期(2019～2028年)

- ・金子公民館・支所の施設は、現在の施設を活用して地区センター化を図ります。なお、図書館分館は現在の施設で機能を維持します。
- ・保育所は、施設の定員充足率や園児数の減少の状況、金子第一保育所、金子第二保育所の老朽化の状況を踏まえて統合して再整備を行います。再整備にあたっては、地域での利便性の向上を考慮して地域の中心に近い場所とするため、金子小学校に移転します。
- ・農村環境改善センターは、施設を維持していくため改修工事を行います。

施設名	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
金子公民館・支所 図書館分館				地区セン ター化						
金子小学校				改修工事 (保育所受入)						
金子中学校										体育館 改修工事
金子第一保育所					統合 金子小 に移転					
金子第二保育所										
農村環境改善センター			改修工事 (長寿命化)							

第4章

第2期(2029～2038年)

〔上半期〕

- ・農業研修センターは、施設を維持していくため改修工事を行います。

〔下半期〕

- ・金子小学校の校舎が建築後60年を超えることとなるため校舎の建替えを行います。これにあわせ、金子学童保育室を小学校に複合化します。なお、金子第二学童保育室は施設が新しいため引き続き施設を活用します。

第3期(2039～2048年)

- ・金子中学校の校舎を活用していくため改修工事を行います。
- ・金子第二学童保育室を小学校に複合化します。

3. 市民意見への対応

No.	意 見	対 応
1	・地区センター化したら、今の公民館や支所はどのように変わるのか。市役所まで遠いので支所があることは地域の利便性の向上に役立っている。	・現在の施設を活用して地区センターとしていきます。現在備えている公民館や支所の機能に他の機能を加え、これまで以上に地域の拠点としての役割を担う施設としていきます。
2	・小学校の再整備に合わせて学区の見直しは行うのか。金子地区の児童が東金子地区の小学校に通学しているという課題がある。	・東金子地区の小学校の統廃合の内容が決まったところで東金子地区との関連も踏まえて具体的な調整を進めていきます。
3	・保育所を再整備するのであれば、支所や学校がある場所付近に配置することが利便性の向上につながる。	・地域での利便性向上と公共施設の有効活用を図るため、金子小学校に移転することとしました。
4	・低年齢児の受け入れ枠の拡大が必要である。	・保育所の運営形態を良く検討し施設の整備に反映させていきます。

4. 公共施設跡地の取り扱い

○売却

- ・金子第二保育所（2,241 m²・市街化調整区域）

○土地所有者へ返却

- ・金子第一保育所（1,915 m²・市街化調整区域：借地・法人所有）

宮寺・二本木地区

1. 地区の沿革・特性・将来の見通しなど

宮寺地区と二本木地区はもともと別々の村であり、古くからそれぞれに小学校がありました。

地形的には、南部は丘陵となっており、住居は少なく、地区全体が概ね平坦地ですが、国道16号及び県道狭山下宮寺線を境に北側がやや高く、台地上に地区が広がっています。

地区の東部が所沢市、西部は瑞穂町と接しています。

地区内に鉄道駅はなく、中央部と南部にそれぞれ路線バスが運行されています。

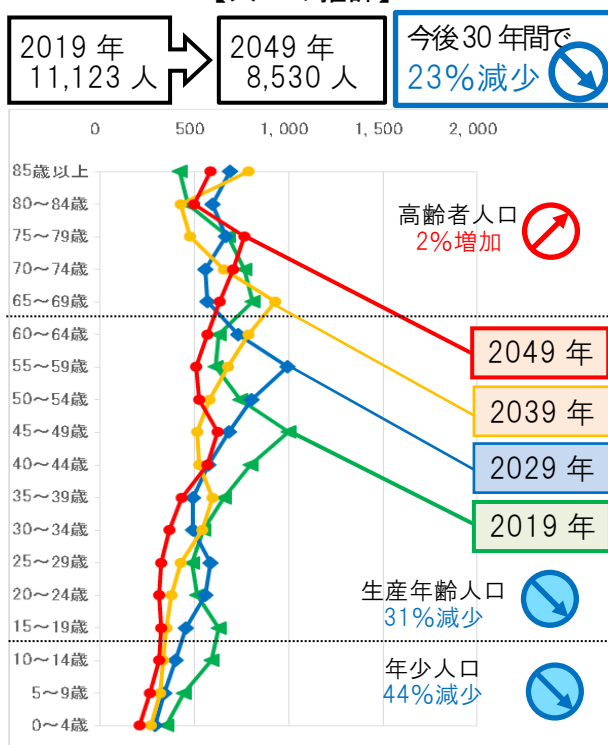
市中心部への移動については、中央部地区は路線バスでアクセス可能ですが、南部地区は所沢市に所在する小手指駅へのアクセスが中心となります。なお、地区内の公共施設を結ぶ路線バスはありません。

地区としては、北部に工業団地、北東部に大型商業施設が存在しますが、主に住居が中心の地区となっています。

土地区画整理事業により、狭山台地区の一部で住居が新築されている地域もありますが、宮寺・二本木地区の広範囲が市街化調整区域であるため、人口密度は低い地区です。

昭和40年代以降に大規模宅地開発や工業団地誘致が進み、昭和50年代にかけて人口が急速に増加しました。平成以降も狭山台土地区画整理事業の進展に伴い同地区の人口が増加しているため宮寺・二本木地区では人口が微増の傾向となっています。しかし、今後は、高齢者人口が増加する一方、年少人口の減少率が高くなると見込まれています。

【人口の推計】



	2019年（比率）	2049年（比率）
高齢者人口	3,136人(28.2%)	3,186人(37.4%)
生産年齢人口	6,601人(59.3%)	4,561人(53.5%)
年少人口	1,386人(12.5%)	783人(9.2%)



第4章

2. 施設の再整備・再配置に対する考え方・方向性

この地区は、公民館2施設、支所1施設(公民館との複合施設)、小学校2施設、中学校1施設、学童保育室2施設、保育所2施設、地区体育館1施設、老人憩いの家12施設があります。また、市域全体を対象とした施設は、博物館(埋蔵文化財整理事務所)、勤労福祉センター、老人福祉センター、障害者活動センターがあります。

地域対応施設再整備の基本方針に基づき検討を進めると、公民館(支所)、小学校、学童保育室、保育所は統合を行う必要があります。

施設名 建築年度(築年数)	第1期(2019～2028年)	第2期(2029～2038年)	第3期(2039～2048年)
宮寺公民館・支所 S58(築35)	地区センター化 (組織のみ)		建替 二本木地区センターを統合
二本木公民館 H18(築12)	地区センター化 (組織のみ)		宮寺地区センターへ統合 施設は地域施設として活用
宮寺小学校(築52/50:41) 東S41/43:西S52:体S46	宮寺小学校と 狭山小学校を統合 新たな場所に移転新設 又は狭山小学校を活用		
狭山小学校(築47:37:6) 東S46:西S56:南H24:体H9			
武蔵中学校(築6) 校舎H24:体S41		建替(体育館)	改修(校舎)
宮寺学童保育室 S52(築41)※宮寺小西校舎内	小学校の統合に合わせて 統合 小学校に複合化		
狭山学童保育室 H20(築10)※狭山小敷地内			
宮寺地区体育館 H4(築26)	改修		〔移転新設:第4期〕
宮寺保育所 S49(築44)	宮寺保育所と 二本木保育所を統合 新たな場所に移転新設 又は宮寺小跡地へ移転		
二本木保育所 S42(築51)			
博物館 H5(築25)		改修	
老人福祉センター H5(築25)	改修		
勤労福祉センター S61(築32)	機能廃止		
埋蔵文化財整理事務所 S45(築48)※旧二本木公民館		新久小跡地へ移転 解体	
障害者活動センター S46(築47)	廃止		
老人憩いの家(12施設)	活用促進(利用の状況を踏まえて転用・廃止)		

第1期(2019～2028年)

- ・宮寺公民館・支所、二本木公民館は現在の施設を活用して地区センターに改編します。
- ・小学校は、児童数の減少を踏まえて宮寺小学校と狭山小学校の統合を行います。また、宮寺小学校が建築後60年を迎えるため施設の建替えが必要となります。このため、児童の通学の状況を考慮し、地区の中間付近に新たな場所を求めて移転新設に取り組みます。実施困難となった場合は、既存の施設の活用で実施します。既存施設の活用をすることとなった場合は、敷地の広さや地区内の住宅の分布の状況などから狭山小学校を活用する方向で検討します。
- ・学童保育室は、小学校の再整備に合わせて校舎に複合化します。

- ・保育所は、園児の減少を踏まえて宮寺保育所と二本木保育所の統合を行います。両施設とも老朽化が著しいため施設の建替えが必要です。このため、地域での利便性を考慮し、地区の中間付近に新たな場所を求めて移転新設、場所が確保できなかった場合は、宮寺小学校跡地への移転新設を検討します。
- ・老人福祉センターは、設備の老朽化の状況を踏まえて改修を行います。
- ・勤労福祉センターは、利用の状況や施設サービスの代替性を考慮し施設を廃止します。これまで施設が担ってきたサービスは他の公共施設での提供を検討します。
- ・宮寺地区体育館は、非構造部材の耐震補強を行います。
- ・障害者活動センターは、老朽化しているため廃止します。

施設名	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
宮寺公民館・支所				地区センター化 (組織のみ)						
二本木公民館				地区センター化 (組織のみ)						
宮寺小学校	(用地取得不可 の場合)				狭山小 に統合					
狭山小学校	新たな学校用地 取得を検討			用地購入				統合 新たな場所に移転新築		宮寺小と 狭山小を 統合 新学校 供用開始
	(用地取得不可 の場合)				宮寺小 を統合		校舎現地建替		新校舎 供用開始	
宮寺学童保育室					狭山小活 用の場合 統合					小学校新 設の場合 統合
狭山学童保育室					狭山学童 に統合					新学童 供用開始
宮寺保育所	(用地取得不可 の場合)							二本木保 育所と統 合 宮寺小跡 地に移転 新設	新保育所 供用開始	
二本木保育所	新たな保育所用地 取得を検討			用地購入				統合 新たな場所に移転新設		新保育所 供用開始
	(用地取得不可 の場合)							宮寺保 育所と統 合 宮寺小跡 地に移転 新設	新保育所 供用開始	
宮寺地区体育館			改修工事 (補強・ 長寿命 化)							
勤労福祉センター			機能 廃止							
老人福祉センター			改修							
障害者活動センター			廃止							

第2期(2029～2038年)

〔上半期〕

- ・武蔵中学校は、体育館の建替えを行います。
- ・埋蔵文化財整理事務所(旧二本木公民館)は、機能を新久小へ移転し、施設を解体します。

〔下半期〕

- ・博物館は、施設を維持していくための改修を行います。

第4章

第3期(2039～2048年)

- ・宮寺地区センターの建替えを行い、地区センターの機能の充実を図ります。建替えに際しては、二本木地区センターを宮寺地区センターへ統合します。なお、現在の二本木公民館の施設は、当面の間は施設の使用が望めることから地域における子育て支援の拠点となる施設などとして活用していきます。
- ・武蔵中学校は、校舎を維持していくため改修工事を行います。

第4期(2049年～)

- ・宮寺地区体育館の建替えを行います。建替えにあたっては、宮寺小学校の跡地への移転を検討します。

3. 市民意見への対応

No.	意 見	対 応
1	・公民館は地域の貴重な活動拠点である。二本木公民館を閉館すると大変不便になる。二本木公民館は施設が新しいので将来も活用が見込める。	・現在、建築後12年と新しい施設であるため今後も活用します。施設の位置付け等については、地域の実情も踏まえて検討します。
2	・宮寺・二本木地区は広域対応施設も少なく、公民館が地域住民のよりどころとなっている。	・地区センター化を図ることで地域の拠点となる施設として運営していきます。
3	・この地区で小学校の統合を行うのであれば、地域の中間地点に建てるのが望ましいのではないか。	・地域の要望を尊重しながら土地利用上の制約も考慮し、新たな場所への移転による学校の再整備を進めます。
4	・小学校の統合を行うと通学距離が遠くなるうえ国道16号線を越えるという危険がある。通学路の安全確保やスクールバスの導入が必要となる。	・統合のあり方が決まったところで具体的な検討に取り組みます。

4. 公共施設跡地の取り扱い

○活用方法を検討

- ・宮寺小学校（市有地部分 7,676 m²／全体 11,748 m²・市街化調整区域）
※小学校の統合場所により変更の可能性あり
- ・宮寺保育所（1,896 m²・市街化調整区域）

○売却

- ・勤労福祉センター（3,471 m²・第一種住居地域）
- ・狭山小学校（21,476 m²・市街化調整区域）
※小学校の統合場所により変更の可能性あり

○土地所有者へ返却

- ・宮寺小学校（借地部分 4,072 m²／全体 11,748 m²・市街化調整区域）
- ・二本木保育所（2,207 m²・市街化調整区域）

藤沢地区（藤沢第一地区・藤沢第二地区）

地区の沿革・将来の見通しなど

この地区は、武蔵藤沢駅を中心に、昭和30年代以降の大規模宅地開発や、都心への通勤通学の利便性の良さによる近年の大型集合住宅や大規模店舗の建設により、人口が急増した地区です。

近年、大規模な区画整理事業が行われ人口が増加しましたが、今後20年間では減少に転じることが見込まれます。この地区は、生産年齢人口と年少人口の減少率が比較的緩やかとなっており、現在は高齢化率も市内では最も低い地区です。しかし、2019年と2039年の比較では年間では高齢者人口は約20%多くなる見込みとなっています。

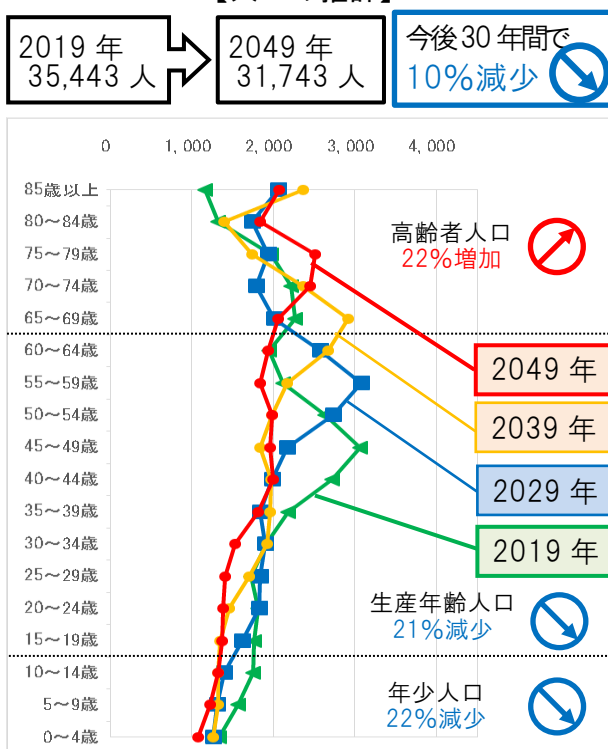
公共施設の配置と地域区分の考え方

藤沢地区は、地区の東側に人口が集中しています。地区内の学校は、藤沢第一地区に藤沢小学校、藤沢南小学校、藤沢中学校、上藤沢中学校があり、藤沢第二地区に藤沢東小学校があります。

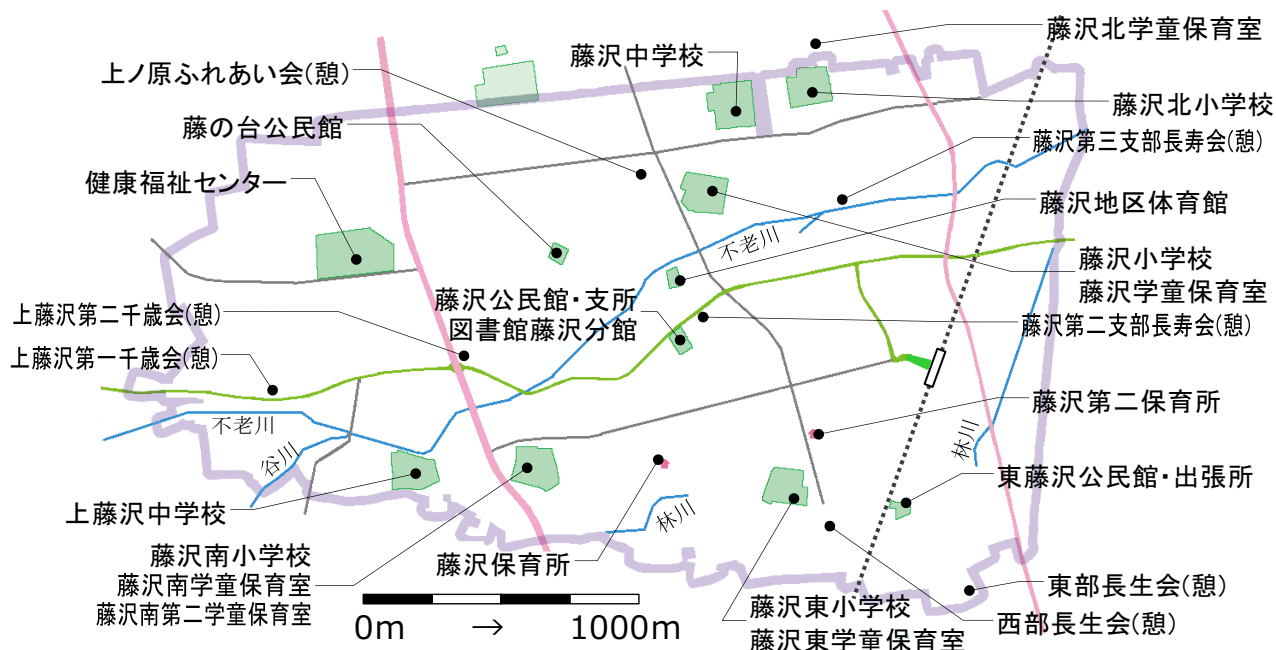
また、隣接する豊岡第二地区にある藤沢北小に藤沢地区の一部の児童が通学しています。このため、藤沢地区の施設配置は、藤沢第一地区、藤沢第二地区及び豊岡第二地区とのバランスを考慮して検討することとします。

また、藤沢北小学校は、地域区分上は豊岡第二地区にありますが、通学する児童の一部が藤沢地区に居住することや、豊岡第二地区の学校配置を考慮して、藤沢第一地区に位置づけて検討します。また、藤沢南小学校、上藤沢中学校は、地域区分上は藤沢第一地区にありますが、藤沢地区の施設配置を考慮し、藤沢第二地区に位置づけて検討します。

【人口の推計】



	2019年（比率）	2049年（比率）
高齢者人口	8,928人(25.2%)	10,926人(34.4%)
生産年齢人口	21,861人(61.7%)	17,201人(54.2%)
年少人口	4,654人(13.1%)	3,616人(11.4%)



第4章

藤沢第一地区(上藤沢・下藤沢)

1. 地区の特性

地形的には、南部と北部でやや高低差がありますが、地区全体を通して概ね平坦地です。地区の南部が所沢市、東部が狭山市と接しています。

この地区には、武蔵藤沢駅があり、この駅と入間市駅を結ぶ路線バスが運行されており、入間市駅及び武蔵藤沢駅からの路線バスにより、市内全域対応の各公共施設にアクセスしています。

地区としては、一部に商業施設が立ち並ぶとともに、工場や住宅(共同住宅を含む)が建ち並んでいます。一方、地区の西部は市街化調整区域で、農地が広がっています。

2. 施設の再整備・再配置に対する考え方・方向性

この地区は、公民館2施設、支所1施設(公民館との複合施設)、小学校2施設、中学校1施設、学童保育室2施設、保育所1施設、地区体育館1施設、図書館分館1施設(公民館との複合施設)、老人憩いの家5施設があります。また、市域全体を対象にしている施設は、健康福祉センターがあります。

地域対応施設再整備の基本方針に基づき検討を進めると、公民館(支所)、小学校、学童保育室は統合を行う必要があります。なお、保育所については、藤沢地区全体で整備の方向性を検討します。

施設名 建築年度(築年数)	第1期(2019～2028年)	第2期(2029～2038年)	第3期(2039～2048年)
藤沢公民館・支所・図書館分館 H12(築18)	地区センター化 藤の台公民館を統合	改修	
藤の台公民館 S61(築32)	藤沢地区センターに統合 施設は地域施設として自主運営		廃止
藤沢小学校(築53/51/50:50:45) 北S40/42/43:東S43:西S48:体H20		藤沢小学校と 藤沢北小学校を統合 建替	
藤沢北小学校(築40) 校舎S53:体S54		廃止	
藤沢中学校(築54/42:53/37) 北S39/51:南S40/56:体H14		建替	
藤沢学童保育室 H5(築25)※藤沢小敷地内		小学校の整備に合わせて 統合 小学校に複合化	
藤沢北学童保育室 S58(築35)※東町7丁目	改修		
藤沢第二保育所 H13(築17)		改修	
藤沢地区体育館 S61(築32)	改修		〔移転新設:第4期〕
健康福祉センター H14(築16)			改修
老人憩いの家(5施設)	活用促進(利用の状況を踏まえて転用・廃止)		

第1期(2019～2028年)

- ・藤沢公民館・支所は、現在の施設を活用して地区センター化を図ります。藤の台公民館は、機能を藤沢地区センターに統合し、施設は地域の集会施設として活用を図ります。なお、図書館分館は現在の施設で機能を維持します。
- ・藤沢北学童保育室は、施設の老朽化に対応する必要がありますが、藤沢北小学校は校舎・敷地とも学童保育室を受け入れる余地がないため、現施設の改修を行います。
- ・藤沢地区体育館は、非構造部材の耐震補強を行います。

施設名	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
藤沢公民館・支所 図書館分館				地区セン ター化						
藤の台公民館				藤沢地区セン ターへ統合						
藤沢北学童保育室		改修								
藤沢地区体育館			改修工事 (補強・ 長寿命化)							

第2期(2029～2038年)

〔上半期〕

- ・小学校は、藤沢小学校が建設後60年を超えていることから、建替えが必要となります。また、将来の学校の状況を踏まえると藤沢小学校と藤沢北小学校の統合が必要になると見込まれます。このため、地域の中心に近い場所であること、隣接する豊岡地区の小学校との配置のバランスを考慮し藤沢小学校を建替え、学校の整備に合わせて藤沢小学校へ藤沢北小学校を統合します。
- ・学童保育室は、小学校の整備に合わせて統合し、小学校に複合化します。
- ・藤沢中学校は、建築後60年を超過するため建替えを行います。
- ・藤沢第二保育所は、施設を維持していくため改修工事を行います。

第3期(2039～2048年)

- ・健康福祉センターは、施設を維持していくため改修工事を行います。

第4期(2049年～)

- ・藤沢地区体育館は、建替えを検討します。建替えにあたっては、上藤沢中学校跡地へ移転を検討します。

3. 市民意見への対応

No.	意 見	対 応
1	・藤沢地区センターに集約していくとして、藤の台公民館は廃止というのではなく地域で運営する方法も考えられる。	・藤の台公民館は施設を維持できる間は運営形態について地域の方々と協議をしていきます。
2	・藤沢地区在住の児童生徒が豊岡地区の学校に通学するという学区が入り組んでいるという課題がある。	・小学校の統廃合のあり方とともに隣接する豊岡地区との関連も踏まえて具体的な調整を進めていきます。

4. 公共施設跡地の取り扱い

○売却

- ・藤沢北小学校(19,499 m²・準工業地域)
- ・藤沢地区体育館(市有地部分4,949 m²／全体11,609 m²・第一種中高層住居専用地域)

○土地所有者へ返却

- ・藤沢地区体育館(借地部分6,660 m²／全体11,609 m²・第一種中高層住居専用地域)

第4章

藤沢第二地区(東藤沢)

1. 地区の特性

地形的には概ね平坦地であり、地区の南部が所沢市、東部が狭山市と接しています。

この地区には、武蔵藤沢駅があり、所沢市の狭山ヶ丘駅にも近い地域です。路線バスの設定はありませんが、徒歩や自転車で駅へアクセスすることができます。

昭和40年代の宅地開発により整備された地区であり、全般的に道路が狭く、路線バスは運行されていません。

地区としては、武蔵藤沢駅周辺に商業施設や商店街が立ち並ぶものの、主として住宅が中心となっています。

2. 施設の再整備・再配置に対する考え方・方向性

この地区は、公民館1施設(出張所機能あり)、小学校2施設、中学校1施設、学童保育室2施設、保育所1施設、老人憩いの家2施設があります。市域全体を対象にしている施設はありません。

地域対応施設再整備の基本方針に基づき検討を進めると、小学校、学童保育室は統合を行う必要があります。なお、保育所については、藤沢地区全体で整備の方向性を検討します。

施設名 建築年度(築年数)	第1期(2019～2028年)	第2期(2029～2038年)	第3期(2039～2048年)
東藤沢公民館・出張所 H6(築24)	地区センター化 (組織のみ) 改修工事		[建替: 第4期]
藤沢東小学校(築43:43:43) 西 S50: 東 S50: 北 S50: 体 S51		藤沢東小学校と 藤沢南小学校を統合 建替	
藤沢南小学校(築47/46:37) 北 S46/48: 南 S57: 体 S47		廃止	転用
上藤沢中学校(築35) 校舎 S58: 体 S58	改修		建替 (藤沢南小学校跡地に移転)
藤沢東学童保育室 S50(築43) ※藤沢東小北校舎内		小学校の整備に合わせて 統合 小学校に複合化	
藤沢南学童保育室 H30(築0) ※藤沢南小敷地内			
藤沢南第二学童保育室 H30(築0) ※藤沢南小敷地内			
藤沢保育所 H11(築19)		改修	
老人憩いの家(2施設)	活用促進(利用の状況を踏まえて転用・廃止)		

第1期(2019～2028年)

- ・東藤沢公民館・出張所は、現在の施設を活用して地区センターに改編します。また、建築後30年を迎えるため、改修工事を行い施設の長寿命化を図り、地区センターとしての機能を追加します。

- ・上藤沢中学校は、施設を維持していくため改修工事を行います。

施設名	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
東藤沢公民館・出張所				地区センター化 (組織のみ)				改修工事 地区センター機能追加		
上藤沢中学校				改修工事						

第2期(2029～2038年)

〔上半期〕

- ・藤沢保育所は、施設を維持していくため改修工事を行います。

〔下半期〕

- ・小学校は、藤沢東小学校と藤沢南小学校の両校が建設後60年を迎えるため、建替えが必要となります。また、将来の学校の状況を踏まえると藤沢東小学校と藤沢南小学校の統合が必要になると見込まれます。このため、地域の住宅の分布の状況を考慮し藤沢東小学校を建替え、学校の整備に合わせて藤沢東小学校へ藤沢南小学校を統合します。
- ・学童保育室は、小学校の整備に合わせて統合し、小学校に複合化します。

第3期(2039～2048年)

- ・上藤沢中学校が建設後60年を迎えるため、建替えを行います。建替えにあたっては、藤沢南小学校の跡地へ移転します。

第4期(2049年～)

- ・東藤沢地区センターの建替えを検討します。

3. 市民意見への対応

No.	意 見	対 応
1	・上藤沢中学校は藤沢地区の西端部にあることから、多くの生徒が国道463号線を渡って登下校しているため安全性の確保に課題がある。	・学校の立地の検討とあわせ他の公共施設跡地の活用を考慮し、藤沢南小学校の跡地へ移転する方向で検討を進めます。
2	・藤沢南小学校を上藤沢中学校に転用するとのことだが、面積は足りるのか。	・周辺の土地を活用することも視野に入れて検討を進めます。
3	・藤沢地区は学区が入り組んでおり自治会と学区が一致していないという課題がある。	・小学校の統廃合の内容が決まったところで具体的な調整を進めていきます。

4. 公共施設跡地の取り扱い

○他の公共施設に転用

- ・藤沢南小学校(21,083㎡・市街化調整区域)
→上藤沢中学校用地に転用
- ・上藤沢中学校(26,764㎡・市街化調整区域)
→藤沢地区体育館用地等に転用

西武地区

1. 地区の沿革・特性・将来の見通しなど

地形的には、概ね平坦地です。仏子地区と野田・新光地区の間は人間川によって隔てられていますが、橋りょうにより行き来できる状況です。

地区の西部が飯能市、東部が狭山市と接しています。

この地区には、仏子地区に西武池袋線仏子駅があり、野田地区に元加治駅があります。路線バスについては、仏子駅から地区の中心を南北に結ぶ路線が設定されています。

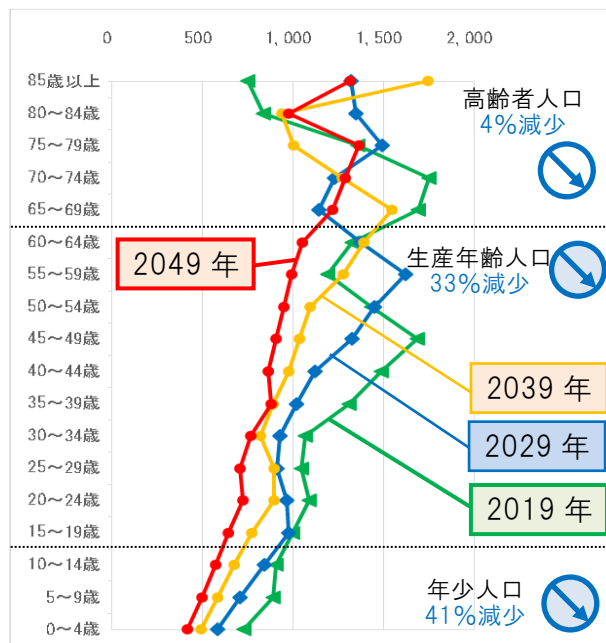
この地区は昭和40年代後半から50年代を中心に、住宅団地や宅地開発が行われ、さらに近年一部で土地区画整理が完了しました。地区としては、仏子駅周辺に商業施設、北部に工業団地が存在しますが、主として住居中心の地区となっています。

人口については、昭和40年代から仏子駅周辺に大型集合住宅が整備され、昭和50年代後半から西武仏子ニュータウンの開発がされるなど、都市近郊のベッドタウンとして人口の増加が続きました。昭和40～60年の20年間で人口が急増しています。その後、人口増加がやや緩やかとなり近年は増減があまり見られません。今後は、年少人口及び生産年齢人口の減少率は他地区と比べて低くなる一方、高齢者人口は増加が見込まれています。

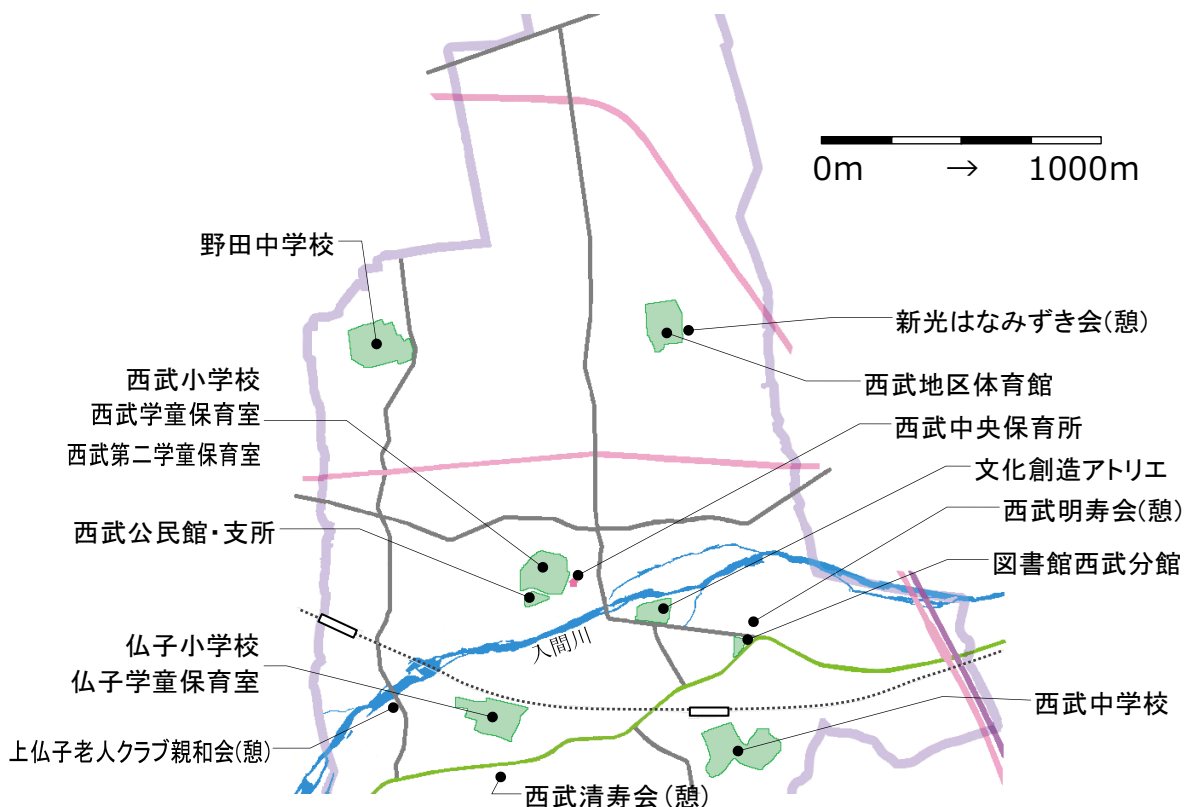
【人口の推計】

2019年 21,552人 → 2049年 16,139人

今後30年間で 25%減少



	2019年（比率）	2049年（比率）
高齢者人口	6,386人(29.6%)	6,158人(38.2%)
生産年齢人口	12,640人(58.6%)	8,496人(52.6%)
年少人口	2,526人(11.7%)	1,485人(9.2%)



2. 施設の再整備・再配置に対する考え方・方向性

この地区は、公民館1施設(支所含む)、小学校2施設、中学校2施設、学童保育室3施設、保育所1施設、地区体育館1施設、老人憩いの家4施設があります。また、市域全体を対象とした施設は、図書館西武分館、文化創造アトリエがあります。

地域対応施設再整備の基本方針に基づき検討を進めると、小学校、中学校、学童保育室は統合を行う必要があります。

施設名 建築年度(築年数)	第1期(2019～2028年)	第2期(2029～2038年)	第3期(2039～2048年)
西武公民館・支所 S56(築37)	地区センター化 (組織のみ)		建替
西武小学校(築52/51:43:7) 西S41/42:東S50:南H23:体S45		西武小学校と 仏子小学校を統合 建替	建替 (体育館)
仏子小学校(築38) 校舎S55:体S56		廃止	
西武中学校(築49/48:41:36) 北S44/45:西S52:南S57:体H15	西武中学校と 野田中学校を統合	建替 (校舎)	
野田中学校(築29) 校舎H1:体H1	廃止		
西武学童保育室 H26(築4) ※西武小敷地内		小学校の整備に合わせて 統合 小学校に複合化	
西武第二学童保育室 H26(築4) ※西武小敷地内			
仏子学童保育室 H8(築22) ※仏子小敷地内			
西武中央保育所 S52(築41)	改修		建替
西武地区体育館 S63(築30)	改修		[建替:第4期]
図書館西武分館 H4(築26)		改修	
文化創造アトリエ 不明	随時修繕にて対応		
老人憩いの家(4施設)	活用促進(利用の状況を踏まえて転用・廃止)		

第1期(2019～2028年)

- ・西武公民館・支所を地区センターに改編します。現在の施設は建築後37年であるため、施設を使い続けるため改修を行います。
- ・中学校は、生徒数の減少の状況を踏まえ、西武中学校と野田中学校の統合を行います。統合にあたっては、歴史的背景、公共交通機関も含めた利便性を考慮し、西武中学校を活用します。
- ・西武地区体育館は、非構造部材の耐震補強を行います。

施設名	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
西武公民館・支所				地区セン ター化			改修工事			
西武中学校			改修工事	野田中 を統合						
野田中学校				西武中 へ統合 廃止						
西武中央保育所					改修工事					
西武地区体育館			改修工事 (補強・ 長寿命化)							

第4章

第2期(2029～2038年)

〔上半期〕

- ・ 小学校は、西武小学校が建設後60年を超えることから建替えが必要となります。また、将来の学校の状況を踏まえると西武小学校と仏子小学校の統合が必要になると見込まれます。このため、地域の中心に近い場所であることを考慮し西武小学校を建替え、学校の整備に合わせて西武小学校へ仏子小学校を統合します。
- ・ 学童保育室は、小学校の整備に合わせて統合し、小学校に複合化します。
- ・ 図書館西武分館を維持していくため改修工事を行います。

〔下半期〕

- ・ 西武中学校が建築後60年を迎えるため建替えを行います。

第3期(2039～2048年)

- ・ 西武小学校の体育館の建替えを行います
- ・ 西武地区センターが建築後60年を迎えるため建替えを行います。
- ・ 西武中央保育所が建築後60年を迎えるため建替えを行います。

第4期(2049年～)

- ・ 西武地区体育館が建築後60年を迎えるため建替えを検討します。

随時修繕にて対応

- ・ 文化創造アトリエは、歴史的建造物であることを考慮し、構造や外観の保持に配慮しながら随時修繕にて維持していきます。

3. 市民意見への対応

No.	意 見	対 応
1	・ 中学校が両校とも地区の端にある。中間距離とすることができないか。	・ 候補地を検討しましたが、地区内で学校用地となる広い敷地を確保できる見込みがないことから、現在の施設を活用していくこととしました。
2	・ 地区の間を入間川が流れているため、往来できる場所が上橋と中橋の2か所に限られている。小学校と小学校、中学校と中学校の統合ではなく、小中一貫校として入間川の北側と南側に配置ができないか。	・ 現在、市では小中一貫校を設ける考えはありません。西武小学校と西武中学校を活用することで入間川の両岸に学校を配置していきます。
3	・ 仏子駅から野田中学校まで大人の足で40分かかる。自転車通学になるとしたら中橋や駅周辺の道路の幅員が狭く、交通量も多く危険である。学校まで遠い住民に対してはどのような配慮がなされるのか。スクールバスを検討するのか。	・ 実際に学校の配置が決まった段階で交通、道路環境、見守り体制などの様々な問題の対策を講じ、地域と協議していきます。

4. 公共施設跡地の取り扱い

○売却

- ・ 野田中学校(29,053 m²・市街化調整区域)
- ・ 仏子小学校(22,863 m²・第1種住居地域)

第5章

公共施設マネジメントに関する財政見通し

第5章

公共施設マネジメントを着実に推進するうえで、最も重要なことは、それを実施するための基盤となる財政見通しとなります。

本市では、事業計画で設定した各施設の再整備・再配置に伴う、設計や施工、解体などに係る事業費を試算し、平成31年度（2019年度）からの30年間の事業計画として取りまとめを行いました。その事業計画について、今後における財政上の実現の可能性を検証した結果、概ね担保できることを確認しました。その内容を以下に示しますが、この財政見通しには、今後の社会情勢の変化や国の制度変更、人口動態の変動など、様々なリスク要因があります。今後は、そうした変化により、想定していた財政見通しが成立しなくなる可能性も否定できないことから、各年の社会情勢等を見極めつつ、逐次財政状況を確認しながら、事業計画を進めていくこととなります。

1. 30年間の計画に基づく事業費試算額

この試算は、一定の基準に基づいて各年度に行う予定の土地購入や設計・工事等の事業費を試算し、年度ごとに集計した金額です。なお、各期の事業計画の内容については、第4章「地域別事業計画」をご参照ください。

(1) 事業費試算額

【第1期事業計画】

（単位：千円）

年度	2019	2020	2021	2022	2023
試算額	1,145,450	867,192	1,499,663	1,320,653	2,907,501

年度	2024	2025	2026	2027	2028
試算額	4,219,677	1,303,025	3,025,673	1,913,906	1,672,561

【第2期事業計画】

年度	2029	2030	2031	2032	2033
試算額	1,842,565	2,318,606	2,290,610	2,585,003	2,624,923

年度	2034	2035	2036	2037	2038
試算額	2,797,267	2,201,467	1,913,390	2,293,172	1,682,650

【第3期事業計画】

年度	2039	2040	2041	2042	2043
試算額	1,581,688	1,539,100	1,292,705	1,141,633	1,413,933

年度	2044	2045	2046	2047	2048
試算額	2,485,669	1,790,411	2,172,389	2,397,465	818,187

【年平均事業費（2019～2048年度）】 19.7億円

【最大事業費（2024年度）】 42.2億円

【最小事業費（2048年度）】 8.2億円

(2) 事業費試算の根拠

- ① 大規模改修及び建設工事は、原則として総務省が示している施設分類ごとの㎡単価により試算しました。
- ② 簡易な改修や解体工事等は、実績に基づく㎡単価により試算しました。
- ③ 設計や施工監理は、建設工事の額に対する一般的な料率で試算しました。
- ④ 建替えを行う場合は、今後の需要等を見極めるとともに、面積の増減に考慮しました。
(例：学校は児童・生徒数の推計、地区センターは機能追加、保育所は定員数など)
- ⑤ 設計や工事が複数年にわたる場合は、事業費を適切に割り振りました。

2. 財政見通し

第1期事業計画（2019～2028年度）の10年間における市財政の見通しについて、公共施設マネジメント事業計画を含めた検証を行いました。

結果として、この10年間における財政の見通しは、事業計画の実施に伴う財政的効果や行政改革の取り組みに加えて、財政調整基金を繰り入れることで歳入・歳出のかい離額を解消することにより、適正な財政運営のもとに公共施設マネジメントを推進できる見込みであることが確認できました。

【表1】

(単位:千円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
自主財源	24,253,970	24,615,499	24,651,173	24,414,694	24,345,910
依存財源	16,520,706	16,715,657	17,408,074	16,579,395	18,004,536
歳入合計額	40,774,676	41,331,156	42,059,247	40,994,089	42,350,446
義務的経費	21,748,030	22,301,773	22,476,673	22,557,187	22,409,037
投資的経費	2,031,215	1,576,284	1,721,532	1,614,888	3,195,835
その他経費	16,995,431	17,453,099	17,861,042	16,822,014	16,745,574
歳出合計額	40,774,676	41,331,156	42,059,247	40,994,089	42,350,446
かい離額	0	0	0	0	0

区 分	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
自主財源	24,573,875	24,229,114	25,149,409	25,104,972	24,969,460
依存財源	19,063,638	16,629,991	17,502,878	16,567,586	16,709,765
歳入合計額	43,637,513	40,859,105	42,652,287	41,672,558	41,679,225
義務的経費	22,443,502	22,567,924	22,646,516	22,679,066	22,795,670
投資的経費	4,239,117	1,339,445	3,069,020	1,934,541	1,695,403
その他経費	16,954,894	16,951,736	16,936,751	17,058,951	17,188,152
歳出合計額	43,637,513	40,859,105	42,652,287	41,672,558	41,679,225
かい離額	0	0	0	0	0

第5章

【歳入・歳出のかい離解消策】

事業計画の実施に伴う財政的効果である跡地の売却益や施設の統廃合に伴う運営経費等の削減、行政改革の取り組みにより、【表1】の歳入・歳出のかい離額を解消していき、不足額については財政調整基金で調整していきます。

(単位:千円)

区 分	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
歳入増加額	118,160	143,164	133,710	174,710	156,255
歳出削減額	-178,150	53,130	-223,860	-365,180	-539,550
財政調整基金繰入	432,194	719,985	627,038	825,697	632,502

区 分	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
歳入増加額	133,710	170,946	133,710	133,710	379,410
歳出削減額	-793,710	-796,230	-926,810	-926,810	-926,810
財政調整基金繰入	980,384	996,702	1,692,797	2,069,030	1,815,134

(1) 投資的経費（普通建設事業費）の内訳

【表1】で示した投資的経費の内訳について、公共施設マネジメント事業計画に関する経費と、道路整備や加治丘陵用地取得などのインフラ整備に関する経費に区分しました。

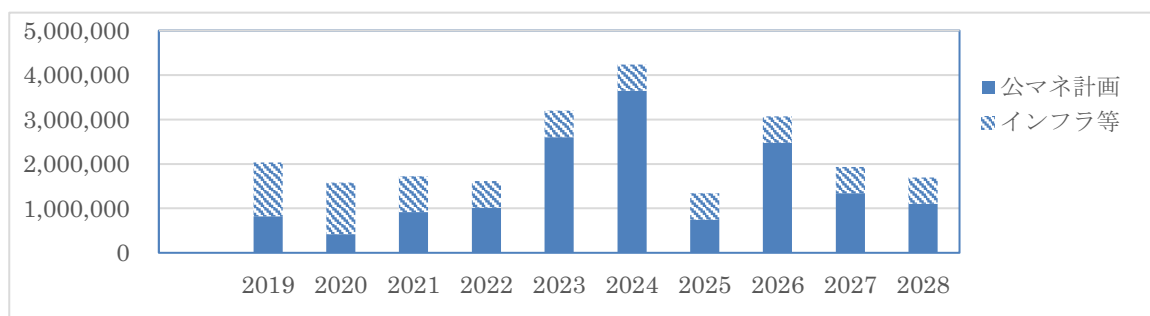
投資的経費（普通建設事業費）については、近年における経常的経費の増加傾向を踏まえて、概ね年度 30 億円を目安としていますが、2024 年の 42 億円を除き、30 億円以内という結果になりました。こうした状況から、今後の投資的経費の需要等の動向を踏まえた、対応ができるものと考えています。

【表2】

(単位:千円)

区 分	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
公マネ計画	824,350	416,600	916,951	1,020,188	2,601,135
インフラ等	1,206,865	1,159,684	804,581	594,700	594,700
合計	2,031,215	1,576,284	1,721,532	1,614,888	3,195,835

区 分	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
公マネ計画	3,644,417	744,745	2,474,320	1,339,841	1,100,703
インフラ等	594,700	594,700	594,700	594,700	594,700
合計	4,239,117	1,339,445	3,069,020	1,934,541	1,695,403



(2) 公共施設マネジメント事業計画の財源内訳

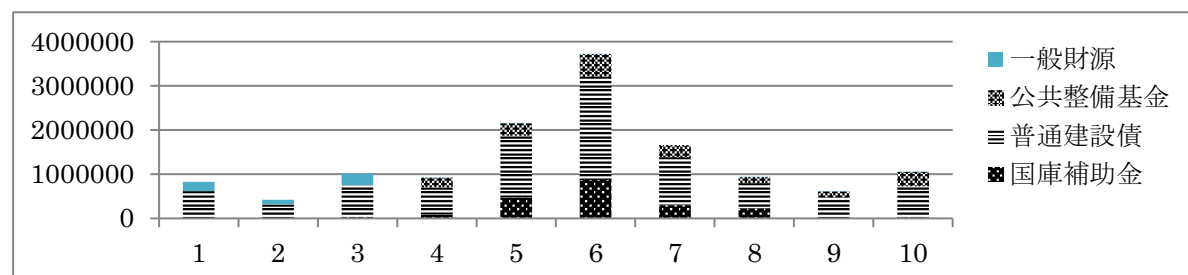
【表2】で示した公共施設マネジメント事業計画による財源内訳については、国庫補助金、普通建設事業債、公共施設整備基金を活用し、残額について一般財源を充当していきます。

【表3】

(単位:千円)

財源内訳	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
公マネ計画	824,350	416,600	916,951	1,020,188	2,601,135
国庫補助金	0	0	31,053	83,684	468,601
普通建設債	618,000	314,600	639,800	682,000	1,758,000
公共整備基金	0	0	0	247,000	371,000
一般財源	206,350	102,000	246,098	7,504	3,534

財源内訳	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
公マネ計画	3,644,417	744,745	2,474,320	1,339,841	1,100,703
国庫補助金	677,859	30,051	544,216	268,136	17,955
普通建設債	2,448,700	557,800	1,550,300	853,300	743,000
公共整備基金	514,000	153,000	377,000	216,000	336,000
一般財源	3,858	3,894	2,804	2,405	3,748



※「公共施設整備基金」は毎年度2億円を積み立てる計画で、2021年度には12億円の残高となり、2022年度から対象となる事業に対して充当していきます。

(3) 財政見通しにおけるリスク要因

現段階での公共施設マネジメント事業計画についての財政上の見通しは、投資的経費や財源内訳等の検証により、計画通りに実施ができる見込みであることが確認できましたが、これには様々なリスク要因も考えられます。

(主なリスク要因)

- ① 市民税、各種交付金や地方交付税は景気動向などによる変動があり、福祉的経費は、高齢化の進行に伴い想定よりも増額していく可能性があります。
- ② 施設の老朽化や自然災害などにより、想定していない施設の修繕や改修が必要となり、事業費が膨らんでしまう可能性があります。
- ③ 建設用地取得や地元調整等の状況で、実施時期が前後する可能性があります。

第5章

3. 財政見通しの検証結果

第1章でも示した通り、本市の財政運営は厳しい状況であり、公共施設の再整備を行うための財源を十分に確保することが難しくなっています。しかし、厳しい状況下であっても、今後の本市のまちづくりを見据えた場合に、老朽化が進む施設への対応として大規模改修や建替工事を行うことは必要不可欠となります。

そこで、必要な施設を絞り込んだうえで、集中投資をしようとするのが公共施設マネジメントの基本的な方針となります。ただし、集中投資をするにも、年度間の事業費はある程度の平準化が必要であり、そのためには長期的な視点を持って計画的な施設整備に取り組むことが重要となります。

本計画に先行して、平成27年度に策定した「公共施設等総合管理計画」では、今後の財政見直し等を勘案して、公共施設マネジメントに投入できる単年度の事業費を18.7億円と設定しました。本計画で、施設整備の実施計画を立て事業費を試算した結果、年平均の事業費は19.7億円となりました。

次に、最初の10年間の財政見直しについては、今後における歳入歳出の推計から、投資的経費の推移や財源の見込みなどを踏まえて検証を行いました。結果として、公共施設マネジメントの取り組みを踏まえた歳入歳出の推計において、事業計画の実施に伴う財政的効果や行政改革の取り組みと、財政調整基金の繰り入れにより、歳入・歳出のかい離額を解消し、適正な財政運営のもとに公共施設マネジメントを推進できる見込みであることが確認できました。また、長期的には、普通建設事業債を活用して、世代間負担の公平性に配慮するとともに、公共施設整備基金を活用した年度間の事業費の平準化にも努めました。

いずれにしても、国の補助金や市債、公共施設整備基金などを有効的に活用し、場合によってはPFIなどによる民間資金の活用も含め、できる限り効果的な財源調達を行いつつ、公共施設マネジメントの取り組みを計画的に進めてまいります。

第6章

今後の進め方

第6章

本計画の確定後、平成31年度からは個々の施設の整備に取り組むこととなります。

基本的には、本計画に沿って事業に取り組むこととなりますが、ここでは今後の事業の進め方について、その具体的な方法を示します。

1. 個別施設計画

第2章でも記述しましたが、この個別施設計画は、個々の施設の整備計画及び運用計画として、必要に応じて策定することとしています。方向性としては「公共施設等総合管理計画」「公共施設マネジメント事業計画」を踏まえて、個々の施設の整備内容等の具体化を図るものとなります。

なお、この個別施設計画は、市内に複数ある地域対応施設については整備計画の策定が2段階になるものもあり、施設種別ごとの整備計画を策定した上で、個々の施設の整備計画を策定する場合があります。

このように、個々の施設を整備する上では、市民の意向も確認しつつ、段階を踏んで徐々に具体化を図り、整備をすることとします。

＜主な個別施設計画（予定）＞

- （仮称）地区センター整備計画
- （仮称）小中学校整備計画
- （仮称）保育所整備計画
- 市役所等整備計画

2. 施設データの管理

市では、公共施設マネジメントを進めるにあたり、全ての公共施設をデータで管理するための施設カルテシステムを整備しました。このシステムは、個々の施設の建物としての情報、定期的な点検結果（劣化情報）、運営・利用情報、コスト情報などを一元的に収集し、管理するためのシステムです。

具体的な情報は、平成29年度分から収集を始めており、今後はこのシステムを通じて収集した情報をもとに、事業計画の推進や定期的な見直しを図るものとします。

このように施設データを一元的に管理し、分析することで、計画的な施設の保全や整備ができることになるものと考えています。

3. 保全計画

各施設の築年数や修繕履歴、施設カルテシステムで収集した劣化情報などに基づいて、長期的な保全計画を立てることとします。

これまでは、個々の施設ごとに所管課が修繕の希望を出して対応してきましたが、この方法だと壊れてから直すといった事後修繕になる場合が多く、結果として施設の傷みが早く進むといった課題がありました。

公共施設マネジメントでは、その状況を改善し計画的な予防保全に取り組むことにより、できる限り施設の長寿命化を図りたいと考えています。そのためには、施設カルテで把握した各施設の劣化情報などをもとに、常に各施設の状態を分析し、適切な時期に修繕を行う必要があります。

そうした取組を具体化するのが、この保全計画となります。

実際には、個々の施設の状態は日々刻々と変化するものなので、保全計画は柔軟に見直しを図りつつ、計画的な整備に取り組むこととします。

